

平成 2 3 年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

未収金、貸付金、出資金及び基金に係る財務に関する事務の
執行について（債権管理に関する事務を含む。）

広島市包括外部監査人
公認会計士 世良 敏昭

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	監査対象期間	1
5	監査実施期間	1
6	監査の視点	2
	(1) 収入未済・債権	2
	(2) 有価証券・出えん金及び基金	2
7	主な監査手続	2
	(1) 収入未済・債権	2
	(2) 有価証券・出えん金及び基金	3
8	補助者の資格と氏名	3
9	利害関係	3
第 2	監査結果の要約と提言	4
1	対象とした事項の一般的概念	4
	(1) 収入未済・債権	4
	(2) 有価証券	5
	(3) 出えん金	6
	(4) 基金	6
2	広島市の財政状態について	6
	(1) 財政指標	6
	(2) 歳入構造	9
	(3) 第三セクター等への財政支援が広島市の財政に与える影響	9
3	広島市における財産の概況	11
	(1) 収入未済	11
	(2) 債権	12
	(3) 有価証券	13
	(4) 出えん金	14
	(5) 基金	16
4	監査結果の要約と提言	18
	(1) 監査の結果	18
	(2) 監査の意見	19
5	総括	25
	(1) 概況	25
	(2) 収入未済	25
	(3) 第三セクターへの財政支援が広島市の財政に与える影響	25
	(4) 制度の見直しについて	25

第3	主要な第三セクター（有価証券・債権）	27
1	広島地下街開発株式会社	27
	(1) 概要	27
	(2) 監査の結果	29
	(3) 監査の意見	29
2	広島高速交通株式会社	29
	(1) 概要	29
	(2) 監査の結果	32
	(3) 監査の意見	32
3	広島駅南口開発株式会社	33
	(1) 概要	33
	(2) 監査の結果	34
	(3) 監査の意見	35
第4	収入未済・債権	36
1	収入未済・債権総論	36
	(1) 公債権と私債権	36
	(2) 全庁的な取組について	38
	(3) 単年度融資	43
2	個別制度	44
	(1) 保育園入園者負担金（保育料）	44
	(2) 医療費個人負担分	47
	(3) 市営住宅使用料	49
	(4) 国民健康保険料	50
	(5) 母子・寡婦福祉資金貸付金	55
	(6) 地域改善対策奨学資金貸付金	57
	(7) 保留床管理法人に対する貸付金	58
	(8) 生活保護費返還金等	60
	(9) し尿収集運搬業者事業多角化等資金貸付金	64
	(10) 住宅新築資金等貸付金	66
	(11) 地域総合整備資金貸付金	67
	(12) 広島市土地開発公社貸付金	68
	(13) 財団法人広島市都市整備公社貸付金	71
第5	有価証券・出えん金	74
1	有価証券・出えん金総論	74
	(1) 広島市出資団体の管理状況	74
	(2) 公益法人制度改革への取組（出えん金）	78
	(3) 有価証券の現物管理	80
2	個別制度	81
	(1) 広島市流通センター株式会社株券	81
	(2) 株式会社広島市産業情報サービス株券	83
	(3) 株式会社広島バスセンター株券	86
	(4) 財団法人広島平和文化センター出えん金	88
	(5) 財団法人広島観光コンベンションビューロー出えん金	89

(6) 広島高速道路公社出資金	90
(7) 社会福祉法人広島市社会福祉協議会出えん金	93
(8) 財団法人広島市動植物園・公園協会出えん金	94
(9) 財団法人広島市文化財団（現 財団法人広島市未来都市創造財団） 出えん金	95
(10) 社会福祉法人広島市社会福祉事業団出えん金	96
(11) 財団法人広島勤労者職業福祉センター（現 財団法人広島市未来 都市創造財団）出えん金	97
(12) 財団法人地域総合整備財団出えん金	99
第6 基金	101
1 基金総論	101
(1) 基金の管理と運用	101
(2) 基金の繰替運用	102
(3) 基金の存続意義について	103
2 個別制度	103
(1) 広島市減債基金	103
(2) 広島市開発事業基金	105
(3) 広島市財政調整基金	106
(4) 広島市土地開発基金	108
(5) 広島市介護給付費準備基金	110
(6) 広島市地域福祉基金	111
(7) 広島市民球場基金	112
(8) 旧広島市民球場跡地整備事業基金	113
(9) 広島市環境保全事業基金	114
(10) 広島市介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金	117

（注1）収入未済額、債権残高、有価証券残高、出えん金残高、基金残高については、「歳入歳出決算事項別明細書」、「財産に関する調書」、「歳入歳出決算説明資料」に基づき作成した。

（注2）図表中の金額等の数値は、表示単位未満の数値の端数を整理しているため、内訳を合計した数値が合計の数値と一致しない場合がある。

（注3）報告書本文では、出典、用語の説明、根拠条例等及び関連する過年度の包括外部監査報告書を参考として注書きした。

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

未収金、貸付金、出資金及び基金に係る財務に関する事務の執行について（債権管理に関する事務を含む。）

3 事件を選定した理由

広島市は、バブル崩壊後の景気の低迷等に伴い構造的に収入と支出にアンバランスが生じたことから、財政の健全化を推進するため、これまで「財政健全化計画（平成9年）」、「第2次財政健全化計画（平成16年）」及び「今後の財政運営方針（平成20年）」を策定し、職員数の削減や全職員の給与減額をはじめ、大規模公共事業や事務事業の見直しに取り組んできた。

こうした取組により、市債残高は高止まりしているものの、市債の実質残高（市債残高から減債基金を控除した残高）は減少傾向にあり、「財源不足の解消」、「市債の実質残高の抑制」といった上記計画の目標は一定の成果を得ており、現在は財政状況が小康状態にあると言える。

こうした中で、広島市の財産についてみると、平成22年度末現在において保有する収入未済残高は111億円（一般会計）、貸付金残高は907億円、有価証券残高は164億円、出えん金残高は595億円、基金残高は1,142億円となっており、市税収入2,011億円と比較して多額となっている。

このような状況においては広島市の保有する財産について、より一層の合规性、経済性、効率性の観点からの事務の執行が求められる。

また、債権の回収については、付随する債務保証・損失補償が実行される可能性によって、今後の広島市の財政に大きく影響を与えるおそれがある。

以上、これら財産の管理の重要性を考慮して、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断し、特定の事件として選定した。

4 監査対象期間

平成22年度を監査対象期間とした。ただし、必要に応じて平成21年度以前及び平成23年度も監査対象とした。

5 監査実施期間

平成23年8月26日から平成24年1月11日まで

なお、平成23年4月1日から平成23年8月25日までは、事件の選定を行うとともに、補助者の選定を行った。

6 監査の視点

(1) 収入未済・債権

広島市の財産としての収入未済及び債権管理に係る事務の執行が適切に行われているかを検討するに当たり、以下の視点に着目した。なお、以下の視点を検討するに当たり、広島市で現在行っている全庁的な取組についても検討した。

ア 財産の管理は法令等に準拠して行われているか。

イ 徴収事務は効率的に行われているか。

ウ 徴収事務は公平に行われているか。

(2) 有価証券・出えん金及び基金

広島市の財産としての有価証券・出えん金及び基金に係る事務の執行が適切に行われているかを検討するに当たり、以下の視点に着目した。

ア 財産の管理は法令等に準拠して行われているか。

イ 財産は行政目的に照らし、効率的に運用されているか。

ウ 財産の物理的な管理は適切に行われているか。

エ 有価証券・出えん金及び基金は存在意義があるか。

7 主な監査手続

(1) 収入未済・債権

ア 財産の管理は法令等に準拠して行われているか。

- ・ 関係する法令等の根拠規定を入手し、事務手続が法令等に準拠しているか検討した。
- ・ 徴収体制と方法について担当者へヒアリングを行い、関連資料を査閲した。なお、検討は監査対象期間を対象に、任意に数件サンプルを抽出し実施した。
- ・ 重要な簿外となっている債権があるか、担当者へヒアリングを行った。

イ 徴収事務は効率的に行われているか。

- ・ 庁内の一元管理や他部門との連携が効果的に行われているか、担当者へヒアリングを行った。
- ・ 検討対象とした徴収事務手続について担当者へヒアリングを行い、関連資料を査閲した。なお、検討は監査対象期間を対象に、任意に数件サンプルを抽出し実施した。
- ・ 徴収に付随する事務を外部委託している場合、関連資料を入手し、委託業務の効率性を検討した。なお、検討は監査対象期間を対象に、任意に数件サンプルを抽出し実施した。

ウ 徴収事務は公平に行われているか。

- ・ 徴収を担当する組織が必要十分か、担当者へヒアリングを行った。
- ・ 未納額及び滞納額の管理について、担当者へヒアリングを行うとともに関連資料の査閲を行い、公平な対応がとられているか検討した。なお、検討は監査対象期間を対象に、任意に数件サンプルを抽出し実施した。

(2) 有価証券・出えん金及び基金

ア 財産の管理は法令等に準拠して行われているか。

- ・ 法人への出資並びに基金の設置に関する法令等の根拠規定を入手し、事務手続が法令等に準拠して行われているか検討した。
- ・ 基金の取崩しが法令等に準拠しているか、担当者へヒアリングを行った。

イ 財産は行政目的に照らし、効率的に運用されているか。

- ・ 直近の決算書を査閲し、財政状態及び経営成績から広島市の将来の負担となる事象があるか、担当者へヒアリングを行った。
- ・ 出資先法人及び基金で運用している金融商品がある場合、投資した金融商品の運用リスクについて担当者へヒアリングを行い、運用リスクが行政目的を達成するために適切なものか確認した。

ウ 財産の物理的な管理は適切に行われているか。

- ・ 財産の実査が行われているか、担当者へヒアリングを行い確認した。

エ 有価証券・出えん金及び基金は存在意義があるか。

- ・ 有価証券・出えん金の運営状況及び基金の運用状況を担当者へヒアリングを行い、存在意義があるかを確認した。

8 補助者の資格と氏名

公認会計士	藤原幸生 高山行紀 中原晃生 宮本芳樹 吉田秀敏 増永知美 柳原常宏 友上直樹 廣幡英和
会計士補等	正路信夫 吉田雅紀子 菊池一平 渡辺真弓 瀧熊真優子 工藤 亮
その他	中本智子

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2 監査結果の要約と提言

ここでは、事件の対象とした事項の一般的な概念を理解するとともに、広島市の財政状態について主に指標分析により考察を行った。次に、この理解に基づき検討対象とする制度を選定した。

なお、選定した制度については「第3 主要な第三セクター（有価証券・債権）」、「第4 収入未済・債権」、「第5 有価証券・出えん金」、「第6 基金」において個別に考察した。そこで考察した結果について「4 監査結果の要約と提言」で要約し、総括を行った。

1 対象とした事項の一般的な概念

今回のテーマとして選定した収入未済・債権、有価証券・出えん金及び基金はいずれも地方公共団体の財産である。ここに財産とは、一般に、特定の主体に属する財産権の総体又は特定の目的の下に結合した財産権の総体をいうものと解されている¹。それぞれの一般的な概念は以下のとおりである。

(1) 収入未済・債権

ア 収入未済²

地方公共団体の決算の調製の様式（地方自治法施行規則第16条関係、別記様式「歳入歳出決算書」参照）及び歳入歳出決算事項別明細書様式（同規則第16条の2関係）の中で用いられている用語であって、当該年度の歳入として調定された徴収金等のうち、何らかの理由により当該年度の出納閉鎖期日までに納入されなかったものを、歳入歳出決算上、収入未済額と呼んでいる。

地方公共団体は収入に先立ち、その内部的意決定行為として、歳入の調定³を必要とする。すなわち、当該歳入について、その権利の内容を確認して、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等納入の通知上必要な事項を調査決定することである。

この調定と現実の収入との差が収入未済額である。

地方公共団体の債権は、「法律の規定に基づいて発生しているかどうか等」で「公法上の債権（以下「公債権」という。）」と「私法上の債権（以下「私債権」という。）」に区分される。

公債権と私債権の相違点は以下にまとめられる。

¹（出典）地方財政研究会編集「地方財政小事典（6訂）」

²（出典）平成22年12月開催 財団法人東京市町村自治調査会「平成22年度 調査研究発表フォーラム報告書 自治体における債権管理のあり方」

³（用語の説明）地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為、すなわち、徴収に関する地方公共団体の内部的意決定行為をいう。

歳入の徴収行為は、収入行為の前段階として、一般に命令系統に属する行為といわれている。地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないものとされ（自治法231）、このように徴収行為は、調定の行為と納入義務者に対する納入の通知行為との2段階に分かれる。このうち調定行為は、その発生した権利内容を具体的に調査し、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為である。（地方財務研究会編集「地方財政小辞典（6訂）」）

項目	公債権	私債権
消滅時効の期間	5年間 (地方自治法)	原則10年であるが短期消滅 時効がある。 (民法)
時効の援用	援用は不要 利益の放棄はできない。	援用は必要 利益の放棄ができる。
時効の中断	督促など	請求・差押えなど

効力に上記のような相違点が生じるにも関わらず、「公債権」と「私債権」とを区分する明確な法規定はない。

イ 債権

特定人が他の特定人に対し一定の給付(作為又は不作為)を請求することを内容とする権利をいい、民法上、物権とともに財産権の二大支柱を構成するものである。広い意味での債権は、全て地方公共団体の財産権の中に含まれるが、地方自治法において財産として管理の対象となる債権は、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利に限定されている(地方自治法第240条第1項)。

地方公共団体が直接融資しているもの(貸付金)は、制度融資と制度融資以外の融資に区分することができる。

なお、貸付残高と調定額、収入未済額などとの関係は以下のとおりである¹。

貸 付 金 額	調 定	収入済額 (A)	} 貸 付 残 高
		収入未済額 (B)	
	未 調 定	未調定額 (C) (償還期限未到来の額)	

$$\text{貸付金額} = (A) + (B) + (C)$$

$$\text{返済額} = (A)$$

$$\text{延滞額} = (B)$$

$$\text{貸付先に対する債権額 (いわゆる「貸付残高」)} = (B) + (C)$$

債権には、地方税、分担金、使用料、手数料等のいわゆる公法上の収入に係る債権、物件の売払代金、貸付料等の私法上の収入に係る債権のほか、歳出金の誤払い若しくは過払いに基づく返還金に係る債権等およそ地方公共団体が当該団体以外の者に対して金銭の給付を請求し得る一切の権利が含まれる。

(2) 有価証券

有価証券とは権利と証券が結合し、証券をもってその権利の発生及び利用(移転及び行使)がなされる財産的価値を表章する証券をいう。

例えば、手形、小切手、貨物引換証、船荷証券、倉庫証券、株券、債券、商品券等がこれにあたる。運送状、保険証、下足札等は、証券に権利が化体されていないから、

¹ (用語の説明) 日本公認会計士協会「手続」 貸付金

有価証券ではなく免責証券であり、また、印紙、切手、葉書、乗車券のような支払証券も有価証券には含まれない。

地方自治法においては、公有財産に属する有価証券として、次のものがあげられている（地方自治法第238条第1項第6号）。

- ・株券
- ・社債券
- ・地方債証券
- ・国債証券
- ・その他これらに準ずる有価証券

(3) 出えん金

公有財産に含まれる出資による権利とは、社団法人に対する出資（一般社団・財団法人法の施行後の一般社団に対する基金の拠出（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条）等も含まれる。）、財団法人に対する出えん（一般社団・財団法人法の施行後の一般財団に対する財産の拠出（同法第157条）等も含まれる。）等に伴う地方公共団体の権利をいう。

ここで、出えんは、一般に寄附金にあたると解されており、企業会計上の出資とは異なるものである。

(4) 基金

基金とは、地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けることができる資金又は財産をいう¹。

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの（例えば、地方債を償還するために積み立てる現金等）、特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの（例えば、資金の貸付け又は物品の集中購買等特定の事業や事務を運営するために設けられる原資金等）の2種類に大別することができる。

2 広島市の財政状態について

(1) 財政指標

広島市の現況を把握するため、指標分析を行った。ここでは、地方公共団体の財政分析に一般的に利用される実質収支比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率により分析を行った。

各指標の意義は以下のとおりである²。

¹（根拠条例等）地方自治法第241条第1項

²（出典）平成23年版地方財政白書

ア 指標の意義

(ア) 実質収支比率

実質収支の標準財政規模¹（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合をいう。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

(イ) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率をいう。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言える。

(ロ) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率をいう。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言える。

(ハ) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額²算入額を控除した額）に対する比率をいう。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標とも言える。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

(ニ) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいう。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標とも言える。

¹（用語の説明）地方公共団体の一般財源の標準的の大きさを示すものであり、その数値は、実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、經常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となるため、大きな意味を有している。（地方財務研究会編集「地方財政小辞典（6訂）」）

²（用語の説明）普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額である。（地方財務研究会編集「地方財政小辞典（6訂）」）

イ 指標分析

広島市の各指標の値を他の政令指定都市(広島市において一般的に比較対象とされる以下の4都市)及び政令指定都市平均値と比較した。

項目	早期健全化基準 ¹	財政再生基準 ²	広島市平成22年度	広島市平成21年度	札幌市平成21年度	仙台市平成21年度	北九州市平成21年度	福岡市平成21年度	政令指定都市平均平成21年度
(ア)実質収支比率	% -	% -	% 0.8	% 0.8	% 0.1	% 0.4	% 0.7	% 1.4	% 0.7
(イ)実質赤字比率	11.25	20.0	-	-	-	-	-	-	-
(ウ)連結実質赤字比率	16.25	35.0	-	-	-	-	-	-	-
(エ)実質公債費比率	25.0	35.0	15.6	15.7	11.3	12.7	9.9	16.8	13.4
(オ)将来負担比率	400.0	-	251.3	260.9	137.1	170.9	173.5	237.7	-

(注)実質赤字となっていない地方公共団体については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄は「-」として記載した。

財政指標の分析からは以下の傾向が読み取れる。

- (ア) 実質収支比率：一般的には3%から5%程度が望ましいとされるところ³、広島市ではこの水準を下回っている。ただし、実質収支は黒字となっており、また、他の4都市でもほぼ同水準であることから、広島市特有の課題は識別されなかった。
- (イ) 実質赤字比率及び(ウ) 連結実質赤字比率：広島市は一般会計等単独でも、また、全会計で見ても赤字にはなっておらず、当該指標から広島市特有の課題は識別されなかった。
- (エ) 実質公債費比率：早期健全化基準(市町村は25%)及び財政再生基準(市町村は35%)はクリアしているものの、他の4都市と比べ指数がやや高い。広島市においては、一般会計における公債元金と利息の返済負担がやや重くなっており、財政の弾力性に課題があることがうかがわれる。
- (オ) 将来負担比率：早期健全化基準はクリアしているものの、他の4都市と比べ指

¹ (用語の説明) 財政の早期健全化(地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。)を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、政令で定められている数値をいう(健全化法2)。(地方財務研究会編集「地方財政小辞典(6訂)」)

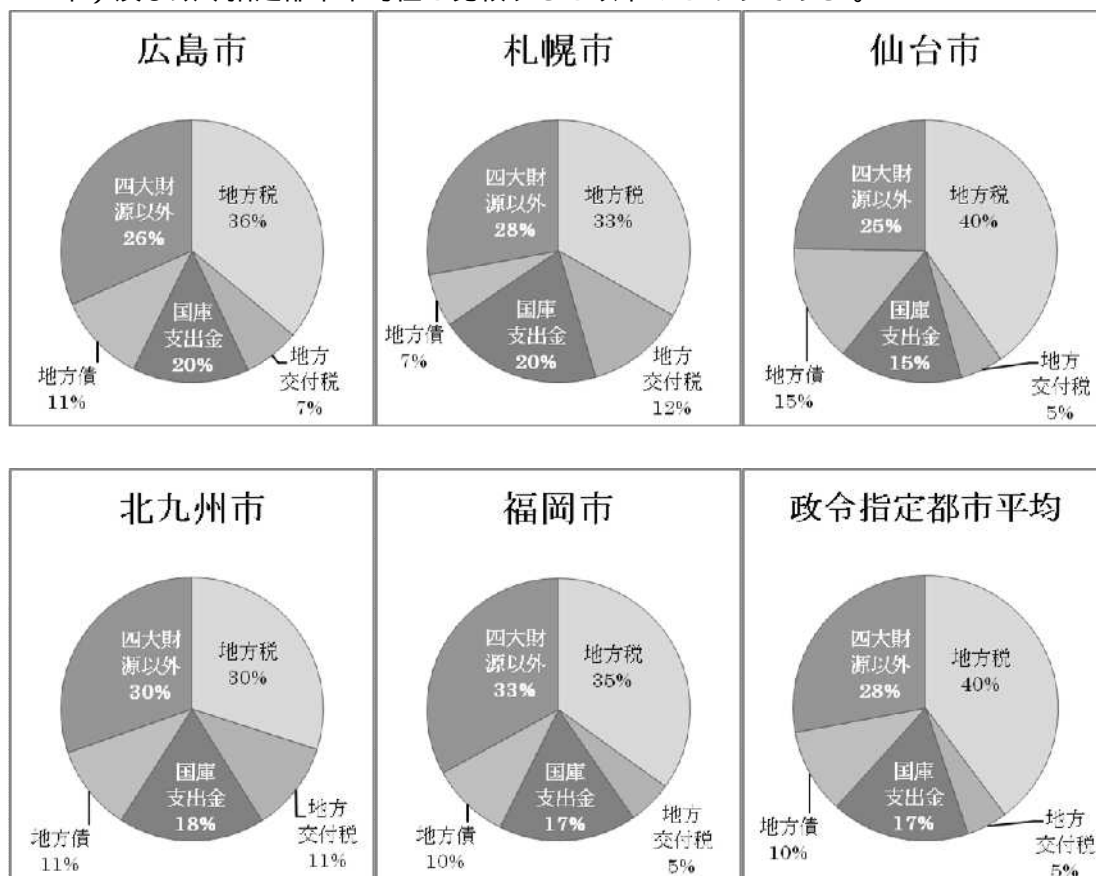
² (用語の説明) 財政の再生(地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。)を図るべき基準として、再生判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率)について、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数値をいう(健全化法2)。(地方財務研究会編集「地方財政小辞典(6訂)」)

³ (出典) 兼村高文著「図解自治体財政はわかり」

数が高い。広島市の将来負担比率の高さは、地方公社及び第三セクター(以下「第三セクター等」という。)への債務保証及び損失補償が大きいことも一因である(P9(3)参照)。

(2) 歳入構造

平成21年度の広島市の歳入内訳を他の政令指定都市(比較対象は(1)で選んだ都市)及び政令指定都市平均値と比較すると以下のとおりである¹。



一般に、自主財源が大きいほど地方公共団体の財政運営に余裕がある。地方公共団体の自主財源の中心は言うまでもなく地方税である。なお、広島市には長崎市とともに原子爆弾の被爆地となった歴史から、原爆被爆者への対応という他の政令指定都市にはない特殊性がある。被爆者手当等の国庫支出金を除くと、地方税の割合は38%となり、他の政令指定都市と比べ遜色ない水準である。

(3) 第三セクター等への財政支援が広島市の財政に与える影響

ここでは、広島市の第三セクター等への財政支援が広島市の財政に与える影響の大きさについて検討した。これは、広島市が第三セクター等に対して実施した財政支援策、すなわち貸付金、債務保証及び損失補償が広島市の標準財政規模に対し、どの程度の大きさとなっているかを検討した(表1、2参照)。

検討の結果、広島市では第三セクター等への貸付金等は標準財政規模を超える水準(標準財政規模の107.5%)まで膨れあがっていることから、第三セクター等への財

¹ (出典) 総務省の公表数値よりグラフを作成

政支援は広島市の財政に重く押し掛かっていることがうかがわれた。

第三セクター等の中では、特に「広島市土地開発公社」、「広島地下街開発株式会社」、「広島高速道路公社」及び「広島高速交通株式会社」への財政支援が多額となっている（「広島県信用保証協会」への損失補償額は広島市の実質的な財政負担額を必ずしも示していないため除外した。）。

これら第三セクター等への財政支援については広島市において、これまで十分な議論を積み重ねてきており、また、過去の包括外部監査においても事件として選定し、財政支援の必要性について検討を行ってきたことから、当報告書では経営支援後の現在において、「支援計画に見直しが必要か。」、「広島市において過去に想定していない追加負担が今後生じうる可能性があるか。」に着目して監査を行った。

表1 「広島市の標準財政規模と貸付金等の比較」¹

年度	標準財政規模 (A)	貸付金	債務保証	損失補償	合計 (B)	比率 (A/B)
平成21年度	百万円 270,352	百万円 70,657	百万円 111,386	百万円 108,504	百万円 290,547	% 107.5

表2 第三セクター等に対する貸付金等の残高

第三セクター等	貸付金	債務保証に係る債務残高	損失補償に係る債務残高	合計
広島市土地開発公社	百万円 -	百万円 29,361	百万円 -	百万円 29,361
広島県信用保証協会	-	-	(注) 72,123	72,123
広島駅南口開発株式会社	4,150	-	-	4,150
広島地下街開発株式会社	6,672	-	13,647	20,319
財団法人広島市都市整備公社	-	-	5,734	5,734
広島高速道路公社	41,410	82,025	-	123,435
広島高速交通株式会社	18,425	-	17,000	35,425
合計	70,657	111,386	108,504	290,547

(注) 広島県信用保証協会への損失補償額は、出資割合等に基づき広島市に帰属する金額であり、広島市が負担する金額を表すものではない。

¹ (作成元) 財政状況等一覧表(平成21年度決算)

(注) 報告書作成段階で平成22年度決算分は未開示のため直近開示年度の平成21年度に基づき作成した。

3 広島市における財産の概況

ここでは今回の事件とした各制度の概況を記述している。また、最近10年間に著しく増減のあった年度についてその概況を把握するとともに、上記「2 広島市の財政状態について」の考察をもとに監査対象とするサンプルを抽出した。

(1) 収入未済

ア 広島市における過去10年間の収入未済残高（一般会計＋特別会計）の推移

広島市における収入未済残高（一般会計＋特別会計）は以下のとおり推移しており、過去10年間に於いて、著しい増減は認められない。

決算期	残高(注)
	千円
平成13年度	19,970,116
平成14年度	20,600,916
平成15年度	20,247,670
平成16年度	20,014,403
平成17年度	20,314,547
平成18年度	19,100,974
平成19年度	19,252,504
平成20年度	19,580,190
平成21年度	20,461,651
平成22年度	20,119,215

（注）一般会計及び特別会計の合計額であり、下表の一般会計、特別会計合計額と一致する。

イ 広島市の平成22年度末現在の収入未済残高（一般会計＋特別会計＋企業会計）

企業会計分も含めた平成22年度末現在の広島市の収入未済残高は217億円に達する。当監査においては、監査対象が一般会計及び特別会計の他、企業会計も含めた広範なものであることを踏まえ、平成22年度末残高が2億円以上の制度について検討を行った（サンプル対象とした制度は、以下で「○」を付した。）。なお、制度の抽出に当たり近年事件として選定した制度（水道料金（平成22年度）、市民税（平成21年度））は事件選定から日も浅いことから、当監査に当たっては検討対象外とした。

No	債権名	平成22年度 末残高	今回の サンプル 対象
		千円	
	一般会計	11,119,701	
1	市民税他	8,965,023	
2	負担金/ 保育園入園者負担金（保育料）	423,236	○
3	使用料/ 市営住宅使用料	322,006	○
4	雑入/ 弁償金	138,074	
5a	雑入/ 生活保護費返還金	258,837	
5b	雑入/ 生活保護法に基づく徴収金	353,913	

№	債権名	平成22年度 末残高	今回の サンプル 対象
5c	雑入/ 生活保護過年度戻入金	112,386	
	№5計	725,136	○
6	雑入/ 廃プラスチック処理実費回収金	52,236	
7	雑入/ 児童扶養手当返還金	43,360	
8	雑入/ 資源ごみ売払収入	126,166	
	その他一般会計	324,463	
特別会計		8,999,513	
9	住宅資金貸付特別会計	288,017	○
10	母子寡婦福祉資金貸付特別会計	510,688	○
11	後期高齢者医療事業特別会計	120,763	
12	介護保険事業特別会計（介護保険料）	439,780	(注1)
13	国民健康保険事業特別会計（国民健康保険料）	7,590,069	○
	その他特別会計	50,196	
一般会計・特別会計 合計		20,119,215	
企業会計			
14	水道事業会計（水道料金）	651,659	
15	下水道事業会計（下水道使用料）	604,394	(注2)
16	病院事業会計（医療費個人負担分）	369,215	○
	企業会計合計	1,625,268	
合計		21,744,483	

（注1）介護保険料は国民健康保険料と業務フローが類似するため検討は省略した。

（注2）下水道使用料は水道料金と徴収手続が同一のため当監査に当たっては検討対象外とした。

(2) 債権

ア 広島市における過去10年間の債権残高の推移

広島市における債権残高は以下のとおり推移している。平成22年度において前年度比で49億円（5.8%）増加している。この増加は保留床管理法人に対する貸付金40億円、指定都市高速道路建設事業資金貸付金13億円が要因となっている。

決算期	残高
	千円
平成13年度	72,680,782
平成14年度	75,182,496
平成15年度	75,204,734
平成16年度	71,962,508
平成17年度	76,033,187
平成18年度	77,936,783
平成19年度	80,606,443
平成20年度	82,849,757
平成21年度	85,795,691
平成22年度	90,792,325

イ 広島市の平成22年度末現在の債権残高

広島市の平成22年度末現在の債権残高は907億円に達する。当監査に当たり、監査対象が広範であることを踏まえ、平成22年度末残高が5,000万円以上の制度について検討を行った（サンプル対象とした制度は、以下で「○」を付した。）。

№	債権名	平成22年度 末残高	今回の サンプル 対象
1	住宅新築資金等貸付金	千円 242,284	○
2	地域総合整備資金貸付金	57,168	○
3	母子福祉資金貸付金	4,657,762	○
4	寡婦福祉資金貸付金	242,045	○
5	し尿収集運搬業者事業多角化等資金貸付金	414,677	○
6	新交通システム建設事業資金貸付金	21,174,371	○
7	指定都市高速道路建設事業資金貸付金	45,520,117	○
8	紙屋町地下街建設資金貸付金	7,088,881	○
9	広島駅南口開発株式会社に対する貸付金	5,393,990	○
10	保留床管理法人に対する貸付金	4,000,000	○
11	地域改善対策奨学資金貸付金	726,037	○
12	敷金	10,287	
13	弁償金	1,938	
14	児童扶養手当過誤給付返還金	16,603	
15	生活保護費返還金	404,121	○
16	生活保護法に基づく徴収金	826,223	○
	その他（7件）	15,821	
合計		90,792,325	

（注）上記の表は広島市の作成した「財産に関する調書」より作成しており、金額には元金に加え、今後発生する利払い額及び遅延利息が含まれている。

(3) 有価証券

ア 広島市における過去10年間の有価証券残高の推移

広島市における有価証券残高は以下のとおり推移しており、直近10年間に於いて著しい増減は認められない。

決算期	残高
	千円
平成13年度	15,047,401
平成14年度	15,022,401
平成15年度	15,022,401
平成16年度	14,993,107
平成17年度	16,455,143
平成18年度	16,451,643
平成19年度	16,440,643
平成20年度	16,440,643
平成21年度	16,440,643
平成22年度	16,440,643

イ 広島市の平成22年度末現在の有価証券残高

広島市の平成22年度末現在の有価証券残高は164億円に達する。当監査においては、監査対象が広範であることを踏まえ、平成22年度末残高が1億円以上かつ出資比率が25%以上の制度について検討を行った(サンプル対象とした制度は、以下で「○」を付した。)。

No	銘柄	平成22年度 末残高	出資比率	今回の サンプル 対象
		千円	%	
1	株式会社広島バスセンター株券	224,333	38.1	○
2	広島市流通センター株式会社株券	699,800	70.0	○
3	広島高速交通株式会社株券	5,100,000	51.0	○
4	株式会社広島市産業情報サービス株券	651,900	34.5	○
5	株式会社広島情報シンフォニー株券	24,500	24.5	
6	広島駅南口開発株式会社株券	3,755,000	63.0	○
7	株式会社ふれあいチャンネル株券	23,200	1.5	
8	株式会社広島ソフトウェアセンター株券	250,000	15.3	
9	株式会社サンフレッチェ広島株券	100,000	4.7	
10	広島地下街開発株式会社株券	5,500,000	43.3	○
11	株式会社ひろしま港湾管理センター株券	90,000	9.0	
	その他(8件)	21,910		
	合計	16,440,643		

(4) 出えん金

ア 広島市における過去10年間の出えん金残高の推移

広島市における出えん金残高は以下のとおり推移している。著しい増減のあった年度の増減要因は下記のとおりである。

<平成16年度> 前年度比で36億円(14.9%)増加

増加要因は広島高速道路公社への追加出資金36億円である。

<平成19年度> 前年度比で34億円(10.4%)増加

増加要因は広島高速道路公社への追加出資金35億円である。

<平成22年度> 前年度比で168億円(39.4%)増加

増加要因は広島高速道路公社への追加出資金12億円、公立大学法人広島市立大学への出資金155億円である。

決算期	残高
	千円
平成13年度	20,063,508
平成14年度	22,175,492
平成15年度	24,584,881
平成16年度	28,239,006
平成17年度	30,970,561
平成18年度	33,523,214
平成19年度	37,009,629
平成20年度	39,610,845
平成21年度	42,710,815
平成22年度	59,534,835

イ 広島市の平成22年度末現在の出えん金残高

広島市の平成22年度末現在の出えん金残高は595億円に達する。当監査においては、監査対象が広範であることを踏まえ、平成22年度末残高が1億円以上かつ出資割合が50%を超える制度及び他の項目のサンプルに関連する制度について検討を行った（サンプル対象とした制度は、以下で「○」を付した。）。なお、平成21年度に事件として選定した制度（広島市立大学）については、事件選定から日も浅いことから当監査に当たっては検討対象外とした。

No	銘柄	平成22年度 末残高	基本財産 等に占める 出資割合	今回の サンプル 対象
1	広島県農業信用基金協会出資金	千円 21,960	% 0.4	
2	広島県信用保証協会出えん金	378,841	1.1	
3	社会福祉法人広島市社会福祉協議会 出えん金	917,938	86.4	○
4	財団法人広島原爆被爆者援護事業団 出えん金	169,424	49.0	
5	財団法人広島市環境事業公社出えん金	30,000	100.0	
6	財団法人広島平和文化センター出えん金	1,184,255	93.8	○
7	財団法人広島市動植物園・公園協会 出えん金	503,600	89.3	○
8	公益財団法人ひろしま美術館出えん金	50,000	3.3	
9	広島市森林組合出資金	13,487	18.7	
10	財団法人広島市文化財団出えん金	305,000	77.8	○
11	財団法人広島県環境保全公社出えん金	21,950	7.3	
12	社会福祉法人広島市社会福祉事業団 出えん金	255,000	100.0	○
13	公益財団法人ひろしま産業振興機構 出えん金	34,000	7.9	
14	財団法人広島勤労者職業福祉センター 出えん金	147,698	66.7	○
15	財団法人道路管理センター出えん金	18,000	3.5	
16	財団法人広島市スポーツ協会出えん金	571,550	50.0	
17	財団法人暴力追放広島県民会議出えん金	46,800	5.5	
18	財団法人地域総合整備財団出えん金	150,000	1.4	○
19	財団法人ひろしま国際センター出えん金	50,000	5.0	
20	財団法人地方公務員等ライフプラン協会 出えん金	20,000	0.8	
21	財団法人広島県スポーツ振興財団出えん金	100,000	9.6	
22	財団法人地方公務員安全衛生推進協会 出えん金	26,000	1.7	
23	財団法人広島市農林水産振興センター 出えん金	60,000	66.7	
24	財団法人広島市産業振興センター出えん金	50,000	100.0	
25	財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 出えん金	30,000	0.2	

No	銘柄	平成22年度 末残高	基本財産 等に占める 出資割合	今回の サンプル 対象
26	財団法人広島市老人クラブ連合会出えん金	30,000	28.1	
27	財団法人広島観光コンベンション ビューロー出えん金	977,800	100.0	○
28	財団法人広島市ひと・まちネットワーク 出えん金	53,880	50.0	
29	広島高速道路公社出資金	37,687,500	50.0	○
30	地方公共団体金融機構出資金	26,300	0.2	
31	公立大学法人広島市立大学出資金	15,510,191	100.0	
	その他（19件）	93,661		
	合計	59,534,835		

(5) 基金

ア 広島市における過去10年間の基金残高の推移

広島市における基金残高は以下のとおり推移している。著しい増減のあった年度の増減要因は下記のとおりである。

<平成14年度> 前年度比で125億円（23.0％）増加

増加要因は広島市減債基金の積み立て127億円である。

<平成15年度> 前年度比で85億円（12.7％）増加

増加要因は広島市減債基金の積み立て128億円である。

<平成16年度> 前年度比で144億円（19.1％）増加

増加要因は広島市減債基金の積み立て145億円である。

決算期	残高
	千円
平成13年度	54,455,656
平成14年度	66,957,746
平成15年度	75,486,086
平成16年度	89,899,929
平成17年度	90,690,611
平成18年度	97,932,900
平成19年度	103,752,449
平成20年度	111,035,248
平成21年度	115,722,791
平成22年度	114,240,024

イ 広島市の平成22年度末現在の基金残高

広島市の平成22年度末の基金残高は1,142億円に達する。当監査においては、監査対象が広範であることを踏まえ、平成22年度末残高が5億円以上の制度について検討を行った（サンプル対象とした制度は、以下で「○」を付した。）。

基金名	区分	平成22年度末 残高	今回の サンプル 対象
広島市財政調整基金	預金	千円 -	○
	運用金	14,262,076	
	小計	14,262,076	
広島市減債基金	預金	187,316	○
	運用金	56,143,282	
	有価証券	14,893,233	
	小計	71,223,831	
広島市都市整備事業基金	預金	-	
	運用金	962	
	小計	962	
広島市美術品等蓄積基金	預金	-	
	運用金	632	
	小計	632	
ひろしま国際協力基金	預金	-	
	運用金	415,663	
	小計	415,663	
広島市原爆ドーム保存事業基金	預金	-	
	運用金	98,285	
	小計	98,285	
広島市福祉事業基金	預金	-	
	運用金	5,917	
	小計	5,917	
広島市地域福祉基金	預金	-	○ (注1)
	運用金	302,646	
	小計	302,646	
広島市介護給付費準備基金	預金	-	○
	運用金	4,126,889	
	小計	4,126,889	
広島市介護従事者処遇改善 臨時特例交付金基金	預金	-	○ (注2)
	運用金	299,506	
	小計	299,506	
広島市環境保全事業基金	預金	-	○
	運用金	700,540	
	小計	700,540	
広島市競輪事業基金	預金	-	
	運用金	498,848	
	小計	498,848	
広島市土地開発基金	預金	-	○
	不動産	4,336,597	
	貸付金	-	
	運用金	2,418,610	
	小計	6,755,207	

基金名	区分	平成22年度末 残高	今回の サンプル 対象
旧広島市民球場跡地整備事業基金	預金	-	○
	運用金	1,102,289	
	小計	1,102,289	
広島市民球場基金	預金	-	○
	運用金	1,350,702	
	小計	1,350,702	
広島市開発事業基金	預金	-	○
	運用金	13,094,850	
	小計	13,094,850	
広島市災害救助基金	預金	-	
	運用金	1,181	
	小計	1,181	
合計		114,240,024	

(注1) 広島市地域福祉基金は平成22年度中に基金の取崩しがあり年度末残高が5億円未満となったが、平成21年度末時点では5億円を超えていたため対象とした。

(注2) サンプルとして抽出した広島市介護給付費準備基金と同じ介護保険関係の制度であるため、あわせて対象とした。

サンプルとして抽出した個別制度についての監査結果は、第3から第6にかけ記載した。その構成は以下のとおりである。なお、主要な第三セクターは、複数のテーマが関連し、また、広島市から支出された財産の金額が重要なことから、第3に集約して記載した。

第3：主要な第三セクター（有価証券・債権）

第4：収入未済・債権

第5：有価証券・出えん金

第6：基金

4 監査結果の要約と提言

今回の監査で検出された事項は以下のとおりである。なお、当報告書では合規性に係る事項を「監査の結果」として、提言に属するものを「監査の意見」として記載した。

(1) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 監査の意見

No	制度種類	制度名	検出事項	記載箇所
1	有価証券 債権	広島地下街開発株式会社、 広島高速交通株式会社、 広島駅南口開発株式会社	【経営改善スキームの検証について】 経営改善スキームの策定から既に5～8年経過している。どのような場合に見直しが必要かについて明確にされていない。いずれの会社も広島市の指導調整団体であり、かつ、重要な融資先であることから、広島市が主導して長期収支計画等をどのような場合に見直すか（例えば3～5年ごとに定期的に点検を行うことその他、スキームの前提が大きく変動する場合等）を明確にすることが望まれる。	第3
2	有価証券 債権	広島駅南口開発株式会社	【事業のあり方について】 広島駅南口開発株式会社が第三セクター方式で設立された背景としては、零細権利者が多く、地元権利者のみで事業資金を確保することが困難であったこと、再開発後は零細権利者を支援し、再開発ビルの良好な管理を行う必要があることが挙げられる。また、再開発ビル（エールエールA館）は、広島市の玄関口にふさわしい都市機能の向上や都市の活性化等に寄与していることから、その管理運営を行う同社について公益性の高い法人として広島市は支援を行っている。 ただし、商業施設の運営ノウハウは一般には民間の方が豊富であると考えられるため、広島市が将来も継続して事業に関与することには検討の必要があるものとする。 広島市は今後の同社の経営健全化の状況及び広島駅周辺開発の進捗を鑑み、民間で運営する方が合理的と判断される場合にはエールエールA館の管理運営事業の見直しを検討することが望まれる。	第3
3	収入未済	全庁的	【公債権か私債権かの分類について】 従来、地方公共団体の債権は、議論の蓄積が乏しかった分野であることに加え、近年これまでの行政常識を覆す判例があり、各地方公共団体では自己のどの債権が私債権となるか対応に苦慮しているものとする。 広島市として行政執行の指針となるよう、各債権について、どのような性格を有するのか、すなわち、債権の成立、不服申立て、債権回収方法及び時効の援用等の側面から検討を行い、広島市としての取扱方針や指針等といった形で整備することが望まれる。	第4
4	収入未済	全庁的	【私債権の権利放棄について】 地方公共団体の債権のうち私債権に属する債権は民法の規定が適用されることから、債務者の時効援用が債権者の権利放棄がなければ、いつまでも債権として管理しなければならない。しかし、回収コストが回収金額を上回ることになりかねないため、経済性の観点からは、不納欠損処分について全庁的に取扱いを検討した上で権利放棄についての一定の指針を作成し、それに従った運用を行うことが望まれる。	第4

No	制度種類	制度名	検出事項	記載箇所
5	収入未済	全庁的	【徴収一元化の推進について】 徴収の一元化の取組は収納率の向上に一定の効果を上げており、今後も対象債権の拡充等、取組を推進することが望ましい。対象債権を拡充していく中で債権及び基になった制度の内容を良く理解している主管課のサポートを受けやすいよう兼任等の対応も必要と考える。 なお、各債権から生ずる滞納債権は主管課でそれぞれデータ管理しているため、滞納者の情報共有を行うことができない。徴収の一元化を進めるに当たっては、現在別々のシステムで管理する滞納情報を徴収部門が査閲できるようシステム変更を行うことが有益であると考え。	第4
6	収入未済	全庁的	【個人情報保護法の制約について】 現在の個人情報保護法の枠組みでは、強制徴収公債権の回収に当たり得られる個人情報である財産調査結果を他の債権回収のために利用することが困難である。同法の制約を乗り越えるための方策としては、一般的に以下の方法が知られており、広島市においても検討することが望ましい。 債権発生時に、あらかじめ本人に一定の範囲内での個人情報の利用について承諾を得る。 徴収を同一部門で担当する。 個人情報保護審議会の同意を得て、例外的に目的外使用を認める。	第4
7	収入未済	全庁的	【債権回収マニュアルの策定・改善について】 債権管理の基本法である地方自治法及び地方自治法施行令は、債権管理の方法や時効についての適用関係が複雑で分かりにくくなっている。 また、組織としてのマニュアル類の整備等が十分でない面があり、市職員には定期的な人事異動があることから、制度固有の債権の管理・回収に係る知識・経験・ノウハウの継承が困難となるリスクが潜在的にあるものと考え。 複雑で分かりにくい法体系を整理し、実務での参照を容易にできるよう、また、各担当者にある知識・経験・ノウハウを広島市のノウハウとして共有できるよう、債権回収マニュアルの整備を推し進めることが有用と考える。	第4
8	収入未済	全庁的	【回収方法の多様化について】 市税や使用料の収納率の向上のために口座振替制度の利用率の向上は不可避と考えるが、項目によっては口座振替制度の利用率が低いものがある。口座振替制度の利用率が低い項目については、引き続き市民に対し口座振替制度の利用促進を働きかけることが望まれる。 また、納付書による納付や口座振替制度以外の他の	第4

No	制度種類	制度名	検出事項	記載箇所
			支払方法の導入を検討する余地もあるものとする。 多様化する住民の生活スタイルに対し、回収方法の選択肢を増やすことは、収納率の向上に寄与するものとする。 なお、上記検討は導入及び回収のコストと、導入による収納率の向上効果を勘案して行うべきであることはいうまでもない。	
9	債権	全庁的	【単年度融資について】 地方公共団体では第三セクター等の支援のために、短期貸付けを反復かつ継続的に行うことがある。このような短期貸付金は、実質的には広島市からの長期の貸付けが行われているとみなされるべきものである。また、広島市の会計年度末の財政状態を適正に表示するためには、このような単年度融資は本来長期貸付けにより対応すべきものであると考える。 総務省からは第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に行う方法による支援は早期に見直すべきとする通知が出されており、広島市においても早期の対応が望まれる。	第4
10	債権	母子・寡婦福祉資金貸付金	【不納欠損処分について】 母子・寡婦福祉資金貸付金は、制度が始まった昭和56年に発生した債権が平成22年度においても収入未済額として計上されている。また、本制度においては過去において不納欠損処分を行った債権はない。 公平性の観点からは、安易な不納欠損処分は行えないが、回収コストとの比較や事務処理の効率化の観点から不納欠損処分を行うことの検討は必要である。広島市における不納欠損処分の論点を整理後、母子・寡婦福祉資金貸付金における不納欠損処分のあり方について検討が望まれる。	第4
11	債権	し尿収集運搬業者事業多角化等資金貸付金	【融資先の現況把握について】 し尿収集運搬業者事業多角化等資金貸付金においては、広島市し尿収集運搬業者事業多角化等支援融資制度要綱等では融資決定後、借受人が経営診断又は経営相談（以下「経営診断等」という。）を受けることを求めている。しかしながら、し尿収集業務量減少対策における代替業務のあっせんが十分措置できていないことを要因として借受人は経営診断等を受けていない。 現状、延滞債権は発生していないものの、借受人の財務情報を定期的に点検し債権管理に役立てるため、広島市は借受人に対し経営診断等を受けるよう働きかけを行うことが望ましい。	第4
12	債権	住宅新築資金等貸付金	【不納欠損処分について】 住宅新築資金等貸付金においては、借受人が生活困窮や高齢の場合でも支払能力を考慮しつつ、可能な限り債権の回収に努めている。	第4

No	制度種類	制度名	検出事項	記載箇所
			ただし、こうした取組は行われているものの、実質的には回収が困難となっている債権があることが懸念されるが、同貸付金では過去において不納欠損処分を行った債権はない。公平性の観点からは、安易な不納欠損処分は行えないが、全庁的な観点から回収コストとの比較や事務処理の効率化などの論点を整理し、広島市として不納欠損処分に関する取扱方針等を整備した後、この取扱方針等に基づき、同貸付金における不納欠損処分の検討が望まれる。	
13	債権	広島市土地開発公社貸付金	【公社の清算手法について】 広島市では、役割が終わった広島市土地開発公社について、第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」という。）を利用した解散を検討している。三セク債には発行者である地方公共団体に一定のメリットはあるものの、その発行は広島市にとって将来の財政負担となることには変わりなく、その償還には財源の裏付けが必要となる。 三セク債発行による同公社の解散を行うことが現実的な対処方法であることは理解できるものの、財政状態の悪化を防止しつつ三セク債を含めた市債発行額の増加を抑制するため、事務事業の見直しや新たな歳入確保に取り組むことが望まれる。	第4
14	債権	財団法人広島市都市整備公社貸付金	【先行建設した学校の再取得時期について】 広島市においては財団法人広島市都市整備公社を活用し、地方公共団体が行う事業の負担軽減を図っており、同公社の活用状況に問題はない。 しかし一方で、同公社の資産には既に開校している学校施設が複数含まれている。広島市が同公社から学校施設を再取得する時期は、公社活用によるメリットを勘案してのことではあるが、開校した学校施設については広島市の学校施設として運営していることから、経済的実態としては広島市の財産として取り扱うべきものとする。 開校後、数年経過するにも関わらず広島市の財産として取り扱わないことは、経済的実態（広島市の財産）と法的実態（同公社の財産）に矛盾が生じるため、その早期の解消（広島市による学校施設の再取得）が求められる。	第4
15	出えん金	全庁的	【広島市出資法人の抜本的改革について】 今回の公益法人制度改革に当たり、広島市と「純資産額300万円以上の保持」の観点から検討が必要となった法人は、組織及び事業内容について一定の見直しを行っている。その上で広島市は将来、純資産額が300万円未満となる懸念がある法人に、広島市の所有する不動産を現物出資し純資産額を300万円以上に保持することを予定している。 当該法人の現在の事業内容、コスト構造や広島市が	第5

No	制度種類	制度名	検出事項	記載箇所
			らの委託料等の条件に鑑みて、事業による利益を計上することが困難な場合、現物出資により純資産額の増加を図ることは広島市の対応として理解はできる。ただし将来、追加負担が生じる場合は、広島市において新たな負担が生じる事項となるため、さらなる抜本的な法人の存在意義、事業内容及び事業構造の見直しを行い、広島市の負担の軽減を図ることが望ましい。	
16	有価証券	有価証券の現物管理	【株券の実査について】 広島市が出資した株式会社の発行する株券は貸金庫に預けたままとなっており、定期的な現物確認がなされていない。株券を発行する株式会社においては株券が株主という地位を表章するため、定期的に又は少なくとも主管部局が移管した場合、あるいは管理責任担当者が交代となった場合等には引継事項として現物の確認を行うことが望ましい。	第5
17	有価証券	株式会社広島市産業情報サービス株券	【会社の存続意義】 株式会社広島市産業情報サービスは地域産業の情報化を推進する第三セクターとして設立されたが、急激なコンピュータのダウンサイジングを背景に業績が悪化し、債務超過となっている。 同社は現在、広島市及び外郭団体向けの売上げを主な収入として市貸付金を返済している。同社の利益が先細りとなっていることから、今後も一般競争入札による受注で借入れを返済していくことが可能かを見極め、必要であれば事業からの撤退も含め検討が必要である。 (参考) 広島市は、株式会社広島市産業情報サービスを平成24年1月末で清算させることを平成23年12月15日に開催された市議会経済環境委員会で明らかにした。広島市は、出資(6億5,190万円)及び短期貸付け(平成23年度融資実行額6億円)を行っているが、清算によりほぼ全額が回収不能となる見込みである。	第5
18	出えん金	広島高速道路公社出資金	【建設費償還状況の計画対比の公表について】 広島市は広島高速道路公社へ高速道路の建設資金を貸し付けているものの、借受人である同公社において、建設費の償還状況について計画と実績の対比が開示されていない。 高速道路の建設は公共性が高いものの、広島市における財政負担は極めて多額となっており、建設費の償還状況について広く市民に周知できる環境を整備することが望ましい。広島市は市民が建設費償還状況の計画対比を知り得るよう同公社へ開示を働きかけることが望ましい。	第5

No	制度種類	制度名	検出事項	記載箇所
19	基金	全庁的	【マニュアル類の整備について】 広島市は基金運用方針として、平成19年11月に会計室より発表された「広島市におけるペイオフ解禁への対応方策」を定めている。同方策は地方自治法に従ったものであり、また、広島市はこれに従った運用を行っているが、実務上の指針となるマニュアル類は整備されていない。実務上の指針を文書として明示することが望ましく、広島市は業務手順等を記載したマニュアル類を整備することが望ましい。	第6
20	基金	全庁的	【基金の必要性及び存続意義について】 広島市の基金には広島市土地開発基金のように財源の本来の事業への充当が極めて少ない基金や広島市環境保全事業基金の当初設置分（4億円）のように運用益が低額なため小規模な事業にしか充当できない基金がある。また、今回、直接の検討対象とはしていないが、基金残高が100万円未満で推移し、事業への充当が十分に行えないような存続意義に懸念のある基金もある。 広島市においては財政健全化計画を策定し、また、将来的な財源不足が議論される場面もあることから、本来の目的使用が行われていない基金や小規模な事業にしか充当できない基金について、基金存続の必要性及び基金残高の適正性について検討することが望まれる。	第6
21	基金	広島市土地開発基金	【基金で保有する土地の早期取得について】 広島市土地開発基金で先行取得した土地については、まずは、一般会計等での再取得の可能性を検討し、再取得の見通しが立たないものについては、必要に応じ、先行取得時の目的以外での処分も含め、検討することが望まれる。 さらに、同基金は、もともとは高度経済成長期において、土地価格は将来的に高騰すると想定された時代背景をもとに設置された基金である。現状として、同基金は新たな用地の先行取得に活用されず、財源不足を補うための一般財源としての活用もされている。であるならば、近年の社会経済情勢等を考慮し、同基金を存続すべきかどうかの検討をする時期にきていると考える。	第6
22	基金	広島市環境保全事業基金	【基金の存続意義について】 地域グリーンニューディール基金分（元金3億200万円）は、平成23年度に使用することを予定している。これに対し、当初設置分（元金4億円）についてはその運用益の低さから対象事業への充当は少額となっている。現在の低金利の下、運用益が低水準となることは避け難いものの、対象事業は小規模であり、財産が有効活用されているとは言い難いものとする。広島市は財産の有効な活用のため、広島市環境保全事業基金のうち小規模な事業にしか充当できない当初設置分について、基金存続の必要性について検討を行うことが望ましい。	第6

5 総括

(1) 概況

広島市は財政健全化が重要な課題となっていることから、財源確保の面からは広島市の財産の中でも特に滞納債権の管理が重要な視点となる。また、今後とも健全に財政運営を行っていくという観点から、第三セクター等への財政支援が本市財政に与える影響についても十分考慮しておく必要がある。

(2) 収入未済

財政健全化が重要な課題として識別される中、広島市において自主財源である地方税の収入未済額をはじめとする滞納債権の圧縮は、財源確保の面で重要な課題であると言える。債権の収納率を高める施策として広島市では、平成14年10月の収納対策本部設置をはじめ諸施策に取り組んできたが、一方で現行制度の枠組みに課題も生じていると考える。一つには個人情報保護等の観点から滞納者の財産情報等が関連する部門間で共有されず、各主管課単位での対応となることから滞納債権の管理が非効率となっている懸念がある。この問題について、当報告書では、近年での議論を踏まえ、諸方策による克服を提案した。また、収入未済においては公債権と私債権との区分の観点からも論点の整理を行った。なお、滞納債権については不納欠損処分を含む債権の管理自体も重要であるが、一層重要なのは滞納債権が生じないよう、日々の業務で注意することであると考えている。

(3) 第三セクターへの財政支援が広島市の財政に与える影響

広島市の財政指標分析では、将来負担比率（平成21年度）は260.9%と政令指定都市19市の中で2番目の高さとなっており、他の政令指定都市よりも数値が高いことが特徴である。また、第三セクター等に対する貸付金や債務保証及び損失補償といった財政支援が、広島市の標準財政規模に比べ大きい。

第三セクターに対する広島市の財政支援については、過去から広島市においても十分議論がなされており、今回の監査に当たっては特にその貸付期間が長期となっていることから、第三セクターの支援計画に見直しが必要か、また、過去に想定していない追加負担が、今後、生じ得る可能性があるかに着目して検討を行った。第三セクターへの貸付けについては長期の回収計画となっているが、今後、長期収支計画の前提が変動する可能性があるため定期的に長期収支計画の適切性について点検を行うことが望まれる。なお、第三セクターに対する貸付けは、実質的には長期の融資であるが単年度融資の形式で行われているケースがある。これについては実態として長期間の貸付けとなる以上、貸付形態は実態に合わせ長期貸付金として対応すべきと考える。

(4) 制度の見直しについて

制度存続の必要性の面では、出えん金及び基金について課題が見出された。

まず、広島市の外郭団体である財団法人は、公益法人制度改革に向け順次、対応している。従来の財団法人の単独維持又は財団法人同士の合併及び広島市からの動産・不動産の現物出資等の手法により対応されているが、中には将来的に純資産300万円未満になることが見込まれ、再度の現物出資等の手当てが予定されている財団法人もある。今回の制度改革で、事業の中身が一部見直された財団もあるが、制度改革のスケジュールが逼迫する中、必ずしも財団の存続意義、事業内容等について十分な議論

がなされていない懸念がある。よって、財団法人のあり方について今後も継続的な議論が必要であると考え。

また、基金については、低金利時代における基金の運用状況について検討を行ったところ、残高が少額で形ばかりとなっている基金及び事業への充当が少額な基金が認められた。これらの基金については基金のあり方について見直しが必要なものとする。

第3 主要な第三セクター（有価証券・債権）

「第2-2-(1)-イ 指標分析」での考察の結果、広島市の第三セクター等への財政支援の規模は、広島市の財政規模に比べ大きいことが分かった。

ここでは特に財政支援の規模が大きく、かつ広島市に主要な指導責任のある第三セクター（広島地下街開発株式会社、広島高速交通株式会社、広島駅南口開発株式会社）について検討を行った。

なお、広島高速道路公社については、貸付金額は多額であるものの広島県と広島市の共同事業であることを踏まえ、ここで論ぜず「第5 有価証券・出えん金」において検討を行った。

1 広島地下街開発株式会社

(1) 概要

ア 出資先の概要

広島地下街開発株式会社は、紙屋町地下街「シャレオ」の管理運営及びそれらに附随する施設の管理運営を主たる業務として、平成2年12月に民間8社の出資により設立され、平成4年5月に広島県及び広島市が資本参加したことにより第三セクターとなった。

事業としては、「シャレオ」の管理運営のほか、広島市より公共地下歩道等の管理を受託している。

同社は、公共支援と民間からの資金調達により、官民共同事業として紙屋町地下街事業の成立を計画してきたが、経済状況の悪化から、資本金、保証金・敷金等の当初民間からの調達を予定していた資金の確保が困難な状況となった。

このため、同社における工事費の削減など収支採算性の確保に向けた一層の取組とともに、広島市が建設資金の一部を長期・低利で貸し付けることにより、収支採算性の確保を図ることを目的として、平成11年2月に同社の収支計画の見直しを行い、平成11年度及び12年度の2か年にわたり計66億7,200万円の貸付けを行ったものである。当初契約の償還期限は平成42年3月であったが、平成18年3月実行の経営改善スキームにより償還期限を繰り延べており、この結果、同社に対する債権は償還期限が平成99年3月と超長期化している。なお、同社への支援の必要性及び支援方法については、平成18年度の包括外部監査で検討を行っていることから、当監査に当たっては対象外とした。

イ 財政状況¹

財務状況

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
総資産（注1）	16,474,912	15,982,069	15,615,313
負債（注2）	22,929,412	22,423,855	22,083,520
（うち有利子負債）	14,464,976	14,688,113	15,216,228
純資産	6,454,500	6,441,786	6,468,207
累積欠損金（注3）	19,154,500	19,141,786	6,568,207

¹（出典）広島市ホームページ「広島地下街開発株式会社経営状況報告書」

収支状況

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
総収入（注4）	1,537,465	1,353,216	1,296,641
（うち広島市からの補助・委託等（税込））	137,423	127,528	126,247
経常損益	83,740	33,223	25,120
当期損益（注5）	79,113	12,714	26,421
減価償却前当期損益	566,119	461,241	409,765

（注1）主に有形固定資産93億円（地下街躯体）及び長期前払費用57億円（地下歩道建設資金負担金）

（注2）主に借入金203億円

（注3）平成22年度に資本減少を行ったため、累積欠損金が大幅に減少している。

（注4）総収入＝売上高＋営業外収益＋特別利益

売上高12億8,300万円に対し営業費用（売上原価＋販売費及び一般管理費）12億5,900万円であり、営業利益2,400万円を計上している。

（注5）消費減退を背景に店舗の売上げの減少等による売上高の減少などにより、5年ぶりに当期純損失を計上している。

ウ 広島地下街開発株式会社と広島市との関係

< 常勤役職員の状況 >

	人
役員数（うち地方公共団体出向者・退職者）	3（1）
職員数（うち地方公共団体出向者・退職者）	16（2）

< 公的支援 >

公的支援（フロー）

項目	金額			備考(目的、内容、算出根拠等)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	千円	千円	千円	
補助金	-	-	-	
利子補給金	-	-	-	
合計	-	-	-	

公的支援（ストック）

項目	金額			備考(目的、内容、算出根拠等)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	千円	千円	千円	
損失補償契約に係る債務残高（注）	14,021,678	13,646,707	13,576,714	平成18年度決算から損失補償適用
貸付金残高	6,672,000	6,672,000	6,672,000	
出資金残高	5,500,000	5,500,000	5,500,000	
合計	26,193,678	25,818,707	25,748,714	

（注）損失補償契約に係る債務残高：広島地下街開発株式会社の債務のうち、広島市の損失補償対象となっているもの。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【結果の補足説明】

同社の平成23年3月現在の貸借対照表を査閲したところ、資産として所有している金融商品は現金預金以外に認められず、リスクを有する資産への運用は認められなかった。

また、広島市では同社が所有する建築物（地下1階、2階）に抵当権（同社に融資する金融機関と同一の第1位で設定）を設定し、債権の一部保全が図られている。

なお、決算書には会計監査人による「独立監査人の監査報告書」が添付されており、そこには「当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との意見が表明されている。

(3) 監査の意見

【経営改善スキームの検証について】

経営改善スキームは平成18年3月の策定から既に5年を経過しているが、融資期間は長期間に及ぶため、周辺環境の変化や大規模修繕¹等の必要性が生じた場合には、現行の長期収支計画を見直した上で、経営改善スキームの見直しの必要性について検証する必要があると考えられ、長期収支計画等にその旨を記載しておく必要がある。

一義的には広島地下街開発株式会社において検討すべき事項ではあるが、広島市の指導調整団体であり、かつ、重要な融資先であることから、広島市が主導して長期収支計画をどうする場合に見直すか（例えば3～5年ごとに定期的に点検を行うことその他、スキームの前提が大きく変動する場合等）を明確にすることが望まれる。

2 広島高速交通株式会社

(1) 概要

ア 出資先の概要

「アストラムライン」は、広島市北西部の安川流域における昭和40年代からの急速な住宅開発による人口急増に伴う深刻な交通問題を抜本的に解消し、さらに広島都市圏の交通体系を高度で効率的なものとするため、広島市北西部の丘陵地の「西風新都」の開発ポテンシャルを大幅にアップさせるとともに、企業の誘致や住宅立地の促進にインパクトを与えるプロジェクトとして、平成元年2月に着工、平成6年8月に開業した新交通システムである。

広島高速交通株式会社は、この「アストラムライン」の整備のうち、いわゆるインフラ外部と地下鉄区間の整備を受け持つとともに、整備後は、鉄軌道経営者として、旅客輸送事業等を行っている会社である。

開業当初の利用者数は、自動車利用者からの転換が予想外に進まず、運賃認可申

¹（補足説明）同社への融資期間は80年と超長期であり、コンクリート素材の建物の法定耐用年数が約40年から50年であることを考えると、融資が終了するまでの期間に何らかの大規模修繕が必要になる可能性がある。なお、日本建築学会の基準では、標準仕様で、大規模改修不要期間は65年、供用限界は100年とされている。また、建替え等の費用を見込んで資金計画を立てることは一般的ではないことから、現在のところ大規模修繕の費用を長期収支計画には織り込んでいない。

請時の約63%にとどまったが、その後の沿線開発の進展、営業時間の延長及びラッシュ時の運行間隔の短縮による増便等の旅客サービスの充実、各種利用促進策の実施により着実に増加してきた。

こうした利用者数の増加に伴う運輸収入の増加や、人件費・物件費の削減による経営効率化への取組の結果、「アストラムライン」の経営にあたっている同社の営業損益は年々改善し、平成11年度には減価償却前単年度経常損益において黒字転換、平成12年度には開業後初めて営業黒字を達成した。

しかしながら、平成13年度には引き続き営業黒字を計上したものの、景気低迷の長期化に伴う沿線開発の鈍化や西風新都開発の遅延等、利用者数の大幅な増加が見込めない状況となる中、平成13年10月には、広島高速4号線を利用した西風新都からの都心部直通バスが運行開始されたことにより、開業後初めて利用者数・運輸収入とも前年度を下回った。

また、国の乗合バス事業の規制緩和による需給調整規制から自由競争への移行という政策転換から、平成14年度には、さらに、一部フィーダーバスの都心部直通運行の再開によりさらなる利用者数の減少が生じるなど、経営環境が厳しい局面を迎えており、平成14年度には再度の営業損失の計上とともに累積損益収支で債務超過、平成15年度には資金収支で資金不足の発生が懸念される状況となった。

（以上「平成15年3月広島高速交通株式会社の経営健全化計画の策定に向けた提言」）

これに対し、「アストラムライン」を経営する同社では、厳しい経営状況を改善するため、業務の効率化や組織の統廃合等により、平成6年度末と比較して、平成18年度末には74人の社員を削減し188人体制とするとともに、諸経費の削減を行ってきた。

また、同社では、平成14年11月に学識経験者などから構成する「広島高速交通株式会社経営健全化計画検討委員会」を設け、経営健全化に向けた提言を受け、平成14年度末には、同社のさらなる経営改善による営業収支の改善策と、同社の自助努力だけでは解決することのできない建設時借入金の高金利負担の軽減化を図るための日本政策投資銀行からの長期借入金の繰上償還という抜本的な経営改善策を2つの柱とする「アストラムライン経営健全化計画」を策定し、この計画の着実な実行を図ることとした。

しかし、厳しい金融情勢の中で、同社は債務超過に陥っていることから、民間の金融機関に対する信用力が低く、同社独自による繰上償還資金の調達が極めて困難な状況となった。

このため広島市では、1日5万人規模の生活交通の安定的維持という公共の役割を果たすため、平成15年6月の広島市議会で補正予算の議決を得て、同社が日本政策投資銀行へ一括繰上償還する資金を毎年度広島市が無利子で貸し付け、毎年度末に同社から返済してもらうこととした。この一括繰上償還により同社の利息負担が大幅に軽減されている。

なお、「アストラムライン」はJR山陽本線との結節が長年の課題であったが、現在、新駅の早期開業を目指し準備中である。日常の足として大量の輸送量があるJR山陽本線との相互接続により生活路線としての魅力を高め、利用客の増加と収益力の向上を目指している。

イ 財政状況¹

財務状況

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
総資産（注1）	38,672,055	36,796,804	36,167,577
負債（注2）	40,042,864	38,525,474	38,042,434
（うち有利子負債）	36,184,323	35,424,805	34,662,473
純資産	1,370,808	1,728,670	1,874,857
利益剰余金	11,370,808	11,728,670	11,874,857

収支状況

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
総収入（注3）	5,140,183	4,755,398	4,364,697
（うち広島市からの補助・委託等（税込））	599,534	881,348	559,978
経常損益	129,064	257,391	149,833
当期損益	455,318	357,861	146,187
減価償却前当期損益	993,713	1,081,102	1,233,106

（注1）主に鉄軌道事業固定資産338億円（平成22年度）

（注2）主に借入金 346億円（短期：169億円 長期：177億円）（平成22年度）

（注3）平成22年度については鉄軌道事業では営業収益38億円に対し営業費39億円を計上し0.6億円の営業損失を計上している。附帯事業の営業利益1.1億円でカバーしている。

ウ 広島高速交通株式会社と広島市との関係

< 常勤役職員の状況 >

役員数（うち地方公共団体出向者・退職者）	人 5（1）
職員数（うち地方公共団体出向者・退職者）	188（8）

< 公的支援 >

公的支援（フロー）

項目	金額			備考（目的、内容、算出根拠等）
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
利子補給金（補助金）	千円 19,092	千円 28,579	千円 26,647	地下鉄整備（インフラ部） 借入金利子償還金
その他の補助金	125,000	398,694	4,375	交通ICカードシステム整備費補助金等
その他（単年度貸付金）	18,000,000	17,500,000	17,000,000	（注）
合計	18,144,092	17,927,273	17,031,022	

¹（出典）広島市ホームページ「広島高速交通株式会社 経営状況報告書」

公的支援（ストック）

項目	金額			備考(目的、内容、算出根拠等)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
損失補償契約に係る債務残高	千円 17,500,000	千円 17,000,000	千円 16,500,000	(注)
貸付金残高	18,684,323	18,424,805	18,162,473	
出資金残高	5,100,000	5,100,000	5,100,000	
合計	41,284,323	40,524,805	39,762,473	

(注)期中においては広島市から借り入れ、期末に金融機関からの借入金により広島市へ返済している。なお、当該金融機関借入金は広島市が損失補償を行っている。また、毎年貸付金額は5億円ずつ減少しており、このまま5億円ずつ減少するとすれば残り33年で返済される見込みである。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【結果の補足説明】

同社の平成23年3月現在の貸借対照表を査閲したところ、資産として所有している金融商品は現金預金以外に認められず、リスクを有する資産への運用は認められなかった。

なお、決算書には、会計監査人による「独立監査人の監査報告書」が添付されており、そこには「当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との意見が表明されている。

(3) 監査の意見

【単年度融資について】

広島市から広島高速交通株式会社へ単年度融資を行っている。なお、単年度融資についての意見は「第4 収入未済・債権 - 1 収入未済・債権総論 - (3) 単年度融資」参照。

【経営改善スキームの検証について】

経営改善スキームは平成15年3月の策定から既に8年を経過しているが、どのような場合に見直しが必要かについては明確にされていない。融資期間は長期に及ぶため、経営改善スキームは定期的な見直しが必要と考える。また、スキームの前提、例えば沿線地域の開発状況や人口動態に大きな変動が生じた場合にスキームの見直しが必要になるものとする。

一義的には広島高速交通株式会社において検討すべき事項であるが、広島市の指導調整団体であり、かつ、重要な融資先であることから、広島市が主導して経営改善スキームをどういう場合に見直すか(例えば3～5年ごとに定期的に点検を行うことその他、スキームの前提が大きく変動する場合等)を明確にすることが望まれる。

3 広島駅南口開発株式会社

(1) 概要

ア 出資先の概要

広島駅南口開発株式会社は、広島駅南口周辺を、広島市の陸の玄関にふさわしい賑わいのある新しい街とするため、市街地再開発組合と一体となって市街地再開発事業を推進するとともに、事業完成後の再開発ビル（エールエールA館）の良好な管理運営を行うため、広島市、金融機関、地元の主要企業の出資により設立した。

しかし、景気低迷から賃料が伸び悩み、開業以来、資金収支は赤字が続き、資金不足が見込まれたことから、当面の資金不足に対応するため平成16年度において広島市が貸付け（4億5,000万円）を行った。その後、同社の経営改善について、広島市、核テナントである株式会社福屋及び金融機関において協議を行い、翌平成17年度において広島市、金融機関、株式会社福屋及び権利者による経営改善スキームを策定し、広島市からの土地及び建物の現物出資、低利融資を行うこととなった（37億円）。当該経営改善スキームは、同社の設立経緯、公益性及び経営破たんした場合の社会的影響を考慮し、広島市としても支援を行うべく合意に至ったものである。

なお、同社への支援の必要性及び支援方法については、平成18年度の包括外部監査で検討を行っていることから、当監査に当たっては対象外とした。

イ 財政状況¹

財務状況

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
総資産（注1）	37,725,671	36,827,155	35,956,457
負債（注2）	33,352,246	32,446,954	31,542,041
（うち有利子負債）	21,217,588	20,829,112	20,440,636
純資産	4,373,424	4,380,200	4,414,417
累積欠損金	1,586,576	1,579,800	1,545,583

収支状況

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
総収入（注3）	2,403,190	2,393,261	2,369,241
（うち広島市からの補助・委託等（税込））	159,210	143,988	128,020
経常損益	3,472	8,065	35,994
当期損益	38,839	6,776	34,216
減価償却前当期損益	806,067	845,272	865,760

（注1）主に有形固定資産124億円（エールエールA館）及び無形固定資産206億円（地上権）

（注2）主に借入金204億円及び預り敷金保証金107億円

（注3）主要事業である賃貸事業収入19億6,500万円（テナント賃料等）に対し事業費は14億5,300万円となっており、賃貸事業では5億1,200万円の利益を計上し、これに附帯事業の利益800万円を追加する収益構造となっている。

¹（出典）広島市ホームページ「広島駅南口開発株式会社経営状況報告書」

ウ 広島駅南口開発株式会社と広島市との関係

< 常勤役職員の状況 >

役員数（うち地方公共団体出向者・退職者）	人 3（2）
職員数（うち地方公共団体出向者・退職者）	7（2）

< 公的支援 >

公的支援（フロー）

項目	金額			備考(目的、内容、算出根拠等)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	千円	千円	千円	
補助金	-	-	-	
利子補給金 (補助金)	19,505	4,371	4,270	保留床等取得資金の借入金に対する利子補給金(算出根拠：広島市市街地再開発事業利子補給補助金交付要綱)
合計	19,505	4,371	4,270	

公的支援（ストック）

項目	金額			備考(目的、内容、算出根拠等)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	千円	千円	千円	
損失補償契約に係る債務残高	-	-	-	
貸付金残高	4,150,000	4,150,000	4,150,000	(注)
出資金残高	3,755,000	3,755,000	3,755,000	
合計	7,905,000	7,905,000	7,905,000	

(注) 期日：平成56年3月末

金利：年1%（固定）

元金償還期間：平成49年度から平成55年度

貸付財源：開発事業基金

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【結果の補足説明】

同社の平成23年3月現在の貸借対照表を査閲したところ、資産として所有している金融商品は現金預金以外に認められず、リスクを有する資産への運用は認められなかった。

広島市から同社への貸付けは、同社が所有する資産（エールエールA館）への抵当権により債権の一部の保全が図られている（金融機関が抵当権設定済みの土地建物については第2位、平成17年度に広島市から同社へ現物出資した土地建物については第1位）。

決算書には、会計監査人による「独立監査人の監査報告書」が添付されており、そこには「当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般

に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との意見が表明されている。

(3) 監査の意見

【経営改善スキームの検証について】

経営改善スキームは平成17年8月の策定から既に6年を経過しているが、融資期間は長期間に及ぶため、周辺環境の変化や大規模修繕等の必要性が生じた場合には、現行の長期収支計画を見直した上で、経営改善スキームの見直しの必要性について検証する必要があると考えられ、長期収支計画等にその旨を記載しておく必要がある。

一義的には広島駅南口開発株式会社において検討すべき事項ではあるが、広島市の指導調整団体であり、かつ、重要な融資先であることから、広島市が主導して長期収支計画をどういう場合に見直すか(例えば3～5年ごとに定期的に点検を行うことの他、スキームの前提が大きく変動する場合等)を明確にすることが望まれる。

【事業のあり方について】

広島駅南口開発株式会社は、広島駅南口地区の再開発事業を成立させるために保留床の取得者となり、事業後は再開発ビル全体の管理運営を行うことを目的に設立された開発法人である。

当時、第三セクター方式で設立された背景としては、零細権利者が多く、地元権利者のみで事業資金を確保することが困難であったこと、再開発後は零細権利者を支援し、再開発ビルの良好な管理を行う必要があることが挙げられる。また、再開発ビル(エールエールA館)は、広島市の玄関口にふさわしい都市機能の向上や都市の活性化等に寄与していることから、その管理運営を行う同社について公益性の高い法人として広島市は支援を行っている。

ただし、商業施設の運営ノウハウは一般には民間の方が豊富であると考えられるため、広島市が将来も継続して事業に関与することには検討の必要があるものとする。

広島市は今後の同社の経営健全化の状況及び広島駅周辺開発の進捗を鑑み、民間で運営する方が合理的と判断される場合にはエールエールA館の管理運営事業の見直しを検討することが望まれる。

第4 収入未済・債権

広島市の債権である収入未済及び債権の徴収について検討を行った。なお、同一制度で収入未済と債権に重複するものについては、制度別に検討を行った。

1 収入未済・債権総論

(1) 公債権と私債権¹

ア 地方公共団体の有する債権の種類（公債権か私債権か）

地方公共団体の有する債権は、債権管理に関する規定が複雑多岐にわたっているにも関わらず、その規定について説明している文献が少ないこともあって、徴収担当者にとっては、債権管理について理解しにくいのが実情である。

地方税、国民健康保険料等のように、時効期間をはじめ、督促から滞納処分に至るまで一連の規定が個別法律により規定されている債権は、実際の徴収についても実例が豊富であり、理解しやすい。

しかし、地方税、国民健康保険料等以外の債権については、時効期間、督促、回収方法が個別法律に規定されず、地方自治法、民法及び判例に当たらなければならず、法的根拠のみならず、徴収手続について精通していなければ債権回収は困難なものになることが考えられる。

この点、過去の判例が一つの判断要素となるが、過去の判例のうち、時効に関するものはごく限られており、関係論文も少なく、行政実例も乏しいのが実情であった。

このことに加え、債権管理を定める地方自治法の規定も、記載箇所が分散し、実務に当たり参照しにくいことも、地方公共団体担当者の債権管理実務に混乱を招いているものと考えられる。

イ 公債権・私債権の特徴

公債権と私債権の違いとして、債権の発生原因が賦課によるものか契約によるものか、不服申立てができるのか、滞納処分を行うことができるのか、裁判所による債権回収を行うのか、時効期間が経過すれば不納欠損処分²できるのかなどの違いがある。

各債権の有する特徴を明確にし、法的根拠に当たった上で、公債権、私債権の仕分けができなければ、後の徴収事務も違ってくるし、時効による不納欠損処分を適正に行うことができない。

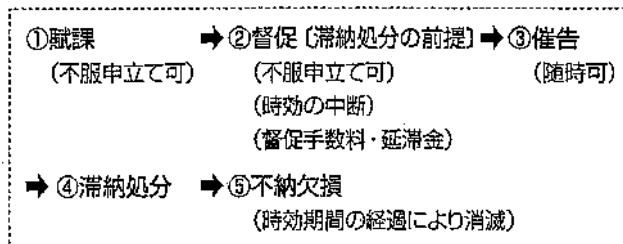
(ア) 公債権

公債権は、債権回収の流れにおいて、一般に次のような特徴を持っている。

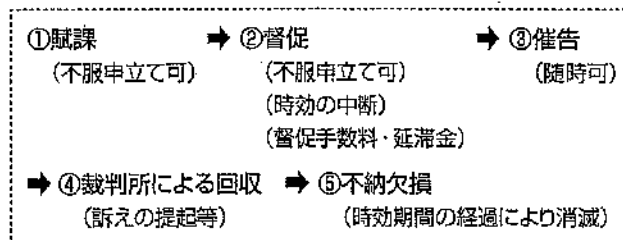
¹（出典）自治体法務NAVI Vo.20 青田悟朗「自治体の有する債権の管理【第1回】判例の動向、公債権と私債権の違い」

²（用語の説明）すでに調定された歳入で徴収ができないと認定されたものをいう。不納欠損として認定される場合は、法令等に根拠をおくものでなければならず、単に債権者が権利放棄の意思表示をしたのみでは確定したものではなく無効である。特に、地方税等の徴収に当たって、地方公共団体の職員の認定によって不納処分とされたとしても、ただちにここにいう不納欠損額となるものではない。（地方財務研究会編集「地方財政小辞典（6訂）」）

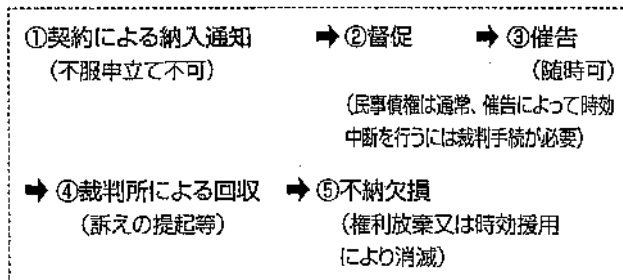
a 公債権（滞納処分規定のあるもの）



b 公債権（滞納処分規定のないもの）



(イ) 私債権



ウ 不納欠損処分の特徴

不納欠損のあり方は、公債権と私債権で大きく違い、私債権は時効期間が経過しただけでは不納欠損処分ができない。

条例による権利放棄の規定がない地方公共団体で不納欠損処分できる場合をまとめると、次のとおりである。

公債権（地方自治法第236条第1項ほか）

債務者が無資力の状態にあるため、履行延期の特約を結び、10年を経過して資力がなく、免除した債権（地方自治法施行令第171条の7）

時効の援用¹がなされた私債権（民法第145条）

権利放棄の議決を求めた債権（地方自治法第96条第1項第10号）

私債権で時効期間が経過したものの扱いについては、主として上記の かの方法で不納欠損処分することになり、不納欠損処分できなければ地方公共団体の措置として滞納繰越を翌年度に行うことになる。要するに、私債権の消滅は時効期間が経過するだけでは消滅せず、債務者の時効の援用か債権者の権利放棄がなければ消滅しないことになる。

¹（出典）時効の援用とは、時効によって利益を受ける者が、それを受けるために行う意思表示で、一般的にはこれを行わないと時効の利益を受けられないものである（民法第145条）。（地方財務研究会編集「地方財政小辞典（6訂）」）

エ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

オ 監査の意見

【公債権か私債権かの分類について】

従来、地方公共団体の債権は、議論の蓄積が乏しかった分野であることに加え、近年これまでの行政常識を覆す判例¹があり、各地方公共団体では自己のどの債権が私債権となるか対応に苦慮しているものとする。広島市においても、自らの管理する各債権がどのような性格のものであり、その結果、どのような効果を生むか、議論が進んでいないように見受けられる。

また、地方自治法の債権管理規定は記載箇所が分散しており、実務上の指針として随時参照することは困難であるものとする。

広島市として行政執行の指針となるよう、各債権について、どのような性格を有するのか、すなわち、債権の成立、不服申立て、債権回収方法及び時効の援用等の側面から検討を行い、広島市としての取扱方針や指針等といった形で整備することが望まれる。

【私債権の権利放棄について】

地方公共団体の債権のうち私債権に属する債権は民法の規定が適用されることから、債務者の時効援用が債権者の権利放棄がなければ、いつまでも債権として管理しなければならない。債権は最後まで回収する努力が必要であるものの、回収コストが回収金額を上回ることになりかねない。経済性の観点からは、不納欠損処分について全庁的に取扱いを検討した上で権利放棄についての一定の指針を作成し、それに従った運用を行うことが望ましい。このことに関し、権利放棄は議会の議決が必要であるが、市長への一任により解決を図る事例があり、広島市においても検討が望まれる²。

(2) 全庁的な取組について³

広島市では収納率向上のため、以前より個々の部局で独自に取り組んできた。しかしながら、切迫する市財政の下では、住民負担の公平性と自主財源の確保を図りながら、債権の回収を効率的に行い収納率を向上させることは、重要な課題となっている。

¹（補足説明）【判例】水道料金債権に対する判決…東京高判平13.5.22 最判平15.10.10
病院診療債権に対する判決…最判平17.11.21

²（補足説明）【他市事例】

自治体が権利を放棄する場合、地方自治法第96条第10項により自治体議会で議決することとされているが、同法第180条第1項では「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。」としている。京都市 松原市 別府市 江南市 舞鶴市等の自治体では、市長の権限において機動的に少額財産の権利放棄ができるよう条例を定めている。

³（出典）平成23年9月29日財政局税務部納税推進課「広島市収納対策本部について」

ア 各部局間の連携

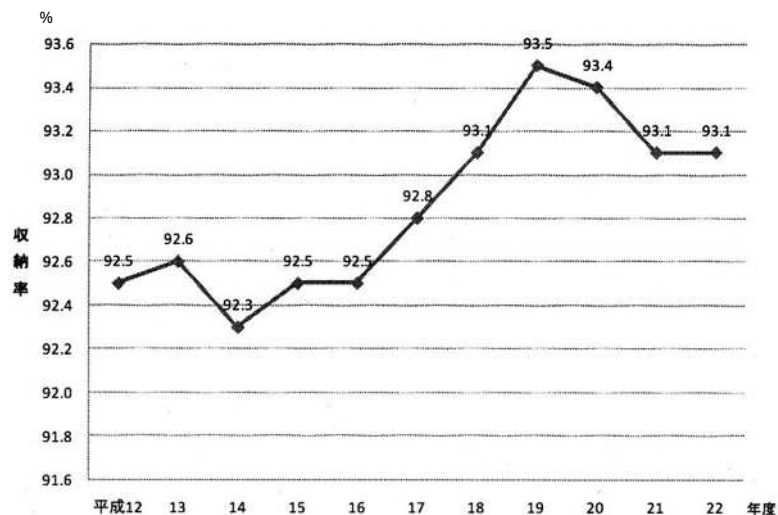
(ア) 取組

広島市では、個々の部局の枠組みを越え、各部局間の連携を強化し、より効率的かつ効果的な収納率向上対策を行うため、平成14年10月に「広島市収納対策本部」を設置し、収納率の向上に取り組んできた。「広島市収納対策本部」は、市税、住宅使用料、保育料、国民健康保険料、水道料金等の広島市の徴収金を対象に、副市長を本部長とし、本部員を関係局長、区長、水道局長及び病院事業局事務局長で構成する組織である。

収納対策本部では、日曜及び平日夜間の臨時納付窓口の開設などの各部局での連携、特別滞納整理班による高額滞納事案の整理促進などの市税収納強化策の進行管理、口座振替の加入促進などに取り組んできた。

上記取組により、収納率は改善しており一定の成果を上げていると言える。

徴収金全体の全体収納率の推移



徴収金全体の収納率

(単位: %)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
現年分	97.5	97.5	97.4	97.4	97.4	97.4	97.7	97.6	97.6	97.4	97.6
滞納繰越分	26.5	25.5	27.6	31.4	30.4	31.4	31.9	32.8	31.6	31.5	31.2
全体	92.5	92.6	92.3	92.5	92.5	92.8	93.1	93.5	93.4	93.1	93.1

(イ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

イ 徴収一元化

(ア) 取組

債権の管理・回収を有効に行うには、滞納した債権についての法的知識、経験及びノウハウの修得など一定水準以上の専門性が求められる。専門性の獲得には、債権の管理・回収に特化した部門を設置すること、債権の管理・回収に関する専門性を特に保有していると考えられる税の徴収担当職員の知識・経験・ノウハウを庁内で有効活用することの二つの方法が考えられる。

広島市においては、市税の徴収部門である各区収納課において、市税のほか、保育料、児童福祉施設徴収金及び下水道事業受益者負担金の徴収を担当している。一般的にこの方法の利点としては、滞納整理という専門性の高い業務に効果的に人材を配置できることにある。

広島市では、同課で対応していた高額滞納事案を平成23年度から財政局税務部に特別滞納整理課を新設し、引き継いでいる。これは、高額滞納事案を集約し、効率的・効果的な滞納整理を行うことで収納体制の強化を図るもので、従前の10名体制から21名体制へ大幅に機能を強化している。

(イ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(ウ) 監査の意見

【徴収一元化の推進について】

徴収の一元化の取組は収納率の向上に一定の効果を上げており、今後も対象債権の拡充等、取組を推進することが望ましい。対象債権を拡充していく中で債権及び基になった制度の内容を良く理解している主管課のサポートを受けやすいよう兼任等の対応も必要と考える。

なお、各債権から生ずる滞納債権は主管課でそれぞれ独自のシステムによりデータ管理しているため、滞納者の情報共有を行うことができない。徴収の一元化を進めるに当たっては、現在別々のシステムで管理する滞納情報を一元化後の徴収部門が査閲できるようシステム変更を行うことが有益であるとする。

ウ 個人情報の取扱い

(ア) 取組

広島市では他の地方公共団体同様、個人情報保護条例を規定し、条例の中で個人情報の目的外使用を原則として禁止している（広島市個人情報保護条例第3条第2項、第5条第4項）。現在の個人情報保護法の枠組みでは、強制徴収公債権の回収に当たり得られる個人情報である財産調査結果を他の債権回収のために利用することが困難である。

(イ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(ウ) 監査の意見

【個人情報保護法の制約について】

個人情報保護法の制約を乗り越えるための方策としては、一般的に以下の方法が知られている¹。

- a 債権発生時に、あらかじめ本人に一定の範囲内での個人情報の利用について承諾を得る。
- b 徴収を同一部門で担当する。

¹（出典）平成22年12月財団法人東京市町村自治調査会・東京都市町村職員研修所「自治体における債権管理のあり方」

ｃ 個人情報保護審議会の同意を得て、例外的に目的外使用を認める。

広島市においても、上記方策により、同法の制約を乗り越え、効率的な徴収が可能となるよう検討することが望ましい。

エ 債権回収マニュアルの策定・改善

(ア) 取組

債権管理の基本法である地方自治法及び地方自治法施行令は法的性格の異なる公債権と私債権を同一に置いており、債権管理の方法や時効についての適用関係が複雑で分かりにくくなっている。また、広島市においては「広島市債権管理事務取扱規則」も整備されているが、日常業務に利用するための事務手続の流れ、使用する書類等の詳細な記述まではなされていない。

このことに加え、各課へのヒアリングをした過程では、組織としてのマニュアル類の整備等が十分でない面があり、市職員には定期的な人事異動があることから、制度固有の債権の管理・回収に係る知識・経験・ノウハウの継承が困難となるリスクが潜在的にあるものとする。

(イ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(ウ) 監査の意見

【債権回収マニュアルの策定・改善について】

複雑で分かりにくい法体系を整理し、実務での参照を容易にできるよう、また、各担当者にある知識・経験・ノウハウを広島市のノウハウとして共有できるよう、債権回収マニュアルの整備を推し進めることが有用と考える。

オ 交渉過程記録や納付記録の改善

(ア) 取組

交渉過程の記録や納付記録の整備は事実関係の確認に当たり有用であるばかりではなく、市職員には定期的な人事異動があることから、ノウハウの引継ぎにも有用である。広島市で共通する書式に基づき経過を記録し、担当部局の職員全てがその記録を確認できるよう整備することが有用である。

往査先で滞納債権の管理帳票を査閲したところ、一部部署を除き共通する様式（事績票）により記載・保管されており、広島市では、主管課が変更となった場合でも、比較的スムーズに対応できるよう配慮されているものとする。なお、事績票を使用しない部局は、業務システムから出力された帳票等により滞納者への交渉記録等を管理しているものの、事績票と記載内容に重要な差異はなく十分引継ぎ可能と考える。

(イ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

カ 回収方法の多様化

(ア) 取組

広島市では市税や使用料の支払いに当たり、口座振替制度の利用を勧奨しているものの、以下のとおり項目によっては口座振替制度の利用率はまだまだ低く、他の支払いも一部にとどまっている。

項 目	平成22年度末 収入未済額	平成22年度 収納率	口座振替 制度 利用率	コンビニ 振込対応
市税	千円 8,965,023	% 95.5	% 27.8	未対応
保育園入園者負担金 (保育料)	423,236	91.3	91.7	未対応
市営住宅使用料 (住宅使用料)	322,006	90.0	78.2	未対応
介護保険料	439,780	95.9	32.9	未対応
国民健康保険料	7,590,069	72.0	44.4	未対応
水道料金	651,659	97.1	81.0	対応済
下水道使用料	604,394	97.3	81.0	対応済
医療費個人負担分	369,215	92.7	なし	未対応

(注1)「未対応」は検討中であるものの、導入未了の項目も含む。

(注2) 医療費個人負担分については一部の病院で試験的にクレジットカード決済を行っている。

(イ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(ウ) 監査の意見

【回収方法の多様化について】

今後も収納率の向上のために口座振替制度の利用率の向上は不可避と考えるが、項目によっては口座振替制度の利用率が低いものがある。口座振替制度の利用率が低い項目については、引き続き市民に対し口座振替制度の利用促進を働きかけることが望まれる。

また、納付書による納付や口座振替制度以外の他の支払方法の導入を検討する余地もあるものとする。多様化する住民の生活スタイルに対し、回収方法の選択肢を増やすことは、収納率の向上に寄与するものとする。

一例としてクレジットカード決済は、例えば医療費個人負担分など項目によっては、回収方法として効果が高いと考えられることから、試験運用の成果等を基に導入を前向きに検討することが望ましい。

このほか、コンビニ振込については水道料金及び下水道使用料を除き、導入されていない。しかし、コンビニエンスストアは全国に展開され、また、24時間無休で営業するため利用者としてはいつでも納付が可能であり、広島市にとっても適時に納付確認が行える等のメリットがある。広島市にとってコンビニ振込には手数料負担というデメリットがあるものの、収納率向上に寄与する可能性はあり、水道料金・下水道使用料以外の項目についてもコンビニ振込の導入を検討する余

地はあるものとする。

なお、上記検討は導入及び回収のコストと、導入による収納率の向上効果を勘案して行うべきであることはいうまでもない。

(3) 単年度融資

ア 概要

地方公共団体では第三セクター等の支援のために、短期貸付けを反復かつ継続的に行うことがある（「単年度融資」は一般的に定義がないため、当報告書では、このような融資を「単年度融資」として定義した。）。

単年度融資によれば、予算を編成するに当たり歳入不足とならないよう、融資先が概ね1週間から1か月間民間金融機関から借り入れて返済するため、会計年度の歳入歳出は均衡する。

広島市は、平成22年度において以下の相手先に単年度融資を実行している。

団体名	貸付対象	団体借入金 残高	市貸付金 残高	単年度 融資額
広島市土地開発公社	先行取得に係る土地購入金	千円 26,307,997	千円 -	千円 29,387,396
広島高速交通株式会社	新交通システム建設資金	34,662,473	18,162,473	17,000,000
財団法人広島市都市整備公社	学校校舎の先行建築に係る建設資金	5,856,436	-	7,560,863
財団法人広島市勤労者職業福祉センター（注）	広島サンプラザの運転資金	186,000	-	170,000
株式会社広島市産業情報サービス	会社の運転資金	600,000	-	600,000
合計		67,612,906	18,162,473	54,718,259

（注）平成23年4月1日に財団法人広島市文化財団及び財団法人広島市ひと・まちネットワークと合併し、財団法人広島市未来都市創造財団に名称変更している。

融資のほとんどは実態としては長期貸付金に当たるものと考えられるが、形式的には一会計年度中の単年度融資となっている。このような融資は会計年度末に一旦回収したように見えるが、翌会計年度に回収額とほぼ同額の融資が行われる。また、融資先の短期間の金融機関借入れに当たり広島市が債務保証及び損失補償を行うことが多い。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 監査の意見

【単年度融資について】

地方公共団体では第三セクター等の支援のために、短期貸付けを反復かつ継続的に行うことがある。このような短期貸付金は、実質的には広島市からの長期の貸付けが行われているとみなされるべきものである。また、広島市の会計年度末の財政状態を適正に表示するためには、このような単年度融資は本来長期貸付けにより対応すべきものであると考える。

この点、技術的な助言にとどまるものの、総務省より以下の通知が出されており、広島市においても早期の対応が望まれる。

（参考）

第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に行う方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである¹。

2 個別制度

(1) 保育園入園者負担金（保育料）

ア 概要

(ア) 債権の特徴

当該債権は、地方公共団体が設置する保育所又は地方公共団体の認可を得て設置する保育所において保育を行うことに要する保育費用を支弁した市町村の長が、本人又はその扶養義務者から保育費用の全部又は一部を徴収する債権である（児童福祉法第56条第3項）。

また、地方税の例により滞納処分することができる強制徴収公債権である（児童福祉法第56条第10項、地方自治法第231条の3第3項）。

市町村の長は、これらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。具体的には、世帯の前年分の所得税額又は前年度分の市民税額を基準に決定される。また、災害や疾病による収入減等に対応した減免措置がある。このように、保育園入園者負担金は各世帯の負担能力に応じて決定され、同一のサービスを受けていても、負担額が異なるという特色がある。

他方で、滞納を理由に退所させることは適当でないという国からの指導があり、潜在的に滞納債権の発生を予防する措置がないという制度上の問題点を抱える。

(イ) 制度概要

負担金（保育料）については児童福祉法第56条第3項に基づき「広島市保育の実施に関する条例」及び「広島市保育の実施に関する条例施行規則」において徴収額を決定している。

¹（出典）平成21年6月23日総務省自治財政局長総財公第95号「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」

平成23年度広島市保育料徴収額表

各月初日の乳幼児の属する世帯の階層区分			保育料徴収月額	
			3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯		円 0	円 0
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0
C 1	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その税額の区分が次の区分に該当するもの	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	7,200	5,250
C 2		所得割の額が10,100円未満	8,000	6,050
C 3		所得割の額が10,100円以上	9,200	7,250
D 1	A階層を除き、前年分(1月から	4,300円未満	10,700	8,450
D 2	3月までの間における保育料徴	4,300円以上8,500円未満	12,200	10,200
D 3	収月額の算定に当たっては、前	8,500円以上13,000円未満	14,250	12,450
D 4	前年分。以下同じ。)の所得税	13,000円以上25,000円未満	18,750	17,050
D 5	課税世帯であつて、その税額の	25,000円以上40,000円未満	23,850	19,850
D 6	区分が次の区分に該当するもの	40,000円以上55,000円未満	29,750	21,200
D 7		55,000円以上70,000円未満	35,800	22,600
D 8		70,000円以上85,000円未満	41,600	24,000
D 9		85,000円以上103,000円未満	46,950	25,300
D 1 0		103,000円以上163,000円未満	49,800	26,650
D 1 1		163,000円以上263,000円未満	52,450	28,500
D 1 2		263,000円以上413,000円未満	55,450	30,300
D 1 3		413,000円以上734,000円未満	57,250	31,250
D 1 4		734,000円以上	62,400	34,050

(ウ) 調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額、収納率の推移

a 調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額の推移

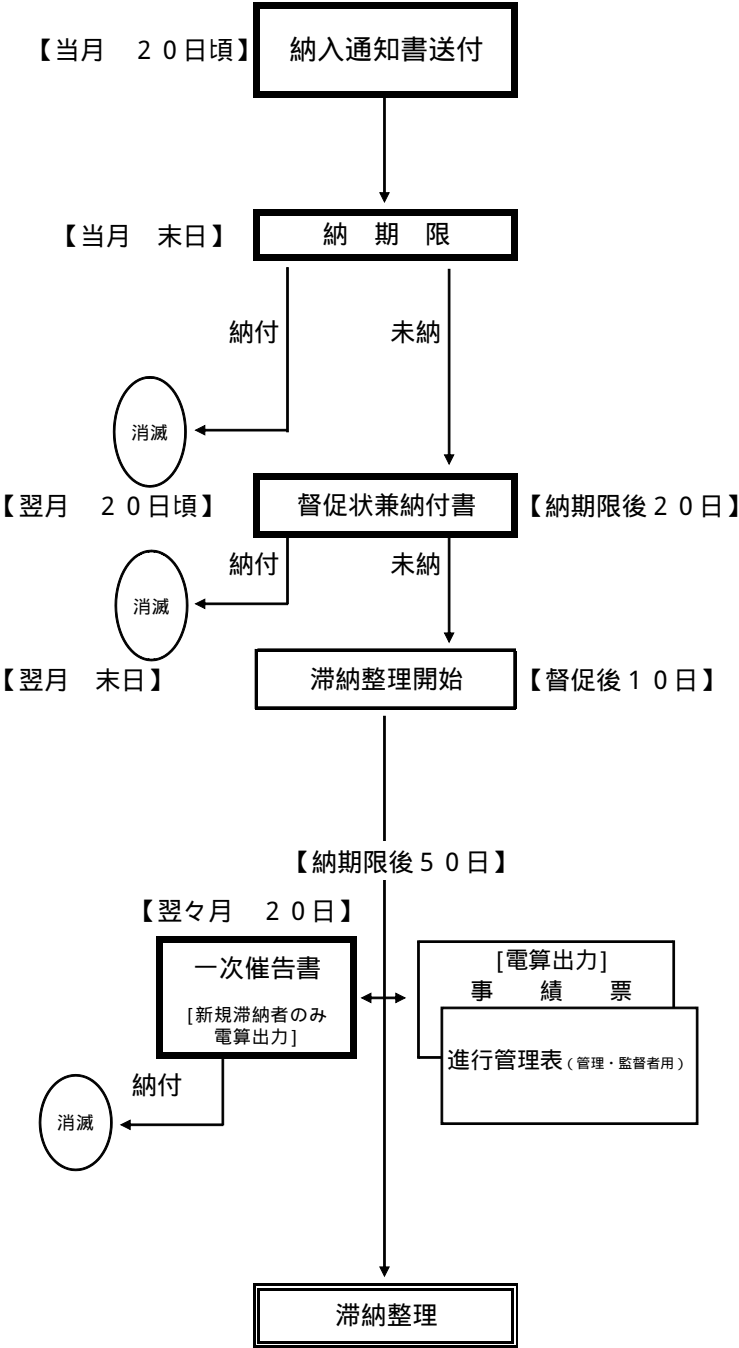
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
調定額	5,315,672	5,340,291	5,229,760
収入済額	4,815,202	4,854,939	4,775,546
収入未済額	457,734	450,649	423,236
収入済額中還付未済額	1,007	552	1,630
不納欠損額	43,742	35,254	32,607

b 収納率の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	%	%	%
現年分	97.7	97.8	98.2
滞納繰越分	16.2	17.4	17.9
合計	90.6	90.9	91.3

(I) 管理に関する状況

「広島市保育の実施に関する条例」及び「広島市保育の実施に関する条例施行規則」に従い管理されている。保育料の賦課・徴収フローは以下のとおりとなっている。なお、滞納債権の徴収は、区長（各区収納課）に委任されている。



イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 医療費個人負担分

ア 概要

(ア) 債権の特徴

健康保険等の被保険者等が病院で医療の提供を受けた場合、被保険者等は一部負担金又は自己負担金を病院に支払わなければならない。この負担金が医療費個人負担分であり、民法第170条第1項の債権である。

広島市における平成22年度の医療費個人負担分の収納率は92.7%である。現年分の入院・外来の収納率は97%～98%と良好であるが、滞納繰越分の収納率は入院が46%、外来が29%となっている。医療費個人負担分は医療の対価の一部であるが、この不払いがあっても、ただちにこれを理由として診療拒否はできない。

(イ) 制度概要

市立病院は、地域に必要とされる政策的医療の中心的な担い手として、また、地域における基幹病院、中核病院として高度・特殊な医療を行うことにより、医療水準の向上を図ることを基本的な役割としている。

広島市は広島市民病院、舟入病院、広島市総合リハビリテーションセンターリハビリテーション病院、安佐市民病院及び安芸市民病院の5院で病院事業を運営している。このうち、安芸市民病院については、指定管理者制度を導入しており、指定管理者である広島市医師会が運営している。

(ウ) 調定額、収入済額、未収金、不納欠損額、収納率の推移

a 医療費個人負担分の未収金の年度別決算の状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円	千円	千円
現年分	154,612	136,050	129,211	111,288	104,048
滞納繰越分	250,572	297,352	297,524	297,057	265,167
合計	405,184	433,402	426,735	408,345	369,215

b 入院及び外来医療に係る医療費個人負担分の収納状況

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	万円	万円	万円
調定額	578,274	539,804	506,205
収入済額	535,600	498,969	469,284
未収金	42,673	40,834	36,921
不納欠損額	632	1,297	1,480

c 収納率の推移

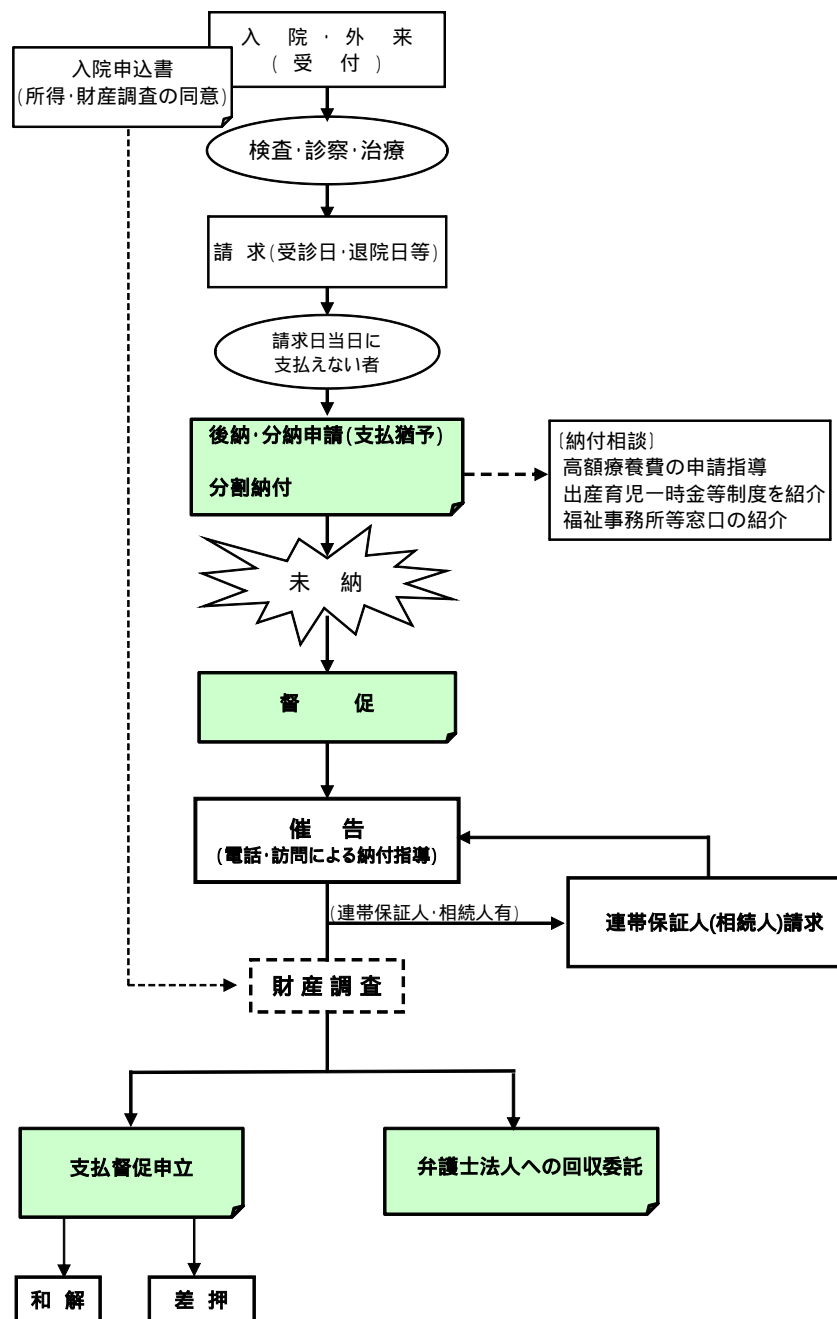
区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	%	%	%	%	%
現年分	97.3	97.5	97.6	97.7	97.7
滞納繰越分	53.7	50.9	39.6	39.1	42.9
合計	93.5	92.9	92.6	92.4	92.7

(I) 管理に関する状況

「広島市病院事業局滞納整理事務処理基準」に従い管理されている。医療費個人負担分未収金の回収事務フローチャートは以下のとおりである。

広島市民病院におけるクレジットカード決済の導入（平成23年5月より）、専任職員の設置（平成21年度より）、悪質な滞納者についての弁護士法人への債権回収委託（平成22年3月より）等により改善は見られるものの、滞納繰越分の収納率は高いものではない。

医療費個人負担分未収金の回収事務フローチャート



イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 市営住宅使用料

ア 概要

(ア) 債権の特徴

広島市が所有する市営住宅の使用料に係る債権である。入居者の所得に応じ使用料が決定されることに特徴がある。

(イ) 制度概要

公営住宅の目的は、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することにある（公営住宅法第1条）。広島市の市営住宅の家賃制度は、立地・規模等の住宅の条件を勘案し、入居者の収入で支払える額の家賃を決定する方式、いわゆる応能応益方式である。よって毎年度、入居者からの申告に基づく収入及び住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数等に応じて家賃が決定される。

(ウ) 調定額、収入済額、収入未済額、収納率の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	百万円	百万円	百万円
調定額	3,640	3,591	3,495
収入済額	3,170	3,250	3,146
収納率	87.1%	90.5%	90.0%

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度
現年分		千円	千円	千円
	収入未済額	65,923	47,989	88,448
	収納率	97.9%	98.5%	97.2% (99.0%)
滞納繰越分	収入未済額	370,899	272,104	233,558
	収納率	14.2%	31.9% (24.2%)	17.4% (21.2%)
合計	収入未済額	436,823	320,093	322,006
	収納率	87.1%	90.5% (92.2%)	90.0% (93.4%)

なお、平成21年度及び平成22年度のかっこ内数値は、特殊要因（西区において69戸が平成10年度の家賃改定に反対して従前家賃を供託し続けて訴訟になった事件）に係る影響を除いた数値である。

(I) 管理に関する状況

入居の決定から家賃の決定までは、各区建築課で事務を行っており、納入通知書の作成から、収納事務、督促・催促等の4か月までの滞納整理事務は財団法人広島市都市整備公社（委託）で行っている。広島市では、平成21年度から滞納整理事務を強化するため、5か月以上の滞納者（法的措置対象者）の滞納整理事務について都市整備局住宅政策課で集約的に対応している。

具体的には、簡易裁判所での即決和解による滞納家賃の分割納付の推進、悪質な場合には地方裁判所での債務名義による明渡請求及び強制執行の実施により、長期滞納者に対する収納率が改善している。また、退去後の滞納者に対しても折衝を行い、給与・預金の差押えが可能であるかについても検討している。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 国民健康保険料

ア 概要

(ア) 債権の特徴

地方税の滞納処分の例により処分することができる強制徴収公債権である（国民健康保険法第79条の2、地方自治法第231条の3第3項）。

国民健康保険の被保険者の多くは、自営業の人、会社を退職した人、あるいは、その人たちの家族などである。急激な高齢化や医療費の高騰などにより毎年保険料は増加傾向にある中、高齢者、低所得者や所得の無い人も多いため、保険料の安定した徴収が難しい状況にある。

(イ) 制度概要

a 概要

国民健康保険制度は、原則として被用者保険の適用者以外の国民全てを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする医療保険制度である（国民健康保険法第1条、第2条）。

広島市が市民向けに作成しているパンフレット「国保のしおり」によると、広島市内に住んでいる人（広島市に外国人登録されて、1年以上の在留資格・期間のある人を含む。）は、次の国民健康保険に加入できない人を除き、全て国民健康保険に加入するとある。

< 国民健康保険に加入できない人 >

- ・ 勤務先などの健康保険（日雇保険を含む。）又は船員保険に加入している人とその扶養家族
- ・ 国・県・市・学校などの共済組合に加入している人とその扶養家族
- ・ 同業者の人達が集まって構成している国保組合に加入している人とその扶養家族
- ・ 後期高齢者医療制度に加入している人
- ・ 生活保護法の適用を受けている人

保険料の納付義務者は世帯主であり、世帯主が他の保険制度の加入者であっても家族の中に1人でも国民健康保険の被保険者がいれば、保険料は世帯主が納付することになる。

b 徴収

保険料の納付書は1年分をまとめて納付（全納）するものと第1期から第10期（6月から翌年3月まで）までの各期ごとに納付するものをまとめて年1回6月10日に送付している。各期の納期は6月から翌年3月までの各月の10日から末日（ただし、12月は翌年1月4日、また、末日が祝日、休日、土曜日又は日曜日の場合は翌開庁日）までとなっている。

保険料が納付されない場合、次のような処分を行うこととなる。

No	処分	内容
(a)	督促状の送付	納付期限を過ぎても保険料を納付しない場合、納付期限の20日後までに督促状を発送する。督促状での納付期限は督促状発送日後10日以内である。 新規滞納者に対しては、この時点で広島市市税・保険料・保育料お知らせセンター（以下「お知らせセンター」という。）から未納付の旨を電話で連絡している。 （参考） 広島市では、平成21年10月から、市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料について、お知らせセンターを開設し、納付期限を過ぎても納付の確認ができない方への自主納付の呼びかけや、口座振替の加入勧奨等を電話で案内している。
(b)	催告書の送付	上記でも納付しない場合、納付期限後の45日目の頃に催告書を送付する。催告書での納付期限は催告書発送月の概ね末日である。 新規滞納者については、この時点で各人別の事績票が作成され、各区保険年金課において、収納員が電話又は訪問などによる催告業務を行うこととなる。
(c)	財産差押予告書の送付	上記でも納付しない場合、財産差押予告書を送付する。
(d)	差押え	上記でも納付しない場合、財産調査の上、差押調書を作成し送付する。
(e)	短期保険証の交付	納付期限から5か月間を過ぎても納付しない場合、通常の保険証の代わりに短期保険証を交付する。有効期間が短くなり、期限が切れると更新の手続きが必要となる。 なお、保険給付の内容は、通常の保険証と同一である。

No	処分	内容
(f)	資格証明書の交付	納付期限から1年間を過ぎても納付しない場合、保険証を返還してもらい、資格証明書を交付する。資格証明書は、被保険者であることを証明するものであるが、資格証明書を使って診察を受けた場合、一旦医療費の全額を病院等の窓口で支払い、後日申請により保険給付相当額の払戻しを受けることになる。 なお、次に該当する人は、資格証明書の交付の対象から除かれる。 原子爆弾被爆者援護法の一般疾病医療費の支給を受けている人 児童福祉法の療育の給付や障害者自立支援法の自立支援医療費の支給などの医療に関する給付を受けている人等
(g)	保険給付の支払いの一時差止め	納付期限から1年6か月間を過ぎても納付しない場合、療養費、高額療養費などの保険給付の全部又は一部の支払いを一時差し止める。
(h)	滞納保険料の控除	保険給付が一時差し止められてもなお保険料が納付されない場合、差し止められた保険給付の額から、滞納保険料を控除する。

ただし、届出により災害その他の特別の事情（注）が認められる場合は、上記No(f)から(h)の処分は行わない。

（注）災害その他の特別の事情

- ・ 世帯主がその財産につき災害を受けたり盗難にあったこと
- ・ 世帯主又はその人と生計を一にする親族が病気にかかったり負傷したこと
- ・ 世帯主がその事業を廃止したり休止したこと
- ・ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと
- ・ 上記に類する事由があったこと

健康福祉局保険年金課に設置している特別対策班と各区保険年金課が連携して、納付に誠意の無い滞納者に対する差押え等を積極的に行っている。

各区保険年金課に配置している収納員は嘱託職員であり、広島市OB職員はあらず採用時は未経験者であるが、OJT及び交渉術・倫理に関する研修などで経験を積んでいる。不正防止の観点から2年で担当地区を異動させるようにしている。ただし、正規市職員と違い部門異動がないため経験、ノウハウは蓄積される。

このほか収納率向上に向けて他部署との連携による徴収及び口座振替加入の勧奨を行っている。

< 収納率向上に向けた対応 >

- ・ 広島市収納対策本部を中心に市税などの徴収担当課と連携して、全区において年4回の日曜日の窓口開設や毎月第3木曜日の夜間窓口の開設、年2回の滞納整理強化月間の設定

- ・ お知らせセンターを通じて、新規滞納者に対する自主納付の呼びかけを実施
- ・ 区役所窓口やお知らせセンターにおいて、口座振替未加入世帯に対する加入勧奨を実施、また、年度当初に納入通知書を送付する際、口座振替未加入者には口座振替依頼書を同封

(ウ) 調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額、収納率の推移

a 調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
調定額	31,921,376	33,124,817	33,676,374
収入済額	22,994,330	23,973,500	24,254,226
収入未済額	6,979,975	7,507,533	7,590,069
収入済額中還付未済額	29,065	28,063	31,899
不納欠損額	1,976,136	1,671,846	1,863,978

b 平成22年度収入未済額の内訳

事由	世帯数	件数	金額
	世帯	件	千円
執行停止分	-	-	-
財産がない	65	424	8,695
生活困窮	3,803	20,251	229,632
所在、財産とも不明	249	3,071	23,303
小計	4,117	23,746	261,631
差押分	1,189	7,423	191,872
折衝中等	72,484	427,015	7,136,565
合計	77,790	458,184	7,590,069

c 平成22年度不納欠損額の内訳

事由	世帯数	件数	金額
	世帯	件	千円
時効完成	14,046	106,516	1,663,885
執行停止分	-	-	-
財産がない	213	879	15,832
生活困窮	2,271	14,575	161,896
所在、財産とも不明	327	2,824	22,364
小計	2,811	18,278	200,093
合計	16,857	124,794	1,863,978

d 収納率の他都市との比較推移

「第2 - 2 - (1) イ 指標分析」で比較対象とした政令指定都市及び政令指定都市平均値と比較すると以下のとおりである。

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	前年度比較
広島市	現年分	% 86.56	% 86.18	% 86.91	% 0.73
	滞納繰越分	20.19	19.30	18.86	0.44
	合計	72.03	72.37	72.02	0.35
札幌市	現年分	85.22	86.52	87.95	1.43
	滞納繰越分	5.86	6.57	7.83	1.26
	合計	62.86	64.67	68.46	3.79
仙台市	現年分	83.86	83.59	84.09	0.50
	滞納繰越分	13.22	13.17	12.26	0.91
	合計	67.00	67.26	66.20	1.06
北九州市	現年分	91.76	91.29	91.53	0.24
	滞納繰越分	9.28	9.83	10.07	0.24
	合計	76.88	75.97	74.82	1.15
福岡市	現年分	85.90	85.95	86.28	0.33
	滞納繰越分	12.14	12.74	13.16	0.42
	合計	69.03	68.58	69.86	1.28
政令指定都市平均	現年分	87.49	87.33	87.97	0.64
	滞納繰越分	12.74	12.85	13.59	0.74
	合計	69.86	70.05	69.92	0.13

広島市の現年分の収納率（86.91％）は、政令指定都市19都市の中で12位にとどまっているものの、滞納繰越分の徴収に注力した結果、滞納繰越分の収納率（18.86％）は同2位となっており、合計では19都市中8位となっている。

一般的に収納率の高い政令指定都市は口座振替加入率も高いものと考えられる。収納率向上のためにはまず滞納をさせないこと、そのための一手段として口座振替加入率を高めることが重要と考えられる。

(I) 管理に関する状況

収入未済のうち、分割納付中、執行停止中及び差押中の各数件を任意に抽出した世帯につき関連資料を査閲した結果、問題は見受けられなかった。

査閲した関連資料は以下のとおりである。

- a 督促状
- b 催告書
- c 事績票
- d 財産差押予告書
- e 預貯金等の調査決議書
- f 預貯金等の調査について（照会）
- g 預貯金等の調査について（回答）
- h 差押調書
- i 配当計算書

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(5) 母子・寡婦福祉資金貸付金

ア 概要

(ア) 債権の特徴

母子・寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭の母などが、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県、指定都市又は中核市から貸付けを受けられる制度である。

返済時の負担軽減のため、貸付利率については無利子(連帯保証人を立てた場合)としている。償還期限は、資金の種類により3年から20年までとなっている。さらに、平成21年6月から貸付条件の見直しにより連帯保証人要件が緩和され、連帯保証人の確保が困難な母子家庭の実情を考慮し、連帯保証人のない場合も貸付けを認めている¹。

(イ) 制度概要

母子福祉資金貸付制度は、母子家庭及び母子福祉団体に資金を貸し付けて母子家庭の経済的自立を助け、生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進することを目的としている。対象は、現に20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子、母子福祉団体、父母のない児童である。

寡婦福祉資金貸付制度は、子が20歳に達した配偶者のない母又は子のいない寡婦(現に配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であったもの)に対し資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、安定した生活を営んでもらうことを目的としている。対象は、寡婦及びこれに準ずる女子である。

(ウ) 調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額、償還率の推移

区分	平成21年度	平成22年度
	千円	千円
調定額	874,541	918,685
収入済額	399,759	407,996
収入未済額	474,781	510,688
不納欠損額	-	-
償還率	45.7%	44.4%

なお、平成22年度の貸付金元利収入の償還率は、母子福祉資金貸付金では、現年度分84.8%、滞納繰越分6.7%、また、寡婦福祉資金貸付金では、現年度分86.8%、滞納繰越分5.1%となっている。

¹ (出典) 母子協-財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページ

(I) 管理に関する状況

母子・寡婦福祉資金貸付金は、貸付けの実行・償還・督促などの滞納債権の管理について各区で行っており集中管理は行われていない。

償還事務の流れ

送付書類	送付時期
償還予定表	償還開始3か月前に送付
納入通知書	毎月出力 なお、口座振替依頼者については償還開始月に該当年度分を一括出力
督促状	毎月出力 納付期限の翌月に送付
滞納内訳書	毎月出力 納付期限の翌月に送付
催告状	年6回送付（偶数月） 納付期限の翌々月又は翌々々月に送付 年2回（6月、12月）は連帯借主にも送付
連帯保証人あて通知	借受人が1年以上滞納しているもの 毎年11月に送付
連帯保証人への請求	連帯保証人あてに通知してもなお償還がされない場合 毎年3月に送付

滞納債権については、滞納となって年数が経過したことで債権を消滅させることより、督促状や催告状を送付することにより債務があることを認識してもらい、償還につながるように折衝を行うことに重点を置く方針である。催告状を送付する際に滞納分の納付書も同封し、毎年8月の児童扶養手当現況届提出時に折衝を行っている。また、支払いが困難な場合には分割による納付について相談に応じるなど、少しでも納付してもらえよう対応をしている。

貸付金の制度の趣旨から、借受人に経済的な余裕がある場合は少ないと考えるが、裁判所へ訴えの提起等を行い強制執行などの法的手続を行っていない。また、債権放棄するためには、議会の議決を得ることが必要となるため、現在まで広島市で不納欠損処分を行ったことはない。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 監査の意見

【不納欠損処分について】

過去において不納欠損処分を行った債権はなく、広島市が本制度の運用を開始した昭和56年に発生した債権が平成22年度においても収入未済額として計上されている。この中には、関係者が既に死亡しているケースなど回収が不可能な場合も含

まれる懸念がある¹。公平性の観点からは、安易な不納欠損処分は行えないが、回収コストとの比較や事務処理の効率化の観点から不納欠損処分を行うことの検討は必要である。広島市における不納欠損処分の論点を整理後、母子・寡婦福祉資金貸付金における不納欠損処分のあり方について検討が望まれる。

(6) 地域改善対策奨学資金貸付金

ア 概要

(ア) 債権の特徴

地域改善対策奨学資金貸付金の貸与は、平成17年度で経過措置を含めて終了しており、卒業後6か月の猶予期間を置いて、月賦、半年賦又は年賦の均等払方式により返還することとされている。

(イ) 制度概要

広島市地域改善対策奨学資金制度は、昭和44年に施行された同和対策事業特別措置法に基づく給付制度として始まり、昭和57年度の地域改善対策特別措置法の施行、昭和62年の地域改善特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「措置法」という。）の施行により、段階的に貸与制度に移行した事業で、対象地域関係者の子弟で高等学校等に進学又は進級する能力を持ちながら、経済的な理由により修学が困難なものに対し奨学資金の貸与を行うことにより、社会的に有為な人材の育成を図り、もって対象地域関係者の生活の安定と向上に寄与することを目的とした貸付制度である。制度は平成13年度末に措置法が期限切れとなり、平成17年度末で経過措置も終了した。返済期間は貸与終了後20年以内であり、経済的な理由等により返還が困難な者に対しては返還免除も認められている。貸付総額約25億円のうち平成22年度末まで約18億円の返還を免除しており、債権残額は約7億円となっている。

(ウ) 債権残高の推移

区分	平成21年度	平成22年度
	千円	千円
前年度末現在高	927,821	819,265
決算年度中増減額	108,556	93,228
決算年度末現在高	819,265	726,037

(エ) 管理に関する状況

平成13年度末で、貸付けの根拠となる措置法が期限切れとなり、広島市地域改善対策奨学資金条例を廃止したことから、現在は新規の貸付けはなく、債権の管理、すなわち免除申請・償還・督促等を行うのみとなっている。

現在、返還を免除している者については、免除期間の終了する3か月前に広島市が免除申請の書類を送付する。借受人から免除申請が提出されなかった場合又

¹（補足説明）母子・寡婦福祉資金を無利子で借りの場合、連帯保証人の設定が必要である。また、そのうち、児童に対する資金の場合、児童が連帯借主となる。連帯保証人や連帯借主が死亡した場合でも、その債務は当該保証人等の相続人に引き継がれる。全ての者に支払能力が認められなくなるまで債務は継承されるものの、債務発生から既に30年近く経過した債権もあり、実質的な回収が困難な債権がある懸念がある。

は免除対象とならなかった場合には、調定し償還が開始される。1回の免除申請で免除となる債務額は20分の5であるため、借入れ期間20年の場合は5年ごとに免除申請が必要となる。

平成22年度における地域改善対策奨学資金貸付金元金収入の収入未済額は、現年度分208万6,000円、滞納繰越分594万4,000円である。収入未済となった要因は生活困窮のためであり、免除申請を行えば免除となる場合が多い。免除申請されていない理由は、借受人である奨学生が借受けの事実を知らされていないことなどから、結果的に免除申請が行えていない場合が多くある。収入未済の解消のための今後の措置としては、催告を重ねる一方、継続的な個別訪問をこれまで以上に強化するなど鋭意収納に努めることとしている。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(7) 保留床¹管理法人に対する貸付金

ア 概要

広島駅新幹線口広場に隣接する若草町地区は、市営若草住宅の建替えにより遊休地化した土地となっていた。このため、個人施行方式の市街地再開発事業を推進し、広島市の新都心成長点にふさわしい業務、商業、都心居住などの複合機能の導入を図った。これが「若草町地区第一種市街地再開発事業」である。

再開発ビルが完成する前年の平成21年の夏ごろから、サブプライムローン問題を契機とする世界的な金融危機の中、保留床取得予定者と施行者との保留床処分に向けた協議がこう着状態となり、最終的には翌平成22年1月に施行者は保留床取得予定者との売買予約契約を解除するに至った。

こうした状況を踏まえ、施行者では、事業資金の出資及び融資を受けている金融機関と協議のうえ、再開発事業の完成を図るため、施行者自らがホテル・ビジネス棟の保留床を取得し管理する新たな「保留床管理法人」を設立した。

再開発事業の続行が危ぶまれる中、広島市では広島駅の玄関口であるという公共性を鑑み、施行者が設立したホテル・ビジネス棟の保留床管理法人に対し、国の制度を利用し保留床資金の貸付けを実施することとし、平成22年度予算に計上し、保留床管理法人の事業計画、貸付条件等を確認した上で、平成22年12月に貸付けを実行した。なお、施行者には再開発支援として約92億円の補助金及び負担金を支払っている。

融資の概要は以下のとおりである。

¹（用語の説明）市街地再開発事業において、権利変換後に事業施行者に帰属することとなる事業によって建設された建物（施設建築物）の敷地・床をいう。

市街地再開発事業では、事業前に存在する権利の所有者に対しては、原則としてその権利に応じて施設建築物の敷地・床（権利床）が与えられるが（これを「権利変換」という）、保留床は、権利者に与えられずに残された敷地・床である。

保留床は、いわば事業によって新しく生み出された不動産価値が具体的な形になったものであると考えることができる。

事業施行者は、帰属した保留床を処分して事業資金に充当することが一般的である。（不動産用語集 R.E.Words 株式会社不動産流通研究所）

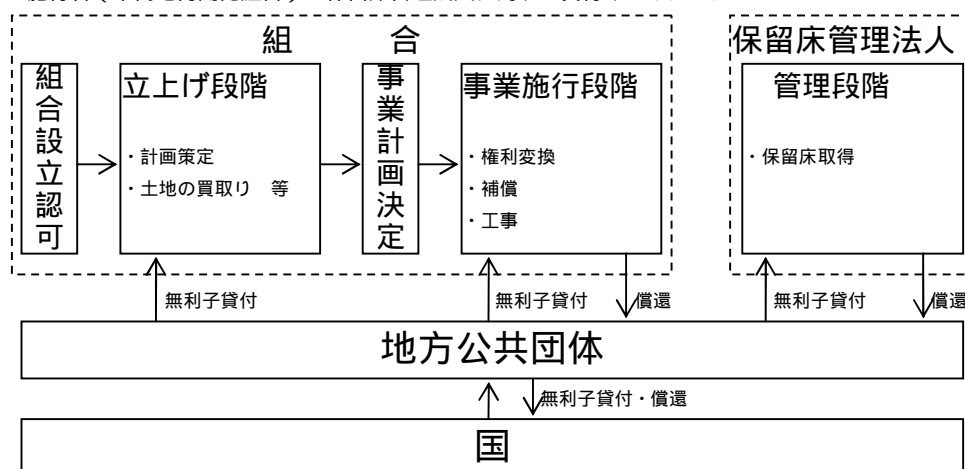
項目	内容
貸付先	若草シティー合同会社
貸付金額	40億円
貸付期間	平成22年12月から平成47年9月まで
貸付利率	無利子
担保	ホテル・ビジネス棟の土地・建物の信託 受益権への質権設定
貸付財源	開発事業基金（20億円）（広島市） 都市開発資金（20億円）（国）

（補足説明：保留床管理法人等に対する融資制度）

円滑な市街地再開発事業の推進を図ることを目的とする制度として、無利子貸付金制度がある¹。これは、市街地再開発事業を施行する組合・個人施行者・再開発会社、あるいは保留床管理法人等に対し、再開発のための資金調達の円滑化のため地方公共団体が無利子貸付けを行う場合に、その資金の一部について国が無利子資金を貸付ける制度である。制度内容及び貸付けスキームは、以下のとおりである²。

項目	組合等資金貸付金	保留床取得資金貸付金
貸付内容	組合等の事業費に対する貸付け	保留床管理法人等の保留床取得費に対する貸付け
貸付対象者	・市街地再開発組合 ・個人施行者 ・再開発会社	・施行者、組合員、再開発会社の株主等の出資による保留床管理法人 ・再開発会社
活用の効果	・保留床処分までの「つなぎ資金」が確保できる。 ・無利子の資金であるため、金利負担が軽減される。	・公募で売却できない保留床の早期売却が可能となる。 ・事業費確保が早まり、事業の早期終息が可能となる。

<施行者（市街地再開発組合）と保留床管理法人に対する貸付けのイメージ>



¹（根拠条例等）都市開発資金の貸付けに関する法律

²（出典）国土交通省 無利子貸付金による 組合等施行の市街地再開発事業の推進<http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/tokai/images/stokai.pdf>

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【結果の補足説明】

当該融資は国の融資制度であり、国土交通省の作成した事務フロー（市街地再開発事業等資金融資制度の一般的なフロー図）に基づき処理されていることを、該当書類を査閲し確認した。

なお、当該融資の実施に当たり広島市議会でも審議され、可決されており、手続に問題は認められない。

融資先である保留床管理法人が作成した事業計画によると、今後25年で融資を償還する計画としており、融資条件と矛盾はない。

また、管理法人は設立直後かつ融資直後のため、監査人による決算書の査閲は省略した。

(8) 生活保護費返還金等

ア 概要

(ア) 債権の特徴

生活保護法第63条、第77条及び第78条を根拠とする債権に分類される。

<生活保護法>

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

生活保護法は、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている（日本国憲法第25条、生活保護法第1条）。

他方、生活保護法に基づいて受給した生活保護費については、資力があるにもかかわらず受給した場合など、一定の場合には返還が求められ、受給者に対して生活保護費返還金等の債権が発生する特色がある。

全国的に生活保護受給者が大きく増加する中、徴収金（不正受給）残高も増加傾向にある。生活保護費返還金等の滞納者については、その滞納後においても生活保護を受給し続ける場合もあり、収納率は低くなる傾向にある。

(イ) 制度概要

生活保護費返還金等には、生活保護法第63条に基づく返還金、生活保護法第77条に基づく徴収金、生活保護法第78条に基づく徴収金、保護の変更、廃止又は停止に伴い生ずる戻入金がある。

生活保護法第63条に基づく返還金は、暫定的に保護を受けた場合の返還金である。生活保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産・能力・その他あらゆるものを活用しても最低限度の生活を営むことができない場合に限り支給されることが原則である。ただし、資産や権利を有していてもすぐに活用できない場合には、その間に限って扶助を受けることができるようにし、その資産等が利用できるようになったのち、速やかに受けた保護金額の範囲内において、その費用を返還させることにしているものである。第63条に基づく返還金は、発生した資金によって返還額が決定されるため、生活保護受給者はその資金から返還することが可能であるが、その資金を他の目的に消費してしまった場合には一括返還が困難になる。

生活保護法第77条に基づく徴収金は、扶養義務者からの費用の徴収金である。扶養義務者に十分な扶養能力があるにもかかわらず扶養しなかった場合などに、扶養義務者の扶養能力の範囲内で保護に要した費用を徴収するものである。

生活保護法第78条に基づく徴収金は、不正受給に対応した徴収金であり、不正受給を受けた者又は受けさせた者から徴収できることが定められている。制度の公平性を担保するために定められたものであり、徴収額の決定に当たって徴収相手の資力は考慮せず、不正受給額を原則として全額徴収すべき性質のものである。第78条に基づく徴収金は、不正な手段での受給が原因で発生するため、その不正が発覚した時点では金銭を消費している場合が多く、一括で資金の徴収ができないことが多い。

(ウ) 収入未済額、不納欠損額、債権残高等の推移

a 収入未済額、扶助費、保護率の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
生活保護費返還金	239,134	240,155	258,837
生活保護法に基づく徴収金	369,998	371,640	353,912
生活保護過年度戻入金	118,049	113,100	112,385
扶助費	31,508,045	35,827,753	40,283,467
保護率（人口千人当たりの生活保護受給者数）	16.7‰	18.9‰	21.1‰

b 不納欠損額（時効完成（5年）によるもの）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
生活保護費返還金	27,758	35,277	38,967
生活保護法に基づく徴収金	17,834	47,475	67,451

c 債権残高の推移

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円
生活保護費返還金	249,548	315,823	404,121
生活保護法に基づく徴収金	682,302	726,451	826,223

上表のとおり、扶助費が増加し保護率も上昇している。それに伴い債権額も増加している。

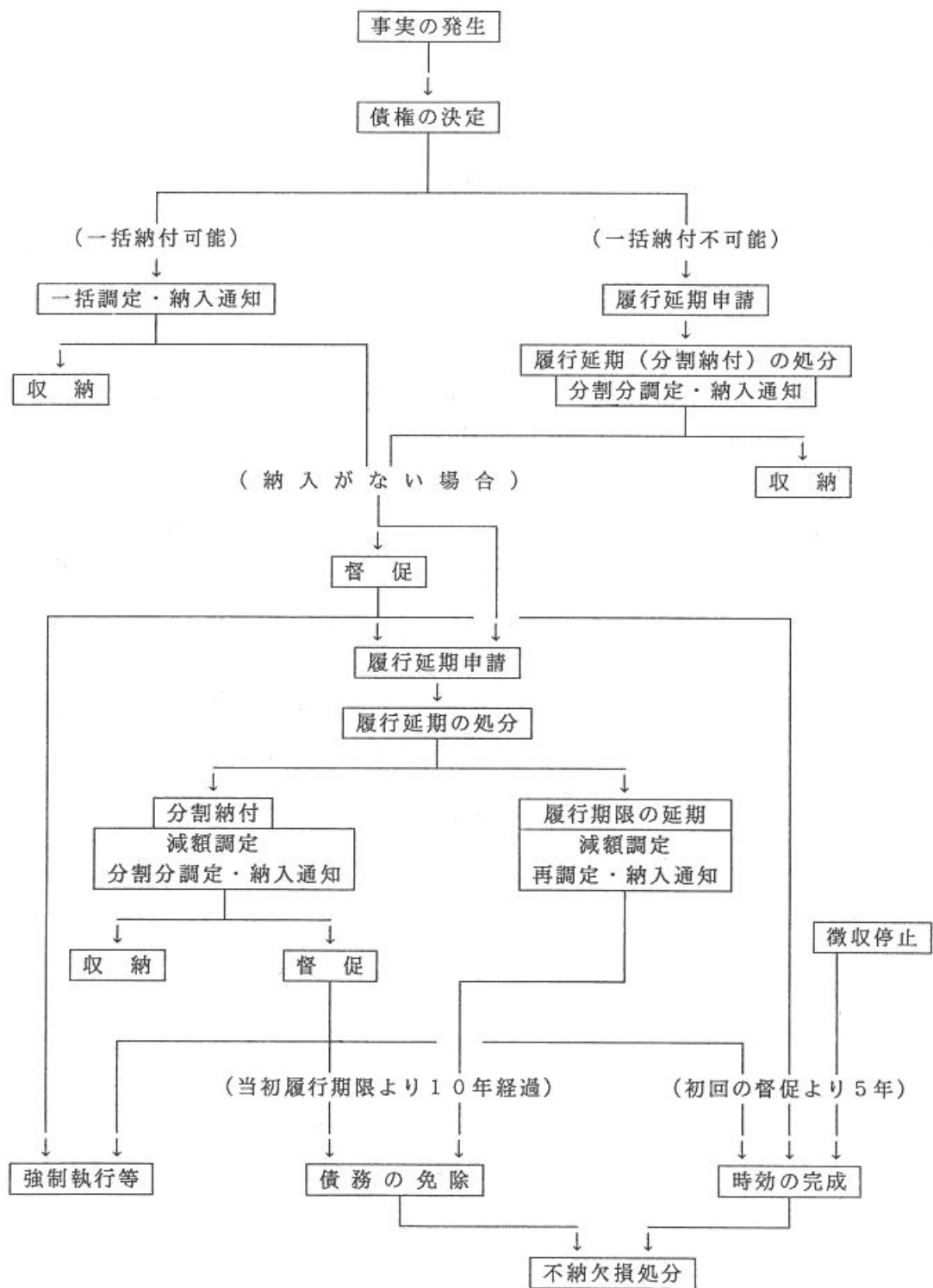
(I) 管理に関する状況

債権管理事務については「生活保護費返還金等の債権管理事務の手引」(平成6年4月)に従い以下のフローとなっており、滞納管理を中心に事務処理の適正性を確認した。

債務者は引き続き生活保護を受給している等、経済的に余裕が無い者がほとんどであり、徴収は困難な場合が多く、債権の発生を未然に防ぐ方策が重要と考えられる。

悪質な債務者に対しては告発等により対応しているが、全国的に告発件数は少ない傾向にある。これは、告発等の明確な基準が無く判断が難しいこと、所管する警察により告発等への対応が異なるためである。その改善のためには全国的に統一した告発等の基準や厚生労働省と警察庁との意思統一も必要であり、「生活保護制度に関する国と地方の協議」などにおいて、基準等の策定の必要性について協議されている。

返還金等の債権管理事務取扱手順流れ図



イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(9) し尿収集運搬業者事業多角化等資金貸付金

ア 概要

(ア) 債権の特徴

し尿収集運搬業者事業多角化等資金は、資金の用途が事業の多角化等に係る資金であることを貸付条件とし、償還方法は3年間の据置後、7年以内の毎月均等償還とされている無利子の貸付金制度である。申込者は連帯保証人1名以上を立てなければならないとされており、広島県環境整備事業協同組合の保証を受けている借受人が多い。

借受人が、資金を申請書に記載した用途以外に使用しないこと、融資決定後に市長が融資に関する調査をし、又は報告を求めたときはその要求に応じること等の事項を遵守しなかった場合には、市長は借受人に対して資金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(イ) 制度概要

し尿収集運搬業者事業多角化等資金貸付制度は、下水道の整備に伴い、し尿の収集業務量が減少し、事業の多角化又は転換を余儀なくされる広島市域を収集地域としているし尿収集運搬業者に対し、事業の多角化等に必要な資金を融資して、業者の経営の安定を図り、もってし尿の適正処理に資することを目的とした貸付制度である。平成16年度から開始され、現在の融資業者数は9業者、融資額総計は4億5,000万円、平成22年度末の債権残高は4億1,467万円であり、滞納は生じていない。平成24年度から予定している1業者に対する融資5,000万円をもって、新規融資は終了予定である。

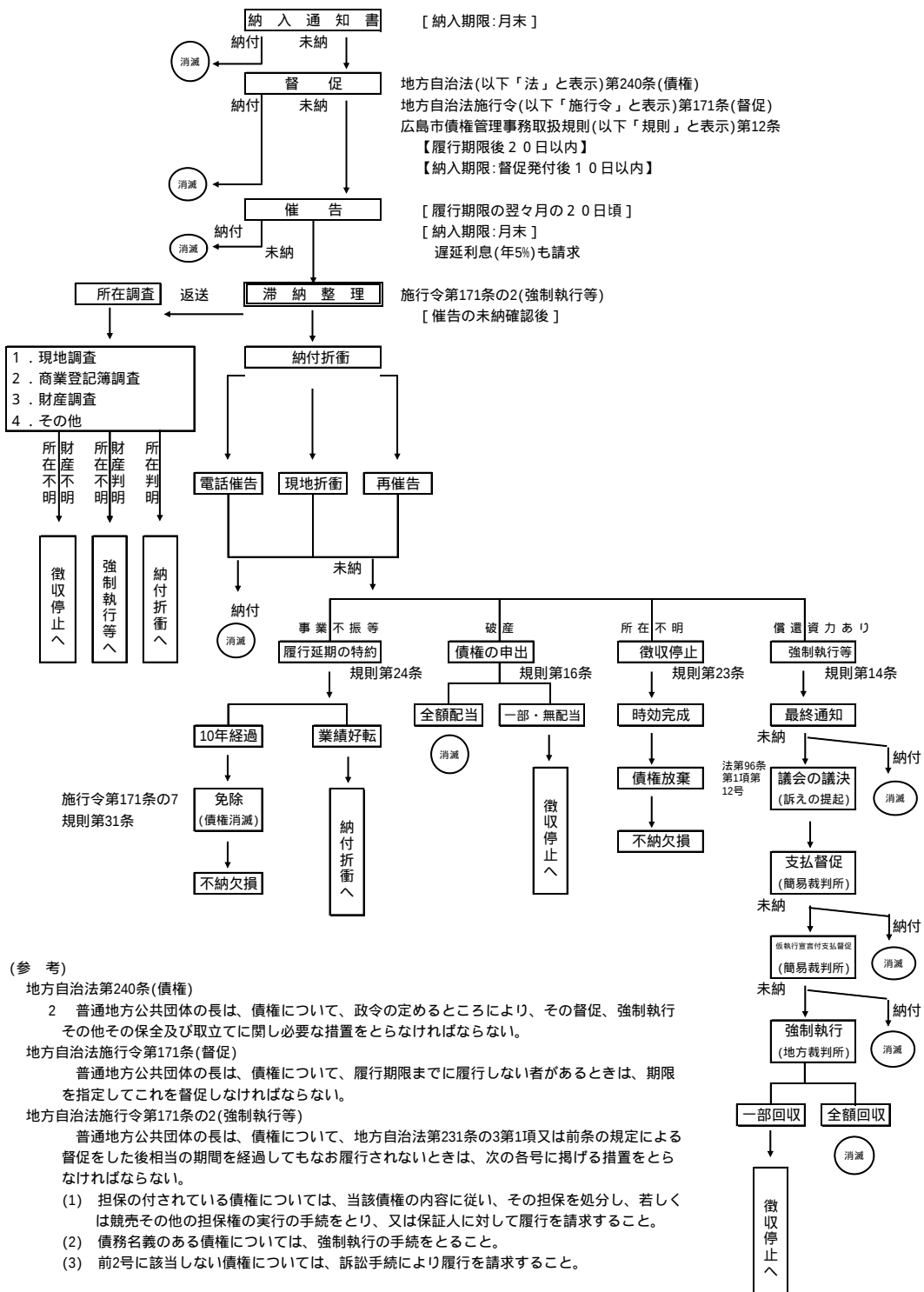
(ウ) 債権残高の推移

区分	平成21年度	平成22年度
	千円	千円
前年度末現在高	387,600	414,720
決算年度中増減額	27,120	43
決算年度末現在高	414,720	414,677

(I) 管理に関する状況

債権管理に関する業務は「広島市し尿収集運搬業者事業多角化等支援融資制度要綱」及び「広島市し尿収集運搬業者事業多角化等支援融資制度実施要領」に定められており、滞納が発生した場合の事務処理は、以下のような業務フローとなっている。

広島市し尿収集運搬業者事業多角化等支援融資制度滞納整理事務の流れ



イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 監査の意見

【融資先の現況把握について】

広島市し尿収集運搬業者事業多角化等支援融資制度要綱第10条第3号及び広島市し尿収集運搬業者事業多角化等支援融資制度実施要領8では融資決定後、借受人が経営診断又は経営相談(以下「経営診断等」という。)を受けることを求めている。

しかしながら、し尿収集業務量減少対策における代替業務のあっせんが十分措置できていないことを要因として借受人は経営診断等を受けていない。

現状、延滞債権は発生していないものの、制度趣旨は広島市が借受人の財務情報を定期的に点検し債権管理に役立てることにあることから、広島市は借受人に対し経営診断等を受けるよう働きかけを行うことが望ましい。

(10)住宅新築資金等貸付金

ア 概要

(ア) 債権の特徴

国の措置(「同和対策事業特別措置法」、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」)に基づく貸付から生じた債権である。ただし、現状では、平成9年に広島市住宅新築資金等貸付条例を廃止したことから、新規貸付の発生はなく、債権の回収のみが残っている。

回収の条件は、貸付利率が年2.0%～3.5%(年度により異なる。)、償還期間については住宅新築資金及び宅地取得資金が25年以内、住宅改修資金は15年以内となっている。

(イ) 制度概要

住宅新築資金等貸付金制度は環境改善対策の一環として行われた事業である。住宅新築資金等貸付金制度の経緯は、以下のとおりである。

a 昭和40年8月：同和対策審議会答申

同和対策の具体的方策として、住宅又は宅地のための長期低利融資制度及び住宅改修のための長期低利融資制度を充実することが答申された。

b 昭和41年9月：国の「住宅改修資金貸付制度要綱」制定

c 昭和42年4月：「広島市住宅改修資金貸付条例」施行

d 昭和53年4月：「広島市住宅改修資金貸付条例」の一部改正

(「広島市住宅新築資金等貸付条例」へ名称変更、「住宅新築資金」の新設)

e 昭和53年7月：「広島市住宅新築資金等貸付条例」の一部改正

(「宅地取得資金」の新設)

貸付金の償還については、借受人の生活困窮や高齢化等に伴い、年々滞納額が増加している状況にある。

(ウ) 債権残高の推移

区分	平成21年度	平成22年度
	千円	千円
前年度末現在高	292,397	263,548
決算年度中増減額	28,849	21,264
決算年度末現在高	263,548	242,284

(I) 管理に関する状況

平成22年度における住宅資金貸付金元利収入の収入未済額は、現年度分950万1,000円、過年度分2億7,851万5,000円である。

収入未済となった要因は生活困窮のためであり、収入未済に対する今後の措置としては、戸別訪問を継続していくことによって滞納者の生活状況及び滞納原因を常時把握するとともに、経済力に応じた分割納付を指導し、納付意欲の向上を図る、長期高額滞納者に対しては、本人はもとより、連帯保証人に対して納付折衝を強化するといったことを行っていく方針としている。

なお、貸付対象への抵当権の設定及び連帯保証人の設定により債権の確保を図っている。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 監査の意見

【不納欠損処分について】

住宅新築資金等貸付金においては、借受人が生活困窮や高齢の場合でも支払能力を考慮しつつ、分納して納付するよう指導し少額ながら回収している事例がある。さらに、借受人が破産宣告を受け免責決定された場合や生活困窮等により借受人から回収が見込まれない場合は、連帯保証人（連帯保証人が死亡した場合は、その相続人）から回収するなど、可能な限り債権の回収に努めている。

ただし、こうした取組は行われているものの、実質的には回収が困難となっている債権があることが懸念されるが、同貸付金では過去において不納欠損処分を行った債権はない。公平性の観点からは、安易な不納欠損処分は行えないが、全庁的な観点から回収コストとの比較や事務処理の効率化などの論点を整理し、広島市として不納欠損処分に関する取扱方針等を整備した後、この取扱方針等に基づき、同貸付金における不納欠損処分の検討が望まれる。

(11) 地域総合整備資金貸付金

ア 概要

(ｱ) 債権の特徴

貸付対象となる事業は、広島市が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、公益性等の条件を満たすものである。

貸付対象となる民間事業者等は、株式会社、有限会社、旧民法第34条の規定により設立された法人その他の法人であり、貸付けの決定に当たっては、財団法人地域総合整備財団の行う貸付対象事業についての総合的な調査・検討の結果を参考にして、貸付けを決定するものとされている（広島市地域総合整備資金貸付要綱）。

(イ) 制度概要

地域総合整備資金貸付制度は、広島市が金融機関等と共同して、地域振興に資する民間事業活動を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、同財団の支援を得て行う、民間事業者等に対する無利子資金の貸付制度である。

なお、同財団に対して広島市は1億5,000万円の出資を行っている。

制度創設以来、融資実績は3件にとどまっており、返済遅延は発生していない。

貸付額は原則として総額24億円を限度とし、貸付対象事業に係る借入総額(用地取得費は設備投資の総額の3分の1の額を限度として算定する。)の20%を限度(協調融資)としている。

現在の貸付先は、「水の都ひろしま」推進の一環である京橋川オープンカフェへ出店したホテル、介護老人保健施設の実施主体である社会福祉法人、老人保健施設の実施主体である医療法人社団であり、平成25年度末には全ての貸付金が償還予定である。

(ウ) 債権残高の推移

区分	平成21年度	平成22年度
	千円	千円
前年度末現在高	123,920	90,544
決算年度中増減額	33,376	33,376
決算年度末現在高	90,544	57,168

(I) 管理に関する状況

同貸付金については、直接貸付けであるが、民間金融機関等の連帯保証が付されており、債権の保全が図られている。また、借入人には毎決算期ごとに決算書類等の提出・償還状況報告書の提出が求められている(同要綱第21条、広島市地域総合整備資金貸付事務取扱要領第11条)。

これまでに、貸付先法人から返済遅延は発生しておらず、決算書類の異常も識別されていない。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(12) 広島市土地開発公社貸付金

ア 概要

(ア) 公社の概要

広島市土地開発公社が保有する土地の中には、取得後の社会経済情勢の変化や厳しい財政事情など諸般の事情により、広島市の同公社からの再取得が遅れ、保有期間が長期化している土地がある¹。このことは、同公社の経営のみならず、将来の広島市の財政運営に大きな影響を及ぼすものであり、早急に対応策を講ずる必要があるため、広島市では平成16年3月に「土地開発公社長期保有地の取扱方針に関する検討会議」を設置し、これまで延べ22回の検討会議を開催し、外

¹ (出典) 平成15年度包括外部監査報告書

部の有識者の意見も参考にしながら、土地利用や事業化の見通し、再取得をするとした場合の財源や時期などの検討を進めてきた。また、用地取得は平成17年度以降は行っていない。

広島市では平成21年2月に「土地開発公社の長期保有地に関する取扱方針について」を更新し、新たな取扱方針として同公社の解散については、「公社保有地の再取得や民間売却が完了した後、速やかに行う」こととしている¹。

解散の方法として、広島市では第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」という。）により財源を確保し行うこととしている。

三セク債とは、公営企業の廃止、土地開発公社及び地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止、損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生に取り組む地方公共団体において、当該取組が当該地方公共団体の将来の財政の健全な運営に資すると認められる場合に、当該取組に要する経費に充てるため地方財政法第33条の5の7の規定により起こすことができるものである²。

三セク債を利用した同公社の解散により人件費や運営費が削減でき、また、三セク債には利子の一部について国の特別交付税が受けられる等のメリットがある。

(イ) 財政状態

項目	平成22年度
	千円
総資産（注1）	26,897,555
負債（注2）	26,872,340
正味財産	25,215

（注1）主に公有用地262億円及び現金預金6億円

（注2）主に短期借入金263億円及び預り金5億円

(ウ) 広島市土地開発公社と広島市との関係 公的支援（ストック）

項目	平成22年度	備考（目的、内容、算出根拠等）
	千円	
債務保証に係る 債務残高	26,307,997	（注1）
貸付金残高	-	（注2）
基本財産残高	5,000	
合計	26,312,997	

（注1）広島市は、同公社用地取得に係る経費の金額について債務負担行為として議会承認を得て債務保証をしている。

これにより、同公社は用地取得に要した経費については、年度中は広島市からの短期借入金によって賄い、年度末には金融機関からの借入れにより、広島市へ借入金を返済している。

¹（出典）広島市ホームページ 財政局「土地開発公社の長期保有地の取扱いに関する報告」

²（出典）地方財務研究会編「地方財政小辞典（6訂）」

(注2)(注1)に記載のとおり、年度末の借入金は金融機関に対するものであるが、実質的には広島市からの借入れとなんら変わるものではない。

(I) 公社保有地と広島市からの貸付金の関係

同公社の平成22年度末における短期借入金残高は263億円であり、公社保有地262億円とほぼ見合う状況となっている。なお、平成22年度から公社保有地の簿価の上昇を抑えるため広島市が同公社へ無利子で貸付けを行っている。

公社保有地の平成22年度末の内訳は以下のとおりである。

公社保有地名 (取得年度)	所在地	面積	価額 (簿価)
元世代間交流拠点施設用地 (平成8年度)	安芸区矢野東二丁目 海田町南本町	ha 2.1	億円 21.5
メッセ・コパ・ソシヨ等交流施設用地 (平成13年度)	南区出島四丁目	8.0	99.6
東広島駅跡地地区開発整備 事業用地(貨物ヤード跡地) (平成9年度)	南区西蟹屋三丁目 南区西蟹屋二丁目	4.6	55.0
安佐地区開発事業用地 (平成元～8年度)	安佐北区安佐町大字久地 安佐北区安佐町大字毛木	61.5	35.9
広島市立大学用地 (平成5年度)	安佐南区大塚東三丁目	7.6	50.4
合計		83.9	262.4

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【結果の補足説明】

同公社は会計監査人を設置していないものの、同公社の決算書は、監事により適正意見を付されている。

ウ 監査の意見

【公社の清算手法について】

広島市では、役割が終わった広島市土地開発公社について、三セク債を利用した解散を検討している。三セク債には発行者である地方公共団体に一定のメリットはあるものの、その発行は広島市にとって将来の財政負担となることには変わりなく、その償還には財源の裏付けが必要となる。

三セク債発行による同公社の解散を行うことが現実的な対処方法であることは理解できるものの、財政状態の悪化を防止しつつ三セク債を含めた市債発行額の増加を抑制するため、事務事業の見直しや新たな歳入確保に取り組むことが望まれる¹。

¹ (補足説明) 三セク債の発行額を抑制する手法としては、公社解散までの期間において公社保有地の処分を進め、できる限り公社資産を現金化する等が考えられる。

【単年度融資について】

広島市から広島市土地開発公社へ単年度融資を行っている。なお、単年度融資についての意見は「第4 収入未済・債権 - 1 収入未済・債権総論 - (3) 単年度融資」参照。

(13) 財団法人広島市都市整備公社貸付金

ア 概要

(ア) 公社の概要

財団法人広島市都市整備公社は、広島市の計画に即して、市行政との有機的連携の下に、都市の開発整備、各種都市施設の建設管理等の事業を行い、もって市民福祉の増進と、広島市の発展に資することを目的としている、全額広島市出資の団体である。

もともとは、昭和36年に「財団法人広島市開発公社」として設立され、公共事業用地の取得、駐車場の建設管理、土地造成などを行っていたが、昭和49年に用地買収などの事業を広島市土地開発公社に委譲し、昭和55年に名称を「財団法人広島市都市整備公社」に改めるとともに、広島市の都市基盤整備の諸事業をより広範に推進する体制を整えた。その後は、平成16年に財団法人広島市下水道公社の業務の一部引継ぎ、平成17年に財団法人広島市防災センターの業務の引継ぎを経て、平成23年4月1日に財団法人広島市環境事業公社と合併し、その業務も引き継いでいる。

なお、現在の主な公益事業は学校建設であり、主な指定管理事業に下水道施設維持管理、市営住宅管理等がある。

(イ) 財政状態

一般会計

項目	平成22年度
	千円
総資産（注1）	7,855,328
負債（注2）	7,484,887
正味財産	370,440

（注1）主に学校施設58億円及び現金預金8億円

（注2）主に短期借入金58億円及び未払金8億円

(ウ) 財団法人広島市都市整備公社と広島市との関係

公的支援（ストック）

項目	平成22年度	備考（目的、内容、算出根拠等）
	千円	
損失補償契約に係る債務残高	5,856,436	（注1）
貸付金残高	-	（注2）
出えん金残高	10,000	
合計	5,866,436	

(注1) 広島市は、議会の承認を得た上で同公社が事業資金を金融機関から借り入れた場合、その返済について借入先に損失を与えたときは、100億円の範囲内において広島市がその損失を補償するという覚書を締結している。

これにより、同公社が広島市から依頼を受けて建設した小学校等の学校施設の資金については、年度中は広島市からの短期借入金によって賄い、年度末には金融機関からの借入れにより、広島市へ借入金を一時的に返済している。

(注2) (注1)に記載のとおり、年度末の借入金は金融機関に対するものであるが、実質的には広島市からの借入れとなんら変わるものではない。

(I) 財団法人広島市都市整備公社の学校施設と広島市からの貸付金の関係

同公社は、広島市からの依頼に基づき小学校等の学校施設を先行建設しており、建設後は広島市からの買取りの申出があるまでの間、流動資産として計上している。

平成22年度の内訳は以下のとおりである。

学校名	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	開校年度
	千円	千円	千円	千円	
東野小学校	1,761,802	50,750	1,704,426	108,126	平成19年度
大塚中学校	2,101,325	-	-	2,101,325	平成20年度
春日野小学校	1,851,655	-	-	1,851,655	平成22年度
みどり坂小学校	19,332	1,775,996	-	1,795,328	平成23年度
合計	5,734,115	1,826,747	1,704,426	5,856,436	

買取り申出があるまでの間、同公社では学校施設(流動資産)と広島市からの借入金(流動負債)が両建ての計上となる。買取りは国から補助金が交付されるタイミングで行われるため、タイムラグが発生する。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【結果の補足説明】

同公社は会計監査人を設置していないものの、同公社の決算書は、監事により適正意見を付されている。

ウ 監査の意見

【先行建設した学校の再取得時期について】

大規模な団地開発等に伴い必要となる学校等公共施設の建設には、一度に多額の事業費負担が地方公共団体に発生することから、当該地方公共団体が出資する公社が先行して建設し、その後地方公共団体が買い取ることができるこの制度を広島市では学校建設に活用している。

また、地方公共団体が直営で建設する場合は、国の示す基準により、着工年度における当該校の児童生徒の見込み数に基づく規模で建設することになり、開校後の児童生徒数の増加に対応できず、増築が必要となる場合があるが、この制度では将来の児童生徒数の増加に対応した整備ができるというメリットがある。

これは、地方公共団体が、開校後、複数年かけて公社から再取得することができ

る制度となっていることから可能であり、また、取得の際の児童生徒数に応じた国の負担金を得ることができるものである。

こうしたことから、取得時期については、その児童生徒数の増加傾向や広島市の財政状況、国の予算措置状況などにより決定している。

広島市においては財団法人広島市都市整備公社を活用し、地方公共団体が行う事業の負担軽減を図っており、同公社の活用状況に問題はない。

しかし一方で、同公社の資産には既に開校している学校施設が複数含まれている。広島市が同公社から学校施設を再取得する時期は、上記メリットを勘案してのことではあるが、開校した学校施設については広島市の学校施設として運営していることから、経済的実態としては広島市の財産として取り扱うべきものとする。

開校後、数年経過するにも関わらず広島市の財産として取り扱わないことは、経済的実態（広島市の財産）と法的実態（同公社の財産）に矛盾が生じるため、その早期の解消が求められる。広島市は開校後、速やかに同公社より学校施設を再取得するよう検討が望まれる。

【単年度融資について】

広島市から財団法人広島市都市整備公社へ単年度融資を行っている。なお、単年度融資についての意見は「第4 収入未済・債権 - 1 収入未済・債権総論 - (3) 単年度融資」参照。

第5 有価証券・出えん金

ここでは広島市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資している法人（株式会社、地方公社、財団法人等）のうち「第3 主要な第三セクター（有価証券・債権）」で取り上げたもの以外の法人について広島市の出資の状況及び貸付け等の状況について検討を行った。

1 有価証券・出えん金総論

(1) 広島市出資団体の管理状況

広島市は外郭団体のうち、広島市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの50%以上を出資している団体（公立大学法人を除く。）及び広島市の出資割合、人的又は財産的援助の状況等を考慮し、指導調整が必要であると認められる団体を「指導調整団体」としており、「公益的法人等指導調整要綱」及び別記「指導調整の留意事項」に基づき管理している。

ア 広島市が基本財産等の50%以上を出資している団体

(ア) 概況

広島市が基本財産等の50%以上を出資している団体（公立大学法人を除く。）の概況は以下のとおりである。

（平成23年3月31日時点）

団体名	主管局名	出資金額 (出資及び 出えん金)	基本財産 等に占める 出資割合	純資産額 又は 正味財産	実質価額 /出資金額
広島市土地開発公社	財政局	千円 5,000	% 100.0	千円 25,215	% 504.3
財団法人広島市ひと・ まちネットワーク (注1)	市民局	53,880	50.0	256,372	237.9
財団法人広島勤労者 職業福祉センター (注1)	市民局	147,698	66.7	89,551	債務超過
財団法人広島市文化 財団(注1)	市民局	305,000	77.8	150,639	38.4
財団法人広島市 スポーツ協会	市民局	571,550	50.0	259,214	22.7
財団法人広島平和 文化センター	市民局	1,184,255	93.8	1,486,923	117.8
社会福祉法人広島市 社会福祉協議会	健康福祉局	917,938	86.4	513,785	48.4
社会福祉法人広島市 社会福祉事業団	健康福祉局	255,000	100.0	130,987	51.4
財団法人広島市環境 事業公社(注2)	環境局	30,000	100.0	508,959	債務超過
財団法人広島市産業 振興センター	経済局	50,000	100.0	33,601	67.2

団体名	主管局名	出資金額 (出資及び 出えん金)	基本財産 等に占める 出資割合	純資産額 又は 正味財産	実質価額 /出資金額
広島市流通センター 株式会社	経済局	699,800	70.0	2,974,277	297.5
財団法人広島市農林 水産振興センター	経済局	60,000	66.7	41,769	46.4
広島駅南口開発株式 会社	都市活性 化局	3,755,000	63.0	4,414,417	74.1
財団法人広島観光 コンベンションビューロー	都市活性 化局	977,800	100.0	965,286	98.7
財団法人広島市都市 整備公社	都市整備局	10,000	100.0	675,793	6,757.9
財団法人広島市 動植物園・公園協会	都市整備局	503,600	89.3	454,870	80.7
広島高速道路公社	道路交通局	37,687,500	50.0	75,509,472	100.2
広島高速交通株式 会社	道路交通局	5,100,000	51.0	1,874,857	債務超過
財団法人広島市水道 サービス公社(注3)	水道局	30,000	100.0	31,599	105.3

上記団体は全て広島市の指導調整団体に該当する。

(注1) 平成23年4月1日に合併し、財団法人広島市未来都市創造財団となった。

(注2) 平成23年4月1日をもって財団法人広島市都市整備公社に吸収合併された。

(注3) 平成23年3月31日をもって解散し、広島市水道局に事業移管した。

債務超過になっている指導調整団体に対して、広島市は以下の対応を図り、債務超過を解消し、純資産(正味財産)の確保ができるよう取り組んでいる。

団体名	融資	損失補償	補助金	現物出資	備考
財団法人広島勤労者 職業福祉センター	○	-	○	-	(注1) (注2) (注3)
財団法人広島市環境 事業公社	-	-	○	-	(注1) (注4)
広島高速交通株式会社	○	○	○	-	(注1) (注2) (注5)

(注1) 指導調整団体へ補助を行うに当たっては、補助対象事業を明確にすること、人件費又は運営費等の間接的経費に対する補助については必要最小限にとどめることとされている(「指導調整の留意事項」1(2))。上記団体の決算書を査閲したところ、広島市から受け取っている補助金は団体の主たる業務に使用されており、留意事項に従った運用がなされていることを確認した。

(注2) 損失補償及び融資については「第3 主要な第三セクター(有価証券・債権)」及び「第4 収入未済・債権」の各制度に詳細を記述している。

(注3) 財団法人広島勤労者職業福祉センターについては、公益法人制度改革に対応するため、平成23年4月1日に財団法人広島市ひと・まちネットワーク及び財団法人広島市文化財団と合併している。なお、平成24年3月に土地の現物出資を引き受ける予定である。これにより、公益財団法人化予定時には債務超過は解消される計画となっている。

(注4) 財団法人広島市環境事業公社については、公益法人制度改革に対応するため、平成23年4月1日に財団法人広島市都市整備公社と合併している。なお、平成24年3月に土地の現物出資を引き受ける予定である。これにより、一般財団法人化予定時には債務超過は解消される計画となっている。

(注5) 広島高速交通株式会社については、上記対応によっても現時点での債務超過の解消には至っていない。これに対し同社は経営改善スキームを策定し、現在、経営改善の途上にある。

(イ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【結果の補足説明】

上記団体については、「平成22年度 法人の経営状況報告書」の出資法人一覧表と照合し、広島市が指導調整団体とすべき団体として漏れがないことを確かめた。

イ 広島市が基本財産等の25%以上50%未満を出資している団体

(ア) 概況

広島市が基本財産等の25%以上50%未満を出資している団体の概況は以下のとおりである。

(平成23年3月31日時点)

団体名	主管局名	出資金額 (出資及び 出えん金)	基本財産 等に占める 出資割合	純資産額 又は 正味財産	実質価額 /出資金額
		千円	%	千円	%
広島地下街開発株式会社	都市活性化局	5,500,000	43.3	6,468,207	債務超過
株式会社広島市産業情報サービス	経済局	651,900	34.5	551,568	債務超過
財団法人広島原爆被爆者援護事業団	健康福祉局	169,424	49.0	8,241	2.4

(注) 上記3団体については出資割合は50%未満であるものの、広島市の出資割合、人的又は財産的援助の状況等を考慮し、指導調整団体としている。

債務超過又は債務超過となる懸念のある指導調整団体に対して、広島市は以下の対応を図り、経営改善及び債務超過の解消に取り組んでいる。

団体名	融資	損失補償	補助金	現物出資	備考
広島地下街開発株式会社	○	○	-	-	(注3)
株式会社広島市産業情報サービス	○	-	-	-	(注3)
財団法人広島原爆被爆者援護事業団	-	-	○	-	(注1) (注2) (注4)

(注1) 指導調整団体へ補助を行うに当たっては、補助対象事業を明確にすること、人件費又は運営費等の間接的経費に対する補助については必要最小限にとどめることとされている(「指導調整の留意事項」1(2))。

(注2) 財団法人広島原爆被爆者援護事業団の補助金は事務局運営のためのものである。経常収益18億円に対し補助金は7,900万円(約4%)にとどまっており、財団の運営上、過大な収益とはいえないものと判断した。

(注3) 損失補償及び融資については「第3 主要な第三セクター(有価証券・債権)」及び「第4 収入未済・債権」の各制度に詳細を記述している。両社ともに減資を行っているが、現時点においても債務超過の解消には至っていない。これへの対応として広島地下街開発株式会社は経営改善スキームを策定し、経営改善の途上にある。一方、株式会社広島市産業情報サービスへの融資は単年度融資であることもあり、融資の具体的な回収計画はない。

(注4) 公益法人制度改革に対応するため、平成24年3月に土地の現物出資を受け受ける予定としている。これにより、公益財団法人化予定時には債務超過は解消される計画となっている。

(4) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 広島市が基本財産等を出資していない団体

その他広島市において指導調整団体としている団体は以下のとおりである(「公益的法人等指導調整要綱」別表(第2条、第4条関係))。以下の団体については、広島市からの出資がないため、概況を把握するにとどめ詳細な検討は省略した。

団体名	主管局名
社団法人広島市シルバー人材センター	市民局
財団法人広島市学校給食会	教育委員会事務局
財団法人広島市原爆被爆者協議会	健康福祉局

(2) 公益法人制度改革への取組（出えん金）

ア 概要

平成18年6月に交付された公益法人制度改革関連3法、すなわち、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成20年12月1日より施行され、公益法人制度改革がスタートした。

これを受け、旧民法第34条に設立根拠を持つ従来の社団・財団法人は、平成25年11月30日までに所要の手続を済ませ、一般社団・財団法人か公益社団・財団法人のいずれかを選択し移行すること、又は自主的な合併・解散をすることとされた。期限までに移行手続が済まなかった団体は、自動的に解散となる。

地方公共団体が出資する財団法人もこの制度改革の対象となり、移行方針の検討が必要となる。公益認定を取らない場合、事業の自由性が増すものの、公的な法人としての地位を喪失するとともに、公益財産の支出が求められるというデメリットがある。これに対し、公益認定を受ければ、従来どおりの事業が継続できるだけでなく、法人税や寄附等における優遇措置が拡大される等のメリットがある。

広島市では、公益法人制度改革に向け各法人と主管局が協議調整を行いながら、移行に向けた対応策や今後のスケジュール等の検討を進め、最終的に各法人が理事会等で決定した新法人の形態、移行時期等を対応方針として以下のとおり取りまとめた。

< 広島市公益的法人における国の公益法人制度改革への対応方針 > 平成22年12月

区 分	新法人の形態		移行時期	備考
	公益財団 (社団)法人	一般財団 法人		
広島市シルバー人材センター	○		平成 23 年 4 月	
広島市スポーツ協会	○		〃	
広島平和文化センター	○		〃	
広島観光コンベンションビューロー	○		〃	
○ 広島市原爆被爆者協議会	○		平成 24 年 4 月	
○ 広島市産業振興センター	○		〃	
○ 広島市農林水産振興センター	○		〃	
○ 広島市動植物園・公園協会	○		〃	
○ 広島市学校給食会		○	〃	
広島市ひと・まちネットワーク 広島勤労者職業福祉センター 広島市文化財団	○		平成 25 年 4 月	3 団体が合併 (平成 23 年 4 月)
広島原爆被爆者援護事業団	○		〃	
広島市環境事業公社 広島市都市整備公社		○	〃	2 団体が合併 (平成 23 年 4 月)
広島市水道サービス公社	-	-	-	解散 (平成 23 年 3 月末)

（注1） を付けた法人については、移行準備が整っているため、平成23年4月に新法人に移行する。

(注2) を付けた法人については、評議員の人選等の準備に時間を要するため、平成24年4月に新法人に移行する。

(注3) を付けた法人については、合併や現物出資の手続を経た後に新法人への移行に係る事務を行う必要があるため、平成25年4月に新法人に移行する。

なお、広島観光コンベンションビューローの移行時期は上表(平成22年12月現在)では平成23年4月となっているが、実際は移行が遅延し、平成23年9月1日付で公益財団法人へ移行した。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【結果の補足説明】

公益財団(社団)法人への移行に当たっては、一般に「純資産額300万円以上の保持」と「公益目的事業比率が50%以上であること」が課題となる。

「純資産額300万円以上の保持」の観点について、その他の出資法人の決算書を査閲したところ、広島市で特に対応が必要と認めた法人は以下のとおりであった。

No	法人名	識別した課題	広島市対応方針
1	財団法人広島市 ひと・まちネット ワーク 財団法人広島勤労者 職業福祉センター 財団法人広島市 文化財団	財団法人広島勤労者職業福祉センターは平成22年度末現在の純資産額が300万円未満である。 合併後の法人について平成24年度に純資産額が300万円未満となる懸念がある。 また、平成30年度に再び純資産額が300万円未満となる懸念がある。	平成23年4月に合併 平成24年3月に広島サンプラザの敷地の現物出資を行う。 平成30年3月に広島サンプラザの建物の現物出資を行う。
2	財団法人広島原爆 被爆者援護事業団	平成23年度に純資産額が300万円未満となる懸念がある。	平成24年3月に広島原爆養護ホーム敷地の現物出資を行う。
3	財団法人広島市 産業振興センター	平成26年度に純資産額が300万円未満となる懸念がある。	平成26年度に広島ミクシス・ビルの建物の区分所有分の現物出資を行う。
4	財団法人広島市 農林水産振興セン ター	平成30年度に純資産額が300万円未満となる懸念がある。	平成30年度にひろしま市民の里@安佐の事業用地の現物出資を行う。
5	財団法人広島市 環境事業公社 財団法人広島市 都市整備公社	財団法人広島市環境事業公社は平成22年度末現在の純資産額が300万円未満である。 合併後の法人について将来、純資産額が300万円未満となる懸念がある。	平成23年4月に合併 平成24年3月に広島市環境事業公社小町事務所敷地の現物出資を行う。

監査人が出資法人の直近決算書を査閲したところ、上記の他に「純資産額300万円以上の保持」の観点からの対応が必要と思われる法人はなく、対象法人は網羅的に選ばれているものと判断した。

なお、公益目的事業比率については各部署へヒアリングを行ったところ、必要に応じ、認定を行う国ないし県と適宜協議を行っており、特に問題は認められなかった。

ウ 監査の意見

【広島市出資法人の抜本的改革について】

今回の公益法人制度改革に当たり、広島市と「純資産額300万円以上の保持」の観点から検討が必要となった法人は、組織及び事業内容について一定の見直しを行っている。その上で広島市は将来、純資産額が300万円未満となる懸念がある法人に、広島市の所有する不動産を現物出資し純資産額を300万円以上に保持することを予定している。

当該法人の現在の事業内容、コスト構造や広島市からの委託料等の条件に鑑みて、事業による利益を計上することが困難な場合、現物出資により純資産額の増加を図ることは広島市の対応として理解はできる。ただし将来、追加負担が生じる場合は、広島市において新たな負担が生じる事項となるため、公益法人制度改革の趣旨を踏まえた上で、さらなる抜本的な法人の存在意義、事業内容及び事業構造の見直しを行い、広島市の負担の軽減を図ることが望ましい。

(3) 有価証券の現物管理

ア 概況

(ア) 保管管理

「公有財産、基金及び下水道事業会計の資産（預り有価証券を除く。）に属する有価証券の出納及び保管の事務取扱要領」（平成16年4月1日施行）に従い管理を行っている。

有価証券の出納及び保管は会計室で行う。現物保管に当たっての詳細な事務手続は以下のとおりである。

- ・ 主管課が会計室に封筒を提出する。封筒は「有価証券一覧」を貼付の上で主管課担当者が割印する。
- ・ 会計室担当者が主管課担当者の立会いの下、現物を封筒に入れ、封筒の糊付け箇所に主管課担当者が割印する。
- ・ 有価証券の保管場所は、指定金融機関である広島銀行の本店貸金庫とする。貸金庫に預け入れるときは、会計室担当者が貸金庫備付けの「貸金庫使用記録簿」に必要事項を記載する。
- ・ 会計室担当者は、「有価証券受入通知書」及び「有価証券一覧」に整理番号を付し、「有価証券保管簿」及び「有価証券記録簿」に必要事項を記載する。

(1) 広島市による実査

主管課で実査による現物確認は行われていない。

なお、有価証券については、今回検討対象としたものについて監査人が実査を行い、実在性を確認している。これに対し、今回検討対象とした出えん金については、寄附行為に該当し、残余財産分配請求権はないため、実査の対象とはしていない。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 監査の意見

【株券の実査について】

広島市が出資した株式会社の発行する株券は貸金庫に預けたままとなっており、定期的な現物確認がなされていない。株券を発行する株式会社においては株券が株主という地位を表章するため、定期的に又は少なくとも主管部局が移管した場合、あるいは管理責任担当者が交代となった場合等には引継事項として現物の確認を行うことが望ましい。

2 個別制度

(1) 広島市流通センター株式会社株券

ア 概要

(ア) 出資先の概要

広島市は、中・四国地方の中核都市として発展を続けており、流通面においても、瀬戸内経済圏の中核としての使命を有している。しかし、広島市の都心部に集中立地する流通業務施設は、施設の狭隘、拡張用地取得難、道路交通の輻輳等により、流通機能の低下をきたし、時代に即応した流通業界の近代化、合理化が強く要請されるところとなった。

この結果、広島市では、国が定めた「広島市（周辺地域を含む）の流通業務施設の整備に係る基本方針（昭和47年9月）」に基づき、中央卸売市場、卸売業、製造加工業、トラックターミナル、倉庫等を集約立地させ、中・四国地方の中核的役割を果たす一大流通業務団地の建設を推進することとなった。

この流通業務団地において、トラックターミナル及び倉庫は物流の基幹となるものであり、広島市では、これらの施設を公共的立場から、建設・運営するため、資本金の60.0%（増資後は、69.9%）を出資し、広島市流通センター株式会社を設立した。平成22年度末の出資金残高は6億9,980万円である。

(イ) 財政状態、経営成績及び決算監査状況

a 貸借対照表

科目	平成22年度	科目	平成22年度
	千円		千円
流動資産	70,160	流動負債	403,973
固定資産	4,218,966	固定負債	910,876
有形固定資産	4,198,848	負債合計	1,314,849
無形固定資産	713	資本金	1,000,000
投資その他の資産	19,404	利益剰余金	1,974,277
		純資産合計	2,974,277
資産合計	4,289,126	負債・純資産合計	4,289,126

b 損益計算書

科目	平成22年度
	千円
売上高	471,192
売上原価	187,163
売上総利益	284,029
販売費及び一般管理費	53,758
営業利益	230,271
営業外収益	1,217
営業外費用	28,597
経常利益	202,890
特別損失	26,391
税引前利益	176,499
法人税、住民税及び事業税	83,854
法人税等調整額	11,876
当期純利益	104,522

c 決算書には、会計監査人による「独立監査人の監査報告書」が添付されており、そこには「当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との意見が表明されている。

(ウ) 資産の内容

資産の大部分（資産総額の97.9%）は有形固定資産であり、リスクの高い金融商品等への投資は行っていない。

(I) 株券等の管理方法について（実査結果を含む。）

主管課で実査による現物確認は行われていない。

平成23年10月25日、主管課担当者立会いの下、監査人が実査し、提示された有価証券明細表上の全ての株券について現物との照合を行った。

番号	内容	枚数	金額
	株券	枚	千円
広あ0001号～広あ0024号	1,000	24	240,000
広い0001号	500	1	5,000
広う0001号	100	1	1,000
広あ0033号～広あ0077号	1,000	45	450,000
広う0028号～広う0030号	100	3	3,000
広え0031号～広え0038号	10	8	800
合計	-	82	699,800

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 株式会社広島市産業情報サービス株券

ア 概要

(ア) 出資先の概要

広島市は、昭和60年8月に旧通商産業省の「ニューメディア・コミュニティ構想」のモデル地域指定を受け、地域産業の情報化を推進する第三セクターとして、昭和63年2月に株式会社広島市産業情報サービスを設立した。しかし、機器の小型化、多機能化等の急速な技術進歩等により、同社が開発した大型ホストコンピュータを利用したシステムにより利益を上げることが困難となった。

このため、当該業務の廃止や固定費用の削減を行うとともに、広島市及び広島市所管の外郭団体を中心に業務を受託することにより、平成9年度から平成22年度まで14期連続して黒字を計上するとともに、広島市からの借入金を縮減し、平成9年度には8億7,000万円あった借入金が平成23年度には6億円まで減少している。

なお、平成20年度には、資本金を18億8,760万円から1億円まで減資を行っており、平成22年度末の出資比率は34.5%、出資金残高は6億5,190万円となっている。

(イ) 財政状態、経営成績及び決算監査状況

a 貸借対照表

科目	平成22年度	科目	平成22年度
	千円		千円
流動資産	237,393	流動負債	865,468
固定資産	201,182	固定負債	124,676
有形固定資産	190,680	負債合計	990,144
無形固定資産	466	資本金	100,000
投資その他の資産	10,034	利益剰余金	651,568
		純資産合計	551,568
資産合計	438,575	負債・純資産合計	438,575

b 損益計算書

科目	平成22年度
	千円
売上高	527,574
売上原価	469,853
売上総利益	57,721
販売費及び一般管理費	43,975
営業利益	13,746
営業外収益	7
営業外費用	12,415
経常利益	1,338
特別利益	920
税引前利益	2,258
法人税、住民税及び事業税	978
法人税等調整額	-
当期純利益	1,279

c 同社は、会社法上の大会社(資本金5億円以上若しくは負債総額200億円以上の株式会社)には該当しないため、決算書には、会計監査人による「独立監査人の監査報告書」が添付されていない。

(ウ) 財務分析及び資産の内容¹

年度	売上高			当期 純利益	純資産	広島市貸 付金残高
	広島市 及び外郭 団体分	その他	合計			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	464,320	28,301	492,621	11,670	572,678	660,000
平成19年度	420,648	38,758	459,406	11,675	561,002	640,000
平成20年度	381,534	94,081	475,615	4,616	556,385	620,000
平成21年度	395,652	62,599	458,251	3,536	552,848	610,000
平成22年度	507,914	19,660	527,574	1,279	551,568	600,000

事業規模は、設立当初に計画していた水準に比べ大きく縮小し、現在の売上げの大部分は広島市及びその外郭団体に対するものとなっている。広島市に対する借入金の返済原資は広島市からの受注に依存しており、現在の収支状況からは完済は長期に及ぶと考えられる。

しかし、当該借入金(上表広島市貸付金)については事業年度末に金融機関への借入に切り替えて広島市に一旦返済し、翌事業年度当初に再度広島市より借入れを受けており、形式的には単年度融資の形式をとっているため、貸借対照表上は短期借入金で開示されている。これは、実質的に長期借入金であり、実態を

¹ (出典) 経済局調べ「株式会社広島市情報サービスの売上高の推移」「株式会社広島市情報サービスの経営状況等の推移」

反映した開示になっていない。

なお、主な資産は広島市及びその外郭団体への売掛金と有形固定資産であり、リスクの高い金融商品への投資は行っていない。

(I) 株券等の管理方法について（実査結果を含む。）

主管課で実査による現物確認は行われていない。

平成23年10月26日、主管課担当者立会いの下、監査人が実査し、提示された有価証券明細表上の全ての株券について現物との照合を行った。

番号	内容	枚数	金額
	株券	枚	千円
ANo00001 ~ ANo00008	1,000	8	400,000
BNo00001	500	1	25,000
CNo00005 ~ CNo00007	100	3	15,000
ENo00005 ~ ENo00006	10	2	1,000
ANo00009	1,000	1	50,000
BNo00003	500	1	25,000
ENo00010	1,000	1	50,000
BNo00004	500	1	25,000
CNo00015	100	1	5,000
CNo00020 ~ CNo00023	100	4	20,000
DNo00003	50	1	2,500
ENo00046 ~ ENo00048	10	3	1,500
DNo00004	50	1	2,500
ENo00049 ~ ENo00051	10	3	1,500
DNo00005	50	1	2,500
ENo00052	10	1	500
FNo00001 ~ FNo00002	1	2	100
CNo00025 ~ CNo00026	100	2	10,000
DNo00007	50	1	2,500
ENo00062 ~ ENo00065	10	4	2,000
FNo00009 ~ FNo00010	1	2	100
CNo00027、FNo00028	100	2	10,000
ENo00011 ~ ENo00014	1	4	200
合計	-	50	651,900

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 監査の意見

【単年度融資について】

広島市から株式会社広島市産業情報サービスへ単年度融資を行っている。なお、単年度融資についての意見は「第4 収入未済・債権 - 1 収入未済・債権総論 - (3) 単年度融資」参照。

【会社の存続意義】

株式会社広島市産業情報サービスは地域産業の情報化を推進する第三セクターとして設立されたが、急激なコンピュータのダウンサイジングを背景に業績が悪化し、債務超過となっている。

最近5年間の広島市及び外郭団体分の売上げ約21億円を主な収入として市貸付金6,000万円を返済している状況を考えると残額6億円を返済するためには、単純に考えれば約200億円以上の売上げを確保していくことが必要になる。同社の当期純利益が先細りとなっていることから、今後も一般競争入札による受注で借入金を返済していくことが可能かを見極め、必要であれば事業からの撤退も含め検討が必要である。

(参考)

広島市は、株式会社広島市産業情報サービスを平成24年1月末で清算させることを平成23年12月15日に開催された市議会経済環境委員会で明らかにした。広島市は、出資(6億5,190万円)のほか、短期貸付け(平成23年度融資実行額6億円)を行い、同社の経営を支援してきたものの、清算によりほぼ全額が回収不能となる見込みである。

(3) 株式会社広島バスセンター株券

ア 概要

(ア) 出資先の概要

株式会社広島バスセンターは、広島市を中心とする都市交通の整備及びバスの事業の発展を図ること等を目的に、戦後復興の都市計画の一環として昭和30年3月に設立されたバスターミナル施設の管理運営を主たる事業とする会社である。設立後、広島市長と同社との間で株式の配分、会社の経営についての協定書が締結され、昭和32年9月にバス事業者等の出資持株の半数が広島市に無償譲渡された。

広島市は平成22年度末で出資比率38.1%の筆頭株主である。その他の株主は主にバス事業者等で構成されている。

同社の代表取締役及び監査役は広島市OBが歴任し、取締役を副市長が歴任している。

(イ) 財政状態、経営成績及び決算監査状況

a 貸借対照表

科目	平成22年度	科目	平成22年度
	千円		千円
流動資産	666,757	流動負債	1,943,778
固定資産	7,004,762	固定負債	3,200,578
有形固定資産	5,591,605	負債合計	5,144,356
無形固定資産	1,202,230	資本金	588,941
投資その他の資産	210,925	利益剰余金	1,938,559
		評価・換算差額等	337
		純資産合計	2,527,162
資産合計	7,671,519	負債・純資産合計	7,671,519

b 損益計算書

科目	平成22年度
	千円
売上高	3,452,049
売上原価	1,173,464
売上総利益	2,278,585
販売費及び一般管理費	2,056,314
営業利益	222,271
営業外収益	8,652
営業外費用	46,448
経常利益	184,475
特別利益	-
特別損失	74,609
税引前利益	109,866
法人税、住民税及び事業税	104,160
法人税等調整額	55,253
当期純利益	60,958

c 決算書には会計監査人による「独立監査人の監査報告書」が添付されており、そこには「当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との意見が表明されている。

(ウ) 資産の内容

資産の大部分（資産総額の88.6％）が有形固定資産であり、リスクの高い金融商品等への投資は行っていない。

(I) 株券等の管理方法について

同社は平成19年に株券不発行としており、広島市は「株主名簿記載事項証明書」（平成19年7月16日現在）の発行を受けている。証明書上の株式数と広島市が記録している株式数を照合し一致していることを確認した。広島市の主管課（財政局財政課）においても年度末時点での株式数等を每期、配当計算書で確認している。

同証明書の原本は会計室で保管され、主管課では複写を保管している。なお、平成23年の広島市長の交代に伴う届出代表者の名義変更も適時に行われていることを確認した。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 財団法人広島平和文化センター出えん金

ア 概要

(ア) 出資先の概要

広島市の被爆体験を根底にすえ、その継承を図るとともに、国内外の平和研究機関、関係団体等と連携し、全人類的な視野に立って、平和思想の普及と国際相互理解・協力の増進を図り、もって世界平和の推進と人類の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和51年に設立された。その後、平成10年に財団法人広島市国際交流協会と統合し、平成23年4月に公益財団法人へ移行している。

当初基本財産は広島市の出えん金1,000万円であったが、その後の財団法人広島市国際交流協会との統合時に6億5,829万円の追加出えんがあったほか、広島市や広島市所有の浄財箱への寄附金等についても同センターに出えんしているため、平成22年度末の出資比率93.8%、基本財産は12億6,082万円（うち広島市出えん金11億8,425万円）となっている。

(イ) 出えん金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	8,808	1,095,058
平成14年度	8,711	1,103,769
平成15年度	8,641	1,112,410
平成16年度	7,821	1,120,231
平成17年度	8,813	1,129,044
平成18年度	10,503	1,139,547
平成19年度	21,902	1,161,449
平成20年度	6,119	1,167,569
平成21年度	8,671	1,176,240
平成22年度	8,014	1,184,255

広島市や広島市所有の浄財箱への寄附金等について同センターに出えんしているため、出えん金残高は每期増加している。

(ウ) 財政状態

貸借対照表

科目	平成22年度	科目	平成22年度
	千円		千円
流動資産	385,914	流動負債	245,383
固定資産	1,453,556	固定負債	107,163
基本財産	1,260,820		
特定資産	186,302	負債合計	352,547
その他固定資産	6,432	正味財産	1,486,923
資産合計	1,839,470	負債・正味財産合計	1,839,470

(I) 資産の内容

主な資産は普通預金、地方債及び国債で構成されており、リスクの高い金融資産の保有は見受けられない。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(5) 財団法人広島観光コンベンションビューロー出えん金

ア 概要

(ア) 出資先の概要

国内外からのコンベンション（各種会議・大会、展示会・見本市等をいう。）の誘致及び開催支援、観光客の誘致並びに観光資源の整備・開発等を行うことにより、広島県におけるコンベンション並びに広島市及びその周辺地域における観光の振興を図り、もって地域経済の活性化並びに国際相互理解の増進及び文化の向上に寄与することを目的として平成7年に設立された。その後、平成23年9月に公益財団法人に移行している。

財団法人広島観光コンベンションビューローは、公益事業としてコンベンション振興事業及び観光振興事業を行い、受託事業として観光案内所管理運営及び観光ホームページの運営等を行い、さらに収益事業としてレストハウス売店の運営を行っている。

平成22年度末の出資比率100%、基本財産は9億7,780万円となっている。なお、出えん金の財源は、広島県からの補助金2億5,000万円と民間からの寄附金2億2,780万円が含まれている。

(イ) 出えん金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	-	977,800
平成14年度	-	977,800
平成15年度	-	977,800
平成16年度	-	977,800
平成17年度	-	977,800
平成18年度	-	977,800
平成19年度	-	977,800
平成20年度	-	977,800
平成21年度	-	977,800
平成22年度	-	977,800

(ウ) 財政状態

貸借対照表

科目	平成22年度	科目	平成22年度
	千円		千円
流動資産	87,366	流動負債	56,467
固定資産	986,162	固定負債	51,775
基本財産	977,800		
特定財産	150	負債合計	108,242
その他固定資産	8,212	正味財産	965,286
資産合計	1,073,529	負債・正味財産合計	1,073,529

(I) 資産の内容

主な資産は現金、普通預金、定期預金、国債及び地方債等で構成されており、リスクの高い金融資産の保有は見受けられない。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(6) 広島高速道路公社出資金

ア 概要

(ｱ) 出資先の概要

広島高速道路公社は、指定都市高速道路（広島高速道路）の整備主体として、平成9年6月、地方道路公社法に基づき広島県と広島市の共同出資により設立された。指定都市高速道路を整備する地方道路公社としては、名古屋、福岡北九州に次いで全国で3番目の設立となる。同公社は、広島市及びその周辺地域で料金を徴収することができる指定都市高速道路の建設・管理等を行うことで、交通の円滑化を図り、住民の福祉の増進と産業経済の発展につながることを目的としている。主な業務は、指定都市高速道路の建設・管理、関連道路の建設及び道路に関する調査である。

広島都市圏では、山陽自動車道・中国自動車道などの高規格幹線道路の整備が進む中、中国四国地方の中核都市である広島市の都市機能をより高めるため、都市交通の高速性・定時性を強化する自動車専用道路網の整備が急務である。この自動車専用道路網の整備には多額の資金が必要となるが、この資金を限られた財源（税金）により賄おうとする場合、一時期に多くの資金をその建設に充てることが困難であるため、完成までに相当の期間を要することとなる。そこで、広島県及び広島市では、これらの道路網を効率的にかつ早期に整備していくために有料道路制度を活用し、指定都市高速道路として整備する主体として同公社を設立した。

なお、同公社への支援の必要性及び支援方法については、平成20年度の包括外部監査で検討を行っていることから、当監査に当たっては対象外とした。

(1) 財政状況

a 財務状況

項目	平成22年度
	千円
総資産（注1）	354,153,838
負債（注2）	278,644,366
基本金（注3）	75,375,000
剰余金	134,472

b 収支状況

項目	平成22年度
	千円
収益（注4）	8,701,813
費用（注4）	8,701,813
うち償還準備金等 繰入（注5）	3,390,357

（注1）主に事業資産（道路）2,763億円及び道路建設仮勘定689億円

（注2）主に借入金2,024億円及び広島高速道路債券450億円

なお、同公社の借入金は以下の内訳となっている。

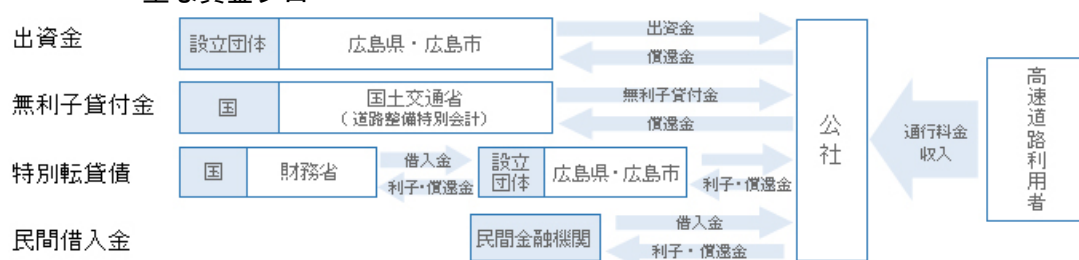
無利子貸付金：有料道路整備のための資金として国から受ける貸付金（道路整備特別措置法第20条）であり、20年で償還する。借入れに当たっては、広島県及び広島市が債務保証を行う。

特別転貸債：広島県及び広島市が地方債として財務省から借り入れ、同公社に転貸するもので、20年で償還する。

民間等借入金：同公社が市中銀行や市場公募債により調達するもので、調達に当たっては広島県及び広島市が債務保証を行う。

（注3）広島県及び広島市からの出資金（各50％）である。これは将来、各借入金の返済を終えた後、返還することになる。

主な資金フロー¹



（注4）道路料金収入71億円及び雑収入10億円で、道路管理費用28億円及び利息費用20億円を賄う収支構造となっている。

（注5）平成22年度決算における償還状況については、営業中の高速道路の純資産額（要償還額）2,763億円に対し、償還準備金は平成22年度末で267億円（消費税還付金の累計額である償還準備積立金を含む。）となっている²。

なお、多くの道路公社において建設費償還状況の計画と実績の対比はIR等

1（出典）広島高速道路公社ホームページ〔企業・IR情報 公社のしくみ〕

2（出典）広島高速道路公社の経理方法

で開示されていない部分があるが¹、広島高速道路公社においても同様である。

償還準備金は、投下資本の回収額を示すことになるので、投下資本を全額回収できるよう、道路公社は償還準備金を建設費と同額まで積み立てられるような償還計画を立てることになっている。広島高速道路公社においては、平成57年度に償還が完了する計画としている²。

(ウ) 広島高速道路公社と広島市との関係
公的支援（ストック）

項目	平成22年度	備考（目的、内容、算出根拠等）
債務保証に係る 債務残高	千円 163,122,747	上記(イ)注2参照(注)
貸付金残高	84,365,681	上記(イ)注2参照(注)
出資金残高	75,375,000	上記(イ)注3参照(注)
合計	322,863,428	

（注）広島市の出資金、貸付金、債務保証額は2分の1となっている。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【結果の補足説明】

平成23年3月末現在の貸借対照表を査閲したところ、資産として所有している金融商品は現金預金以外に認められず、リスクの高い金融資産への運用は認められなかった。

なお、同公社は会計監査人を設置していないものの、同公社の決算書は、監事2名により適正意見を付されている。

ウ 監査の意見

【建設費償還状況の計画対比の公表について】

高速道路の建設は公共性が高いものの、広島市における財政負担は極めて多額となっており、建設費の償還状況について広く市民に周知できる環境を整備することが望ましい。広島市は市民が建設費償還状況の計画対比を知り得るよう広島高速道路公社へ開示を働きかけることが望ましい。

1（出典）会計検査院 平成16年度決算検査報告 第4章第2節第15 国の事業認可を受け貸付金等により整備した地方道路公社の有料道路事業の状況について 4 本院の所見（2）会計基準、決算表示について

2（補足説明）広島高速道路公社IR説明資料（2010年11月）：換算起算日（全路線の平均的開通日・平成18年3月）から40年間で償還が完了する計画としているが、建設計画の遅延から見直される可能性はある。

(7) 社会福祉法人広島市社会福祉協議会出えん金

ア 概要

(ア) 出資先の概要

広島市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として昭和27年に任意団体として発足し、昭和39年に社会福祉法人格を取得している。

平成22年度末の出資比率86.4%、基本財産は1億3,664万円(うち広島市出えん金1億1,807万円)となっている。

(イ) 出えん金残高の推移

決算期	増減額	残高		
		基本財産分	その他分	合計
	千円	千円	千円	千円
平成13年度	1,530	118,073	792,650	915,723
平成14年度	7,273	118,073	804,923	922,996
平成15年度	3,438	118,073	808,361	926,434
平成16年度	5,782	118,073	814,143	932,216
平成17年度	1,000	118,073	815,143	933,216
平成18年度	1,150	118,073	816,293	934,366
平成19年度	30,150	118,073	786,143	904,216
平成20年度	10,739	118,073	796,882	914,955
平成21年度	2,983	118,073	799,865	917,938
平成22年度	-	118,073	799,865	917,938

(注)法人設立当初は広島市からのまとまった大口の出えんがあったが、現在は広島市への寄附金が同法人への出えんの財源となっているため大きな増減はない。

増減額の主なものは、増加額にはエレベータ更新の現物出資878万円、減少額には広島市奨学金貸付事業の廃止に伴う出えん金の返還3,830万円が含まれている。広島市奨学金貸付事業のように出えん目的が廃止された場合や他のルールで別制度ができた場合には、出えん金は広島市に返還される。

出えん金返還の要否については、同法人の事業計画書・予算書作成時及び事業報告書・決算書送付時に主管課でチェックを行っている。

(ウ) 財政状態

貸借対照表

科目	平成22年度	科目	平成22年度
	千円		千円
流動資産	293,907	流動負債	79,342
固定資産	968,060	固定負債	668,840
基本財産	11,258	負債合計	748,182
その他固定資産	956,802	正味財産	513,785
資産合計	1,261,968	負債・正味財産合計	1,261,968

(I) 資産の内容

主な資産は現金、普通預金、定期預金及び地方債で構成されており、リスクの高い金融資産の保有は見受けられない。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(8) 財団法人広島市動植物園・公園協会出えん金

ア 概要

(ア) 出資先の概要

財団法人広島市動植物園・公園協会の前身である財団法人広島市公園協会は、広島市の公園緑地事業、緑化推進事業及び植物園事業の発展振興を図り、もって公共の福祉の増進及び社会教育の振興に寄与することを目的として昭和51年に設立された。その後、平成11年に財団法人広島市動物園協会と統合し、現在の財団法人広島市動植物園・公園協会となった。

設立当初、基本財産は広島市の出えん金1,000万円であったが、平成11年に財団法人広島市動物園協会との統合に伴い、同財団から1,200万円の寄附を受領し、また、広島市から9,000万円の追加出えんがあったことにより、平成22年度末の出資比率89.3%、基本財産は1億1,200万円(うち広島市出えん金1億円)である。

(イ) 出えん金残高の推移

決算期	増減額	残高			
		基本財産	緑化基金	広島市動植物園・公園協会賞基金	合計
	千円	千円	千円	千円	千円
平成13年度	-	100,000	402,600	1,000	503,600
平成14年度	-	100,000	402,600	1,000	503,600
平成15年度	-	100,000	402,600	1,000	503,600
平成16年度	-	100,000	402,600	1,000	503,600
平成17年度	-	100,000	402,600	1,000	503,600
平成18年度	-	100,000	402,600	1,000	503,600
平成19年度	-	100,000	402,600	1,000	503,600
平成20年度	-	100,000	402,600	1,000	503,600
平成21年度	-	100,000	402,600	1,000	503,600
平成22年度	-	100,000	402,600	1,000	503,600

(ウ) 財政状態

貸借対照表

科目	平成22年度	科目	平成22年度
	千円		千円
流動資産	537,812	流動負債	342,030
固定資産	585,971	固定負債	326,883
基本財産	112,000		
特定資産	457,101	負債合計	668,913
その他固定資産	16,870	正味財産	454,870
資産合計	1,123,783	負債・正味財産合計	1,123,783

(I) 資産の内容

主な資産は現金、普通預金、定期預金及び地方債で構成されており、リスクの高い金融資産の保有は見受けられない。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(9) 財団法人広島市文化財団（現 財団法人広島市未来都市創造財団）出えん金

ア 概要

(ア) 出資先の概要

市民の文化活動の振興に関する事業並びに歴史及び科学に関する調査・研究・教育事業を行い、もって魅力ある市民文化の創造に寄与することを目的として、昭和56年に設立された。設立当初、基本財産は広島市の出えん金1億円であったが、その後広島市から500万円の追加出えんがあったこと及び平成10年財団法人広島市歴史科学教育事業団との統合に伴い同財団から3,000万円の寄附を受領したことにより、平成22年度末の出資比率77.8%、基本財産は1億3,500万円（うち広島市出えん金1億500万円）となっている。なお、出えん金残高は、広島市出えん金1億500万円（一般会計）と広島市補助金2億円（文化振興基金特別会計）の合計額である。

(イ) 財団の合併

財団法人広島市文化財団は、平成23年4月1日付けで財団法人広島市ひと・まちネットワーク及び財団法人広島勤労者職業福祉センターを吸収合併し、財団法人広島市未来都市創造財団に名称変更した。

(ウ) 出えん金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	-	305,000
平成14年度	-	305,000
平成15年度	-	305,000
平成16年度	-	305,000
平成17年度	-	305,000
平成18年度	-	305,000
平成19年度	-	305,000
平成20年度	-	305,000
平成21年度	-	305,000
平成22年度	-	305,000

(I) 財政状態

貸借対照表

科目	平成22年度	科目	平成22年度
	千円		千円
流動資産	594,505	流動負債	369,886
固定資産	352,107	固定負債	426,087
基本財産	135,000		
特定資産	215,918	負債合計	795,973
その他固定資産	1,189	正味財産	150,639
資産合計	946,612	負債・正味財産合計	946,612

(イ) 資産の内容

主な資産は現金、普通預金及び地方債で構成されており、リスクの高い金融資産の保有は見受けられない。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(10) 社会福祉法人広島市社会福祉事業団出えん金

ア 概要

(ア) 出資先の概要

広島市と一体となって広島市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として昭和58年3月に設立された。主な事業は、広島市が設置した社会福祉施設の運営である。平成22年度末の出資比率100%、基本財産は500万円である。また、広島市は同法人が運営する広島市中心身障害者福祉基金へ2億5,000万円の出えんをしている。

(イ) 出えん金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	-	255,000
平成14年度	-	255,000
平成15年度	-	255,000
平成16年度	-	255,000
平成17年度	-	255,000
平成18年度	-	255,000
平成19年度	-	255,000
平成20年度	-	255,000
平成21年度	-	255,000
平成22年度	-	255,000

(ウ) 財政状態及び決算監査の状況

貸借対照表

科目	平成22年度	科目	平成22年度
	千円		千円
流動資産	191,155	流動負債	165,943
固定資産	652,957	固定負債	547,181
基本財産	5,000	負債合計	713,125
その他固定資産	647,957	正味財産	130,987
資産合計	844,113	負債・正味財産合計	844,113

(I) 資産の内容

主な資産は普通預金、定期預金、株券及び地方債で構成されており、広島市からの出えん及び民間からの寄附によるものである。なお、リスク資産である株券を保有しているが、これは寄附によるものであり、運用を目的として購入したものではない。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(11) 財団法人広島勤労者職業福祉センター（現 財団法人広島市未来都市創造財団）

出えん金

ア 概要

(ア) 出資先の概要

勤労者の職業及び福祉に関する事業を総合的に行い、もって勤労者の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和59年に設立された。

現在の実施事業内容は以下のとおりである。

- a 広島サンプラザの管理運営
- b 勤労者の教養・文化及び福祉の向上並びに職業相談及び職業情報の提供に関する事業
- c 中小企業勤労者の共済に関する事業
- d その他のこの法人の目的を達成するために必要な事業

平成22年度末の出資比率66.7%、基本財産は1,500万円（うち広島市出えん金1,000万円、広島県出えん金500万円）となっている。なお、広島県は平成23年3月をもって出えん金500万円に係る権利を放棄した。

なお、財団法人広島勤労者職業福祉センターは、平成23年4月1日付けで財団法人広島市ひと・まちネットワーク及び財団法人広島市文化財団と合併し、財団法人広島市未来都市創造財団に名称変更した。合併の結果、純資産額は300万円以上となった。

(イ) 出えん金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	-	242,500
平成14年度	-	242,500
平成15年度	-	242,500
平成16年度	-	242,500
平成17年度	-	242,500
平成18年度	-	242,500
平成19年度	-	242,500
平成20年度	86,432	156,068
平成21年度	4,185	151,883
平成22年度	4,185	147,698

(注) 当出えん金残高は、広島市出えん金1,000万円(基本財産)と附属体育館建設費に対する出資2億3,250万円(特定資産)の合計額である。なお、附属体育館建設費に対する出資の平成22年度末償却後残高は1億3,769万円である。

(ウ) 財政状態

貸借対照表

科目	平成22年度	科目	平成22年度
	千円		千円
流動資産	20,771	流動負債	270,492
固定資産	235,432	固定負債	75,263
基本財産	15,000		
特定資産	175,756	負債合計	345,756
その他固定資産	44,676	正味財産	89,551
資産合計	256,204	負債・正味財産合計	256,204

(I) 資産の内容

主な資産は現金、普通預金、定期預金及び有形固定資産で構成されており、リスクの高い金融資産の保有は見受けられない。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 監査の意見

【単年度融資について】

広島市から財団法人広島勤労者職業福祉センター(現 財団法人広島市未来都市創造財団)へ単年度融資を行っている。なお、単年度融資についての意見は「第4 収入未済・債権 - 1 収入未済・債権総論 - (3) 単年度融資」参照。

(12)財団法人地域総合整備財団出えん金

ア 概要

(ア) 出資先の概要

財団法人地域総合整備財団は、地域における民間能力の活用、民間部門の支援策として考え出され、昭和63年12月、自治大臣(現：総務大臣)及び大蔵大臣(現：財務大臣)の許可を得て、都道府県及び政令指定都市の出えんによる財団法人として発足した。当財団は、地方自治の充実強化のため、地方公共団体との緊密な連携の下に、民間能力を活用した地域の総合的な振興及び整備に資する業務を行うとともに、地方公共団体が行う長期資金の融資業務を支援することにより、地域における民間事業活動等の積極的展開を図り、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的としている。

都道府県等の出えんは、1団体当たり5,000万円(3か年で1億5,000万円)とされており(昭和63年12月21日自治省財政局地方債課)、広島市もこれに従い、昭和63年度より平成2年度までの3か年で合計1億5,000万円の出えんを行っている。

(イ) 出えん金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	-	150,000
平成14年度	-	150,000
平成15年度	-	150,000
平成16年度	-	150,000
平成17年度	-	150,000
平成18年度	-	150,000
平成19年度	-	150,000
平成20年度	-	150,000
平成21年度	-	150,000
平成22年度	-	150,000

(ウ) 財政状態

貸借対照表

科目	平成22年度	科目	平成22年度
	千円		千円
流動資産	245,168	流動負債	14,049
固定資産	11,282,389	固定負債	25,201
基本財産	10,650,000	負債合計	39,251
特定資産	557,201	指定正味財産	10,650,000
その他固定資産	75,187	一般正味財産	838,306
		正味財産合計	11,488,306
資産合計	11,527,557	負債・正味財産合計	11,527,557

(I) 資産の内容

主な資産は現金、普通預金、定期預金のほか、MMF（マネー・マネージメント・ファンド）、地方債、社債及び外国債で構成され、東京電力債、ノルウェー地方金融公社債等の一定のリスクを有する金融商品を保有している（平成23年3月31日現在）。同財団は地方公共団体の出えんで構成されている。広島市の出えん割合は全体の出資金の0.9%にとどまり、運用方針の決定権がないことから当報告書では検出事項として取扱わない。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

第6 基金

最後に広島市の基金について検討を行った。ここでは、主に現在のような低金利時代における基金の運用状況について検討を行うとともに、基金の必要性についての検討を行った。

1 基金総論

(1) 基金の管理と運用

ア 概況

基金はこれを条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない（地方自治法第241条第2項）とされている。

広島市では、基金の管理は各担当局の主管課で行っているが、運用に関しては、財政局財政課が一元的に実施しており、運用方針は次の順序に従っている¹。

(ア) 歳計現金²への繰替運用

(イ) 長期運用が可能な基金は、国債、地方債、政府保証債³等の公金喪失リスクの無い安全な債券の購入

(ウ) 相殺が可能な範囲内の預金

（この場合は歳計現金に繰り替えた上で預金する。）

(I) 経営の健全性が確認できる金融機関への預金

現在、年度内は指定金融機関等で2～3か月を運用期間とした預金への預入れが主となっており、年度末時点ではほとんどの基金残高は上記(ア)の繰替運用による歳計現金残高となっている。また、(イ)の債券での運用については地方債を数銘柄保有しているが、保有しているのは1基金のみである。さらに、(ウ)及び(I)の預金での運用については、指定金融機関等への譲渡性預金、短期の定期預金及び無利息型普通預金であり、民間金融機関の信用リスクの影響を受けないものである。

主管課は、定期的に財政局財政課より運用の連絡を受け、「基金の運用に関する財政課指針」に基づき、各課で決定した運用額で財政局財政課に運用依頼を行い、その後、財政局財政課より運用結果報告を受ける。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 監査の意見

【マニュアル類の整備について】

広島市は基金運用方針として、平成19年11月に会計室より発表された「広島市におけるペイオフ解禁への対応方策」を定めている。同方策は地方自治法に従ったものであり、また、広島市はこれに従った運用を行っているが、実務上の指針となる

¹（出典）広島市ホームページ「広島市におけるペイオフ解禁への対応方策」

²（用語の説明）地方公共団体の歳入歳出に属する現金、すなわち一会計年度における一切の収入又は支出に係る現金をいう。（地方財務研究会編集「地方財政小辞典（6訂）」）

³（用語の説明）政府保証債とは、公庫等の政府関係機関及び独立行政法人等の特別法律により設立された法人により発行される債券で、その元金と利子の支払い債務が政府によって保証されているものをいい、国債に次いで高い信用力を持つものである。（地方財務研究会編集「地方財政小辞典（6訂）」）

マニュアル類は整備されていない。実務上の指針を文書として明示することが望ましく、広島市は業務手順等を記載したマニュアル類を整備することが望ましい。

(2) 基金の繰替運用

ア 概況

上記(1)に記載のとおり、広島市の基金は主に繰替運用することとされている。ここで、繰替運用とは、歳計現金の支払いなどのために、一時的に基金の現金を使用することをいう。基金に属する現金の保管運用については、「条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。」（地方自治法第241条第2項）ことと、「歳計現金の出納若しくは保管...の例による。」（同条第7項）ことのほかに特段の規定はなく、「繰替運用」は確実な繰戻しの方法や期間、利率等を定めて行う「運用手段」の1つと考えられている¹。

繰替運用は条例で定めることにより可能とされており、広島市は設置している基金全部に繰替運用を可能とする規定を設けている。

なお、平成23年3月末時点では、基金残高1,142億円に対し、実質的な繰替運用額は176億円となっている。

期中の繰替運用については、金融機関の入札による利率の加重平均を用いて運用利率を決定している。そのため、金融機関への預入れと同等の利率での運用となっている。

№	基金名	平成22年度末 残高	繰替 運用	運用種別	運用先	預入額
		千円				千円
1	広島市減債基金	71,223,831	可能	繰替運用	別段預金	56,143,282
2	広島市開発事業基金	13,094,850	可能	繰替運用	別段預金	13,094,850
3	広島市財政調整基金	14,262,076	可能	繰替運用	別段預金	14,262,076
4	広島市土地開発基金	6,755,207	可能	繰替運用	別段預金	2,418,609
5	広島市介護給付費 準備基金	4,126,889	可能	繰替運用	別段預金	4,126,889
6	広島市地域福祉基金	302,646	可能	繰替運用	別段預金	302,646
7	広島市民球場基金	1,350,702	可能	繰替運用	別段預金	1,350,702
8	旧広島市民球場跡地 整備事業等基金	1,102,289	可能	繰替運用	別段預金	1,102,289
9	広島市環境保全事業 基金	700,540	可能	繰替運用	別段預金	700,540
10	広島市介護従事者 処遇改善臨時特例 交付金基金	299,506	可能	繰替運用	別段預金	299,506
	その他	1,021,488				1,021,488
	合計	114,240,024				94,822,877

（注）預入額948億円のうち実質的な繰替運用額は176億円である。

¹（出典）日本公認会計士協会「公会計・監査特別委員会研究報告第1号」地方公共団体の会計に関する提言

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 基金の存続意義について

ア 概要

「2 個別制度」で各基金の設置趣旨及び基金の運用状況を検討ところ、おおむね各基金はその設置趣旨に合致した積立て、管理、処分等が行われている。

ただし、広島市土地開発基金は財源の本来の事業への充当が極めて少額となっている。また、広島市環境保全事業基金の当初設置分（4億円）は運用益が低額なため、小規模な事業にしか充当できていない。その他、基金残高が100万円未満で推移し、事業への充当が十分に行えない基金があった。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 監査の意見

【基金の必要性及び存続意義について】

広島市の基金には広島市土地開発基金のように財源の本来の事業への充当が極めて少ない基金や広島市環境保全事業基金の当初設置分（4億円）のように運用益が低額なため小規模な事業にしか充当できない基金がある。また、今回、直接の検討対象とはしていないが、基金残高が100万円未満で推移し、事業への充当が十分に行えないような存続意義に懸念のある基金もある。

広島市においては財政健全化計画を策定し、また、将来的な財源不足が議論される場面もあることから、本来の目的使用が行われていない基金や小規模な事業にしか充当できない基金について、基金存続の必要性及び基金残高の適正性について検討することが望まれる。

2 個別制度

(1) 広島市減債基金

ア 概要

(ア) 基金の概要

広島市債の償還財源の確保及び適正な管理により、将来にわたる広島市財政の健全な運営に資することを目的として設置されている（地方自治法第241条、広島市減債基金条例第1条）。

(イ) 基金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	9,740,117	21,788,843
平成14年度	12,773,839	34,562,682
平成15年度	12,845,012	47,407,694
平成16年度	14,577,900	61,985,594
平成17年度	4,050,895	66,036,489
平成18年度	2,073,127	68,109,616
平成19年度	1,605,591	66,504,025
平成20年度	2,055,807	68,559,832
平成21年度	1,249,262	69,809,094
平成22年度	1,414,737	71,223,831

広島市では毎年、定期的に市場公募債等を発行している。市債の多くは、満期一括償還であることから、満期時の多額の償還に備えて当基金の計画的な積立てを行っている。積立てと取崩しのルール（償還期間が30年の場合）は以下のとおりである。

当初10年間は、3年間元金を据置いた後、4年目から毎年借入額の3.7%相当を減債基金に積み立て、満期時（10年目）に積立金を取り崩して償還に充てるとともに、不足額（74.1%）を借り換える。

借換え後も毎年当初借入額の3.7%相当を減債基金に積み立て、満期時（当初借入から20年目）に積立金を取り崩して償還に充てるとともに、不足額（当初借入額の37.1%相当）を再度借り換える。

2回目の借換え後も毎年当初借入額の3.7%相当を減債基金に積み立て、満期時（当初借入から30年目）に積立金を取り崩して償還に充てる。

このルールは、満期時に発生する公債費の平準化を図るとともに、世代間負担の公平性を図ることを目的として定められている。

(ウ) 資産の内容

科目	平成22年度
	千円
預金	187,316
運用金	56,143,282
有価証券	14,893,233
合計	71,223,831

資産の内訳は以下のとおりであり、リスクの高い資産は保有していない。

預金：無利息型の普通預金

運用金：主に譲渡性預金

有価証券：地方債

(I) 直近の運用実績

基金から生じる余剰金の運用については財政局財政課が一元的に実施している。

現在、同基金が保有する債券は地方債（償還期限10年）であり、平成14年度から運用している。地方債の利率は表面利率1.3%～1.5%と預金利率と比較して高いが、平成18年度以降は新規取得を行っていない。

この理由は、「広島市におけるペイオフ解禁への対応方策」に基づき、歳計現金への繰替運用を優先させていることによるものである。

なお、運用益金は、同条例第5条「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。」に従い、基金に積み立てている。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 広島市開発事業基金

ア 概要

(ア) 基金の概要

開発事業を円滑かつ効率的に推進する目的で設置されている（広島市開発事業基金条例第1条）。

広島市は昭和41年に西部開発事業特別会計を設置（その後昭和60年に開発事業特別会計を設置）し、昭和49年から臨海部の土地分譲を開始した。昭和62年度までに山地部、臨海部を合わせ約208haを処分した結果、昭和62年度末時点で開発事業特別会計において77億2,789万円の決算剰余金が生じたため、これを原資に平成元年3月に同基金を設置した。

(イ) 基金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	305,179	6,633,574
平成14年度	850,257	7,483,831
平成15年度	38,787	7,522,618
平成16年度	376,346	7,146,272
平成17年度	6,447,579	698,693
平成18年度	3,494,812	4,193,505
平成19年度	4,335,911	8,529,416
平成20年度	4,173,527	12,702,943
平成21年度	1,677,436	14,380,379
平成22年度	1,285,529	13,094,850

開発事業特別会計及び西風新都特別会計で剰余金が発生した場合に積立てを行い（同条例第2条）、各事業で資金不足となった場合に同基金を取り崩して開発事業特別会計又は西風新都特別会計に繰り入れている（同条例第4条）。

< 平成18年度 >

五日市地区開発事業において用地売却(約29億円)を行ったため増加している。

< 平成19年度 >

若草地区市街地再開発事業の転出補償金収入等により増加している。

< 平成20年度、平成21年度 >

開発事業特別会計決算剰余金の積立てによる増加である。

< 平成22年度 >

土地開発公社保有土地のうち西広島駅周辺地区整備事業用地を取得(約13億円)したため減少している。

(ウ) 資産の内容

科目	平成22年度
	千円
運用金	13,094,850
合計	13,094,850

運用金は主に譲渡性預金であり、リスクの高い資産は保有していない。

(I) 直近の運用実績

基金から生じる剰余金の運用については財政局財政課が一元的に実施している。

なお、運用益金は同条例第5条「基金の運用から生ずる収益は、開発事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。」に従い、基金に積み立てている。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 広島市財政調整基金

ア 概要

(ア) 基金の概要

財政の健全な運営に資することを目的として設置されている(広島市財政調整基金条例第1条)。

地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期しない収入減や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、財源に余裕のある年度に積立てをしておくことが必要である¹。

¹ (出典) 地方財務研究会編集「地方財政小辞典」

(イ) 基金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	137,262	8,935,584
平成14年度	453,874	8,481,710
平成15年度	1,274,110	7,207,600
平成16年度	709,727	7,917,327
平成17年度	2,672,580	10,589,907
平成18年度	856,860	11,446,767
平成19年度	1,903,014	13,349,781
平成20年度	1,069,539	12,280,242
平成21年度	275,011	12,005,231
平成22年度	2,256,845	14,262,076

毎年度基金として積み立てる額は、一般会計の毎会計年度において新たに生じた歳入歳出の決算剰余金のうちから、その2分の1を下らない範囲内で市長が定める額とする。市長が必要と認めるときは、予算の定めるところにより基金に積立てをすることができる（同条例第2条）。

処分に関しては、限定的であり、以下のいずれかに該当する必要がある（同条例第4条）。

- a 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- b 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- c 緊急に行うことが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- d 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- e 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。

なお、広島市は平成20年2月に「今後の財政運営の方針」を公表し、行財政改革への取組を行っている。その中の目標として「財源不足の解消と財政調整基金の確保」を挙げており、平成22年度は計画を達成している。

(ウ) 資産の内容

科目	平成22年度
	千円
運用金	14,262,076
合計	14,262,076

運用金は主に譲渡性預金であり、リスクの高い資産は保有していない。

(I) 直近の運用実績

基金から生じる剰余金の運用については財政局財政課が一元的に実施している。

なお、運用益金は同条例第5条「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。」に従い、基金に積み立てている。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 広島市土地開発基金

ア 概要

(ア) 基金の概要

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的として設置されている（地方自治法第241条、広島市土地開発基金条例第1条）。基金が設置された時代は高度経済成長期であり、地価の高騰に対処し、土地を先行取得することで公共事業の円滑かつ効率的な執行を図る必要性があった。

土地開発基金は、広島市が設置する他の基金と異なり、処分について目的制限はなく（地方自治法第241条第3項の適用なし。）、一部を取り崩して一般財源として活用することが可能である。

(イ) 基金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	-	8,844,312
平成14年度	-	8,844,312
平成15年度	-	8,844,312
平成16年度	-	8,844,312
平成17年度	3,446	8,840,866
平成18年度	25,198	8,815,668
平成19年度	27,350	8,788,318
平成20年度	28,041	8,760,277
平成21年度	18,485	8,778,762
平成22年度	2,023,555	6,755,207

広島市は財政非常事態宣言を出した平成15年に土地開発基金条例を改正し、当基金の取崩しを可能にしている。

< 平成22年度 >

法人市民税等の大幅な減収により広島市の財源が厳しい状況にある中で、上記の条例改正後初めて、実際に財源対策を目的として20億円の取崩しを行っている。

(ウ) 資産の内容

科目	平成22年度
	千円
運用金	2,418,610
不動産	4,336,597
合計	6,755,207

運用金は主に譲渡性預金であり、リスクの高い資産は保有していない。

先行取得を目的とした基金のため、不動産は土地のみであり、内訳は以下のとおりである。

No	区分	所在	面積	金額	取得年月日	現況
1	清掃施設用地 (安佐南工場)	安 佐 南 区 沼田町	32,873.38 ^{m²}	416,131 ^{千円}	平 成 5 年 3 月 31日	貸付
2	空港隣接住宅 移転促進事業 用地	西 区 観 音 新町	793.92	301,021	平 成 8 年 1 月 22日	使用承認
3	大河小学校拡 張事業用地	南区旭町	594.58	357,404	平 成 13 年 4 月 20日	未利用
4	高 陽 出 張 所 用地	安 佐 北 区 深川	1,043.31	148,672	平 成 8 年 4 月 10日	使用承認
5	出島福祉セン ター用地	南区出島	1,005.24	228,189	平 成 9 年 5 月 30日	使用承認
6	尾 長 小 学 校 拡張事業用地	東区山根町	712.38	213,368	平 成 17 年 1 月 31日	未利用
7	原南小学校拡 張事業用地	安 佐 南 区 西原	433.77	111,822	平成11年11月 29日	貸付
8	二葉の里市有地 整備事業用地	東 区 二 葉 の里	5,202.25	1,870,517	平 成 17 年 3 月 31日	使用承認
9	筒瀬グリーン バンク広場整 備事業用地	安 佐 北 区 安佐町	14,548.16	330,440	平 成 15 年 5 月 30日	使用承認
10	光南第二公園 (仮称)整備事 業用地	中区光南町	1,025.78	237,981	平成17年12月 16日	使用承認
11	船 越 小 学 校 借 用 地 取 得 事業用地	安 芸 区 船 越町	1,186.78	121,052	平成17年12月 16日	使用承認
合 計			55,149.55	4,336,597		

上表の土地のうち、4件（No3、6、7、11）は平成23年度に一般会計で取得予定であるが、その他の取得時期は未定である。

(I) 直近の運用実績

基金から生じる余剰金の運用については財政局財政課が一元的に実施している。

なお、運用益金は同条例第5条「基金の運用から生ずる収益は、一般会計又は用地先行取得特別会計の歳入歳出予算に計上して整理するものとする。」に従い、用地先行取得特別会計に組み入れている。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 監査の意見

【基金で保有する土地の早期取得について】

広島市土地開発基金で先行取得した土地については、まずは、一般会計等での再取得の可能性を検討し、再取得の見通しが立たないものについては、必要に応じ、

先行取得時の目的以外での処分も含め、検討することが望まれる。

さらに、同基金は、もともとは高度経済成長期において、土地価格は将来的に高騰すると想定された時代背景をもとに設置された基金である。現状として、同基金は新たな用地の先行取得に活用されず、財源不足を補うための一般財源としての活用もされている。であるならば、近年の社会経済情勢等を考慮し、同基金を存続すべきかどうかの検討をする時期にきていると考える。

(5) 広島市介護給付費準備基金

ア 概要

(ア) 基金の概要

介護保険事業の実施に伴う歳計剰余金の適正な管理及び確実な資金運用を図り、もって事業の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、介護保険の施行に伴い設置されている（広島市介護給付費準備基金条例第1条）。

(イ) 基金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	789,519	785,519
平成14年度	405,783	379,736
平成15年度	179,704	200,032
平成16年度	184,884	15,148
平成17年度	46,655	61,803
平成18年度	956,977	1,018,780
平成19年度	922,359	1,941,139
平成20年度	946,393	2,887,532
平成21年度	985,336	3,872,868
平成22年度	254,021	4,126,889

保険料の剰余金が発生した場合に積み立て、給付費が不足する場合に限り取崩しを行う（同条例第2条、第4条参照）。

(ウ) 資産の内容

科目	平成22年度
	千円
運用金	4,126,889
合計	4,126,889

運用金は主に譲渡性預金であり、リスクの高い資産は保有していない。

(エ) 直近の運用実績

基金から生じる剰余金の運用については財政局財政課が一元的に実施している。

なお、運用益金は同条例第5条「基金の運用から生ずる収益は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。」に従い基金に積み立てている。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(6) 広島市地域福祉基金

ア 概要

(ア) 基金の概要

市民の福祉意識の高揚、地域における福祉活動の促進等地域福祉の推進を図るための事業を円滑かつ効率的に行うことを目的として設置されている(広島市地域福祉基金条例第1条)。

(イ) 基金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	-	2,036,860
平成14年度	-	2,036,860
平成15年度	-	2,036,860
平成16年度	-	2,036,860
平成17年度	165,786	2,202,646
平成18年度	-	2,202,646
平成19年度	-	2,202,646
平成20年度	-	2,202,646
平成21年度	-	2,202,646
平成22年度	1,900,000	302,646

<平成17年度>

旧湯来町との合併により財産を引き継いだため増加している。

<平成22年度>

広島市の財源対策として、地域福祉の向上を目的とした事業に充てるために設けている当基金(19億円)を取り崩し、対象事業へ充てたため大幅に減少している。

取崩し額の内訳は以下のとおりである。

区分		金額
主要経費掲載事業	重度心身障害者介護保険利用負担助成事業	千円 279,146
	その他主要経費掲載事業	92,453
その他	精神障害者通院医療促進事業(自立支援精神医療対象)	336,130
	高齢者公共交通機関利用助成	583,380
	障害者バス等利用助成	103,029
	ひとり親家庭等医療費補助事業	171,250
	乳幼児等医療費補助	103,650
	福祉タクシー利用助成事業	148,904
	その他事業	82,058
合計	-	1,900,000

また、平成23年度にも以下の取崩しを行っている。

区分		金額
その他	高齢者公共交通機関利用助成	千円 300,000

(ウ) 資産の内容

科目	平成22年度
運用金	千円 302,646
合計	302,646

運用金は主に譲渡性預金であり、リスクの高い資産は保有していない。

(I) 直近の運用実績

基金から生じる余剰金の運用については財政局財政課が一元的に実施している。

なお、運用益金は同条例第5条「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業の実施に必要な財源に充てるものとする。」に従い、主に地域福祉センター管理運営経費に充当している。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(7) 広島市民球場基金

ア 概要

(ア) 基金の概要

広島市民球場の修繕、改良その他の管理運営のための資金に充てることを目的として設置されている（広島市民球場基金条例第1条）。

新たに球場を広島市南区地内（貨物ヤード跡地）に整備するための資金及び当該球場の修繕、改良その他の管理運営のための資金に充てることを目的として、平成17年12月に広島市新球場整備基金条例を制定した。その後、新球場の整備が完了したことに伴い、平成21年4月に広島市民球場基金条例に題名改正し、現在に至っている。

(イ) 基金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成17年度	125,427	125,427
平成18年度	328	125,755
平成19年度	7,022	132,777
平成20年度	202,960	335,737
平成21年度	951,887	1,287,624
平成22年度	63,078	1,350,702

平成17年度に広島市新球場整備基金を設置して以来、たる募金、経済界寄附金、一般寄附金、命名権料及び基金運用利子等を積み立てている。

< 平成21年度 >

経済界寄附金、命名権料等が含まれているため大幅な増加となっている。

< 平成22年度 >

経済界寄附金、一般寄附金及び基金運用利子により増加している。

今後の積立ては命名権料、基金運用利子が主たるものとなり、また、取崩しについては、平成21年度に策定した広島市民球場長期保全計画に基づき、順次実施される大規模修繕に使用するとともに、必要に応じて球場の機能向上を図るための施設整備に使用する。

なお、上記計画では、開場から30年間で大規模修繕費が約65億円発生することが予定されている。

(ウ) 資産の内容

科目	平成22年度
	千円
運用金	1,350,702
合計	1,350,702

運用金は主に譲渡性預金であり、リスクの高い資産は保有していない。

(I) 直近の運用実績

基金から生じる余剰金の運用については財政局財政課が一元的に実施している。

なお、運用益金は同条例第5条「基金の運用から生ずる収益は、広島市民球場特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。」に従い、基金に積み立てている。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(8) 旧広島市民球場跡地整備事業基金

ア 概要

(ア) 基金の概要

旧広島市民球場の跡地整備に係る事業を円滑に行うための資金に充てることを目的として設置されている（旧広島市民球場跡地整備事業基金条例第1条）。

元々は、昭和39年4月に広島市民球場（旧広島市民球場）の改良等の資金に充てることを目的として設置された基金であるが、平成21年4月にヤード跡地への新球場（現広島市民球場）整備に伴い、これまでの広島市民球場基金を引き継ぐ形で、旧広島市民球場跡地整備事業等基金が設置された。その後、平成22年9月に旧広島市民球場跡地整備事業基金条例に題名改正され、現在に至っている。

(イ) 基金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成20年度(注1)	-	1,105,566
平成21年度(注2)	37,041	1,142,607
平成22年度(注3)	40,318	1,102,289

(注1) 平成20年度残高は広島市民球場基金(旧広島市民球場)からの引継分を記載している。

(注2) 平成21年度から旧広島市民球場跡地整備事業等基金

(注3) 平成22年9月から旧広島市民球場跡地整備事業基金

基金への積立ては、主に基金の運用から生ずる収益である。また、基金の取崩しは、旧広島市民球場が廃止されるまでの間の管理運営費(平成21年度のみ)及び球場跡地の整備事業費に使用する。

今後の方向性として、旧広島市民球場跡地の整備事業は、平成24年度末までを目途に球場跡地の活用方策の検討を行い、平成25年度以降に事業化する予定としていることから、平成25年度以降は基金残高が大きく減少することが見込まれる。

(ウ) 資産の内容

科目	平成22年度
	千円
運用金	1,102,289
合計	1,102,289

運用金は主に譲渡性預金であり、リスクの高い資産は保有していない。

(I) 直近の運用実績

基金から生じる余剰金の運用については財政局財政課が一元的に実施している。

なお、運用益金は同条例第5条「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。」に従い、基金に積み立てている。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(9) 広島市環境保全事業基金

ア 概要

(ア) 基金の概要

市民に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域の環境保全活動の振興を図るための事業を円滑かつ効率的に行うことを目的として設置されている(広島市環境保全事業基金条例第1条)。

近年、都市化の進展、国民生活の向上等が進む中で、快適で潤いのある生活環境の形成、身近な自然環境との触れ合いを求める国民の声がかつてなく高まっている。地方公共団体においては、これまで地域の環境保全に関する普及啓発等に

関する様々な事業を行ってきているが、環境の状況等を踏まえれば、こうした取組を一層強化することが必要となっている。

このような状況を背景として、地域環境保全活動に要する財源を安定的に確保し、必要な事業を継続的かつ着実に行うことができるようにするため、全国の都道府県及び政令指定都市における地域環境保全のための基金の造成に対し国が補助を行い、その運用益により地域に根ざした環境保全活動を強力かつ広範に展開していくこととしている。

(イ) 基金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成13年度	-	400,000
平成14年度	-	400,000
平成15年度	-	400,000
平成16年度	-	400,000
平成17年度	-	400,000
平成18年度	-	400,000
平成19年度	-	400,000
平成20年度	-	400,000
平成21年度	302,057	702,057
平成22年度	1,517	700,540

積増分(地域グリーンニューディール基金事業)3億200万円は、地球温暖化問題等の緊急の環境問題を解決するために不可欠である地域の取組を支援し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会を構築するための各種事業の実施に必要な財源に元金及び運用益を充当することを目的として国より受けた補助金である。なお、地域グリーンニューディール基金事業は平成23年度をもって終了し、残額は国に納付される(同条例 附則2)。

(ウ) 資産の内容

科目	平成22年度
	千円
運用金	700,540
合計	700,540

運用金は主に譲渡性預金であり、リスクの高い資産は保有していない。

(I) 直近の運用実績

基金から生じる余剰金の運用については財政局財政課が一元的に実施している。

なお、運用益金は同条例第5条第1項「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業の実施に必要な財源に充てるものとする。」に従い、基金設置当初(平成元年度)の4億円(国庫補助金2億円、市費2億円)について、運用益を各種事業の実施に必要な財源に充てている。

また、地域グリーンニューディール基金に該当する部分については同条例附則

3「運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。」に従い、基金に積み立てている。

(イ) 基金の処理状況

基金の処理状況は以下のとおりである。

a 当初設置分（元金4億円）

事業名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 予定
広島地球ウォッチングクラブの運営 （環境局企画課所管）	千円 554	千円 491	千円 590
環境サポーターの養成 （環境局企画課所管）	420	432	473
合計	974	923	1,063

（注）金額は事業費である。

b 地域グリーンニューディール基金分（元金3億200万円）

事業名	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 予定	合計
地域照明LED化普及促進モデル事業 （環境局企画課所管）	千円 -	千円 21,543	千円 30,183	千円 51,726
民間建築物省エネ設備改修支援補助 事業（環境局企画課所管）	-	12,901	50,053	62,954
微量PCB汚染廃電気機器等把握支援 事業（環境局産業廃棄物指導課所管）	33	825	10,925	11,783
森林公園昆虫館木質バイオマス利用 モデル事業（経済局森林課所管）	1,743	31,597	-	33,340
広島市永安館省エネ改修事業 （健康福祉局環境衛生課所管）	-	-	47,295	47,295
広島市中央市場地域温暖化対策事業 （経済局中央市場所管）	-	-	94,900	94,900
充当未定	-	-	2	2
合計	1,776	66,866	233,358	302,000

（注）金額は基金充当額である。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ 監査の意見

【基金の存続意義について】

地域グリーンニューディール基金分（元金3億200万円）は、平成23年度に使用することを予定している。これに対し、当初設置分（元金4億円）についてはその運用益の低さから対象事業への充当は少額となっている。現在の低金利の下、運用益が低水準となることは避け難いものの、対象事業は小規模であり、財産が有効活用されているとは言い難いものとする。広島市は財産の有効な活用のため、広島市環境保全事業基金のうち小規模な事業にしか充当できない当初設置分について、基金存続の必要性について検討を行うことが望ましい。

(10) 広島市介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金

ア 概要

(ア) 基金の概要

介護従事者の処遇の改善を図ること等を目的として、平成21年4月1日に行われた介護報酬の改定による第1号被保険者の保険料負担の増加を緩和するための措置に要する経費に充てることを目的として設置されている（広島市介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金条例第1条）。

介護サービス従事者の確保については、平成20年5月に介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律が成立し、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成21年4月1日までに介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

なお、平成24年3月31日限りで同基金は効力を失い（同条例 附則2）、基金の残額は国に返還される予定である。

(イ) 基金残高の推移

決算期	増減額	残高
	千円	千円
平成20年度	773,816	773,816
平成21年度	232,498	541,318
平成22年度	241,812	299,506

同条例第4条に従い、事業の実施に必要な財源（同条例第1条に規定する介護報酬の改定による第1号被保険者の保険料負担の増加を緩和するための措置の財源）に充てるため、每期取崩しを行っている。

(ウ) 資産の内容

科目	平成22年度
	千円
運用金	299,506
合計	299,506

運用金は主に譲渡性預金であり、リスクの高い資産は保有していない。

(I) 直近の運用実績

基金から生じる余剰金の運用については財政局財政課が一元的に実施している。

なお、運用益金は同条例第5条「基金の運用から生ずる収益は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。」に従い、基金に積み立てている。

イ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。